

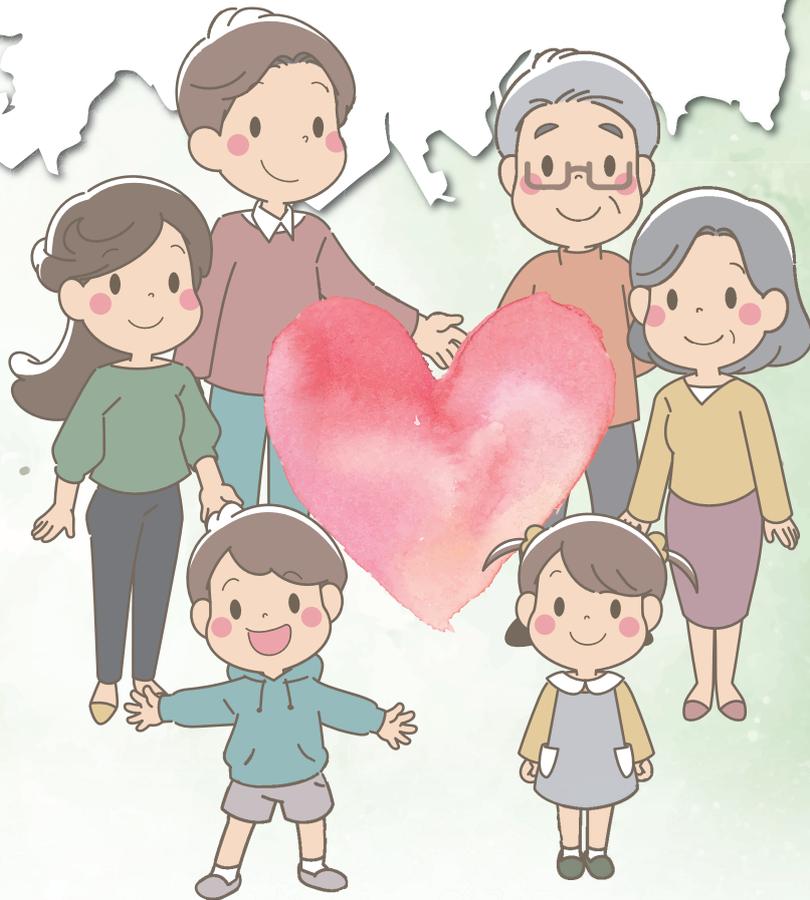
みんな笑がお！ 志あふれる結のまち しぶし

# 第3期 志布志市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

志布志市重層的支援体制整備事業実施計画  
志布志市再犯防止推進計画  
志布志市成年後見制度利用促進基本計画

令和6年度  
(2024)

▼  
令和11年度  
(2029)



令和6年3月

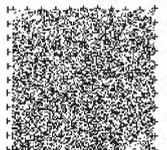


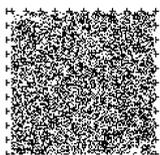
鹿児島県志布志市



社会福祉法人

志布志市社会福祉協議会





## ごあいさつ

このたび、本市では、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「第3期志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。地域福祉を推進するために、共に生きる社会づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実現・実行するための「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉の推進を目指してまいります。



また、「志布志市重層的支援体制整備事業実施計画」、「志布志市再犯防止推進計画」、「志布志市成年後見制度利用促進基本計画」についても包含して策定しており、今後、一体的に推進してまいります。

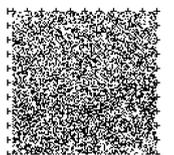
近年、少子高齢化や核家族化が進むとともに、ライフスタイルの変化と価値観の多様化、地域のつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症拡大による交流の減少等、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

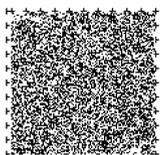
このような社会情勢を踏まえ、誰もが地域社会の一員として、尊重し、支え合いながら、安心して暮らしていくために、地域住民や地域の様々な主体が力を合わせ、世代や分野を超えてまるごとつながるような「地域共生社会の実現」に向け、今計画においても、第2期計画に引き続き、取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、御協力いただきました志布志市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケートやまちづくり委員会、パブリックコメント等を通じて貴重な御意見・御提言をいただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

志布志市長 **下平 晴行**





志布志市社会福祉協議会理念

「共にささえあい

笑がおで暮らせる 地域をめざして」



このたび志布志市社会福祉協議会が策定した、第3期志布志市地域福祉活動計画では、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、第2期に引き続き基本理念を「みんな笑がお！志あふれる 結のまち しぶし」とし、その理念実現に向け「5つの基本目標」を掲げ、各基本目標に「取組の柱」を設定しています。

社会福祉協議会の使命である地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、だれもが支えあいながら安心して暮らすことが出来る「共に生きる豊かな地域社会」づくりを進めています。そのためには、困った時に困ったと言ったことができる関係・環境づくりや、世代や属性を超えて個人が役割を持ち、その能力を発揮できる居場所づくりを整備し、「人や人」、「人や地域」が繋がり地域が主体となった地域づくりが必要と考えます。

SDGsの目指す持続可能で多様性・包摂性のある「誰一人取り残さない」という考え方をもって本市の地域福祉活動の推進を取り組むこととしております。

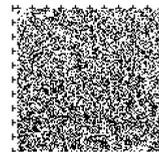
また、住民主体による地区計画は、地域特有の生活課題の解決や身近な地域における支え合いを実現するため、概ね小学校区を単位とした18地区ごとに組織される地域コミュニティ協議会と協働し策定していただきました。社会福祉協議会も地域コミュニティ協議会とともに地区計画の推進に積極的に参画し地域福祉の増進を図ってまいります。

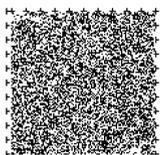
最後に、本計画の策定に御尽力いただきました志布志市地域福祉活動計画策定委員をはじめ、アンケートに貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます、「第3期 志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定にあたってのごあいさつといたします。

令和6年3月

社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会

会長 溝口 敏久

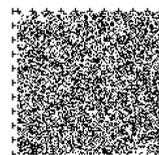




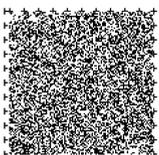
## 目 次

### 第 1 部 第 3 期志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画

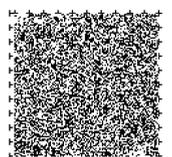
<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 地域福祉の考え方.....	8
4 地域福祉圏域の考え方.....	10
5 本市における地域共生社会の実現に向けた考え方.....	11
6 前期計画の進捗評価.....	17
<b>第 2 章 志布志市の現状と課題</b> .....	<b>23</b>
1 志布志市の概要.....	23
2 人口・世帯の状況.....	24
3 要介護（要支援）認定者及び障がいのある人の状況.....	29
4 その他支援を必要とする人の状況.....	33
5 地域活動を行う団体等の状況.....	35
6 民生費の状況.....	37
7 社会資源の状況.....	38
8 志布志市社会福祉協議会の状況.....	45
<b>第 3 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>46</b>
1 基本理念.....	46
2 基本目標.....	47
3 計画の体系.....	48
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>49</b>
基本目標 1 誰ひとり取り残さない地域共生社会を実現していこう.....	49
1 支え合いの体制充実と地域共生社会の推進.....	51
基本目標 2 効率的でみんなにやさしい行政サービスを提供していこう.....	54
1 みんなにやさしい情報発信体制の拡充.....	57
2 みんなにやさしいデザインの推進.....	58
3 包括的な相談支援体制の充実.....	59
基本目標 3 みんながふれあうことのできる暮らしやすい環境を構築していこう.....	60
1 医療・介護・健康づくり対策の充実.....	63



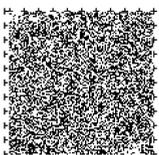
2 遊び場・ふれあいの場の充実 .....	65
3 移動・買い物支援の充実 .....	68
4 ごみ出し・ごみ分別支援の充実 .....	69
5 ボランティア活動の推進 .....	69
基本目標 4 見守りの輪を広げ、安全・安心な地域にしていこう .....	71
1 見守り活動の充実 .....	75
2 災害時支援体制の充実 .....	76
3 再犯防止に関する啓発と支援の充実 .....	78
基本目標 5 様々な困りごとに対して包括的な支援体制を構築していこう .....	80
1 権利擁護のための体制の拡充 .....	83
2 生活困窮者支援の充実 .....	85
3 就労支援の充実 .....	86
<b>第5章 志布志市社会福祉協議会 事業・取組一覧 .....</b>	<b>87</b>
<b>第6章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>89</b>
1 協働による計画の推進 .....	89
2 計画の評価・見直し .....	90
<b>第7章 地区活動計画 .....</b>	<b>93</b>
1 地域福祉活動計画における地区活動計画について .....	93
<b>第2部 志布志市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画</b>	
<b>第1章 事業計画の基本的考え方 .....</b>	<b>115</b>
1 策定の趣旨 .....	115
2 相談支援体制の課題 .....	116
3 重層的支援の推進体制 .....	117
<b>第2章 基本方針 .....</b>	<b>118</b>
1 基本方針 .....	118
<b>第3章 重層的支援体制の構築 .....</b>	<b>119</b>
1 事業の全体像 .....	119
2 連携体制の構築 .....	119



3 重層的支援体制整備事業の提供体制 .....	120
<b>第4章 計画の推進と進行管理.....</b>	<b>125</b>
1 事業目標・事業評価 .....	125
2 取組スケジュール .....	125
3 計画の推進と進行管理 .....	125
<b>第3部 志布志市再犯防止推進計画</b>	
<b>第1章 計画策定に関する基本的事項.....</b>	<b>129</b>
1 計画策定の趣旨 .....	129
2 計画の位置付け .....	129
3 計画期間 .....	129
<b>第2章 再犯防止をとりまく現状.....</b>	<b>130</b>
1 鹿児島県内における刑法犯認知件数 .....	130
2 鹿児島県内の市町村別犯罪率の比較（令和4年）.....	130
3 志布志市の犯罪率の推移（過去5年）.....	131
4 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率.....	131
<b>第3章 計画の基本方針 .....</b>	<b>132</b>
<b>第4章 再犯防止を推進するための施策（課題及び今後の方向性） .....</b>	<b>133</b>
1 広報・啓発活動の推進.....	133
2 就労・住居の確保のための取組 .....	133
3 保健医療・福祉サービスの利用支援 .....	134
4 修学支援及び非行の防止 .....	135
5 関係機関等との連携強化 .....	135
<b>第5章 計画の推進 .....</b>	<b>136</b>
<b>第4部 志布志市成年後見制度利用促進基本計画</b>	
<b>第1章 計画策定にあたって .....</b>	<b>139</b>
1 計画策定に関する基本的事項.....	139



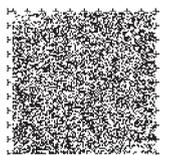
2 成年後見制度とは.....	140
3 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画について .....	141
<b>第2章 本市における制度利用等の状況 .....</b>	<b>142</b>
1 成年後見制度の利用者数 .....	142
2 日常生活自立支援事業に関する相談・利用状況 .....	143
3 市長申立て.....	143
4 報酬助成 .....	144
5 相談件数（志布志市成年後見支援センター） .....	144
<b>第3章 市の基本方針と施策の展開 .....</b>	<b>145</b>
1 計画の基本理念及び基本目標 .....	145
2 施策の体系 .....	145
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>146</b>
基本目標 1 権利擁護制度に対する理解の促進 .....	146
基本目標 2 権利擁護制度の相談・支援ネットワークの確立 .....	147
基本目標 3 権利擁護に特化した専門的な相談機関の整備 .....	148
<b>資料編</b>	
志布志市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	151
第3期志布志市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	153
志布志市地域福祉（活動）計画策定員会委員名簿.....	155
志布志市地域福祉計画策定検討会規程.....	156
第3期志布志市地域福祉計画策定検討会委員名簿.....	157
計画の策定経過 .....	158
用語解説 .....	159

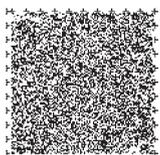


# 第1部



## 第3期 志布志市 地域福祉計画 地域福祉活動計画





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や少子高齢化・核家族化が進み、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々の生活での課題は様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。個人や世帯においては複数の分野にまたがる課題を抱え複合化し、例えば、8050 問題<sup>1</sup>、老老介護<sup>2</sup>、ダブルケア<sup>3</sup>や、ヤングケアラー<sup>4</sup>の課題などが顕在化しています。これらは、障がいのある人への支援制度、子ども・子育て支援制度、介護保険制度、生活困窮者自立支援制度などの単一の制度のみでは解決が難しく、複合的に支援していく必要があります。

しかしながら、人口減少に伴う少子高齢化等の進展に加え昨今の新型コロナウイルス感染症<sup>5</sup>による影響は地域での支援や福祉に関する活動に大きな影を落としました。令和5年5月に感染症法上は季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられたものの、新型コロナウイルス感染症の長期化は、外出や地域での活動を制限し、地域の中でのつながりを弱体化し、一人暮らしの高齢者をはじめ支援を必要とする複雑な課題を抱えた人々の孤立感を高め、今もなお地域コミュニティに大きな影響を与えていると考えられます。

志布志市（以下「本市」という。）では、様々な福祉事業に長年取り組み、地域包括ケアシステムの構築にも取り組んできましたが、これからのアフターコロナ<sup>6</sup>、人口減少社会を含めた社会情勢の変化に合わせ、さらに地域のコミュニティへの支援を強化するために「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を策定し、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりがつながり、地域をともに創っていくことを目指します。

これまで本市においては、平成31年3月に「第2期志布志市地域福祉計画・志布志市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、市と志布志市社会福祉協議会がともに連携を図り、本市における地域福祉の推進に取り組んできましたが、こうした状況を踏まえ、さらに地域福祉を推進していくため、「第3期志布志市地域福祉計画・志布志市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

<sup>1</sup> 80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。

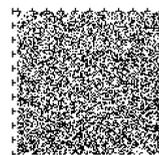
<sup>2</sup> 65歳以上の高齢者を65歳以上の高齢者が介護する状態。

<sup>3</sup> 育児と介護を同時期に担うことで、育児と介護の両方の責任や負担が重なること、またそうした状態。

<sup>4</sup> 家族のケアをするために家事や家族の世話などを日常的にする子どもたち。

<sup>5</sup> 2019年12月に報告された新型コロナウイルスによる肺炎などの感染症。中国の湖北省武漢市で発生し日本を含む世界各地に広がった。頭痛・高熱・倦怠感・肺炎などインフルエンザに似た症状を呈する。COVID-19。

<sup>6</sup> 新型コロナウイルスが蔓延した後の世界。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画

「**地域福祉計画**」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「**地域福祉活動計画**」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての市民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

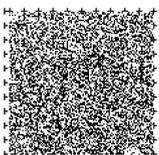
つまり、地域福祉を推進する上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

図表 1: 地域福祉計画及び地域福祉活動計画

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根拠法	根拠法 社会福祉法 第 107 条	根拠法 なし ※ 社会福祉法第 109 条の規定に基づく社会福祉協議会が活動計画として策定するもの
内容	地域福祉を推進する上で基礎となる理念や仕組みを示す基本計画	社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画
所管	志布志市	志布志市社会福祉協議会

2つの計画の関係性は、  
公と民の2つの視点から相互補完しつつ、  
地域福祉を推進する車の両輪のような関係

地域福祉の推進

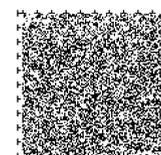


## (2) 本計画において包含するその他の計画

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の他に、本計画において包含する計画は以下の3つの計画です。

図表 2: 本計画において包含するその他の計画

計画名	根拠法及び条文
<b>重層的支援体制整備事業実施計画</b>	<p><b>根拠法</b> 社会福祉法 第106条の5</p> <p>(重層的支援体制整備事業実施計画)</p> <p>第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。</p>
<b>地方再犯防止推進計画</b>	<p><b>根拠法</b> 再犯の防止等の推進に関する法律 第8条</p> <p>(地方再犯防止推進計画)</p> <p>第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p>
<b>成年後見制度利用促進基本計画</b>	<p><b>根拠法</b> 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項</p> <p>(市町村の講ずる措置)</p> <p>第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p>



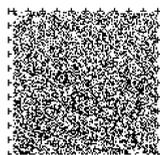
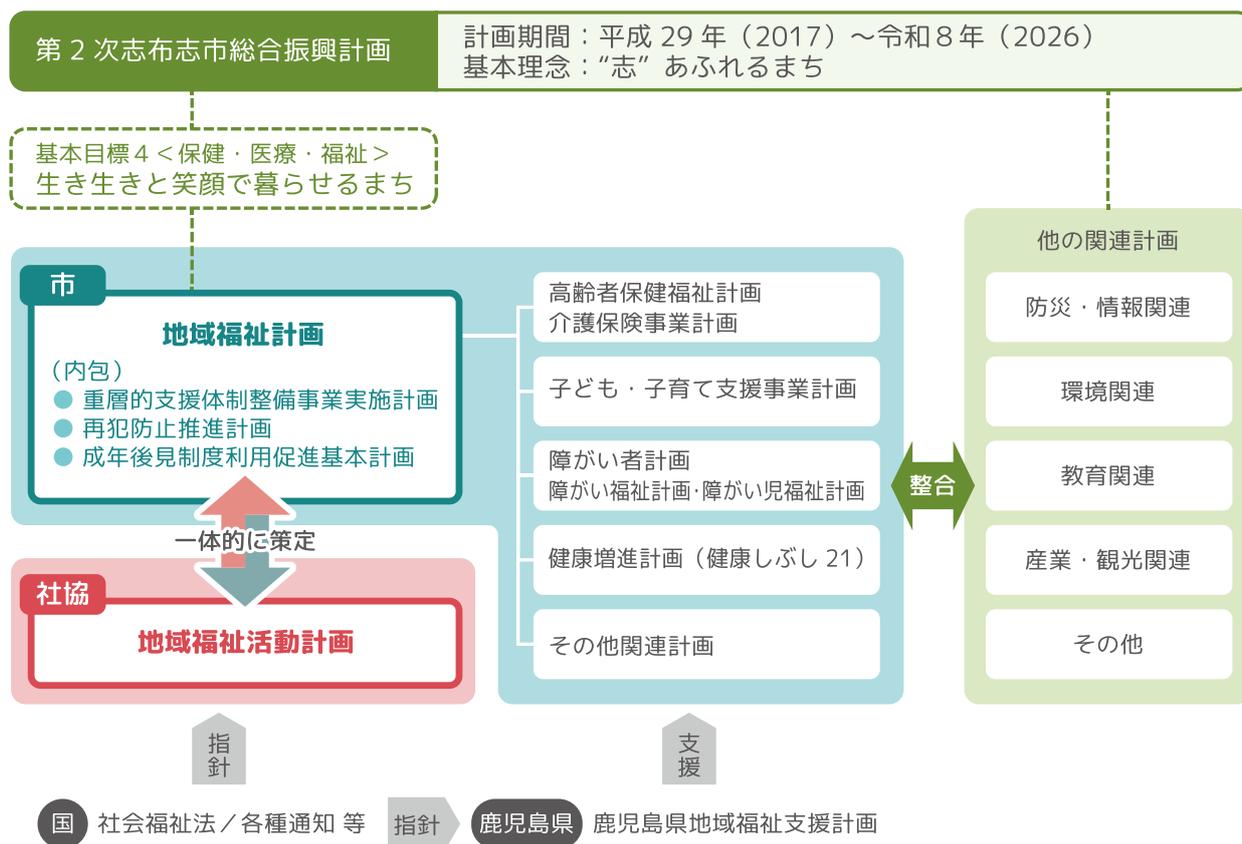
### (3) 上位計画及び関連計画との関係

本計画は、第2次志布志市総合振興計画を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉等、下位の福祉分野における行政計画及び他の関連計画との整合性、連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、市民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的をもつものです。

これらを一体となって策定することにより、行政や地域住民をはじめとして、自治会やボランティア団体、NPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わる様々な担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画とするため、地域福祉に関する活動等を積極的に推進する両計画を一体的に策定するものとします。

図表 3: 上位計画及び関連計画との関係

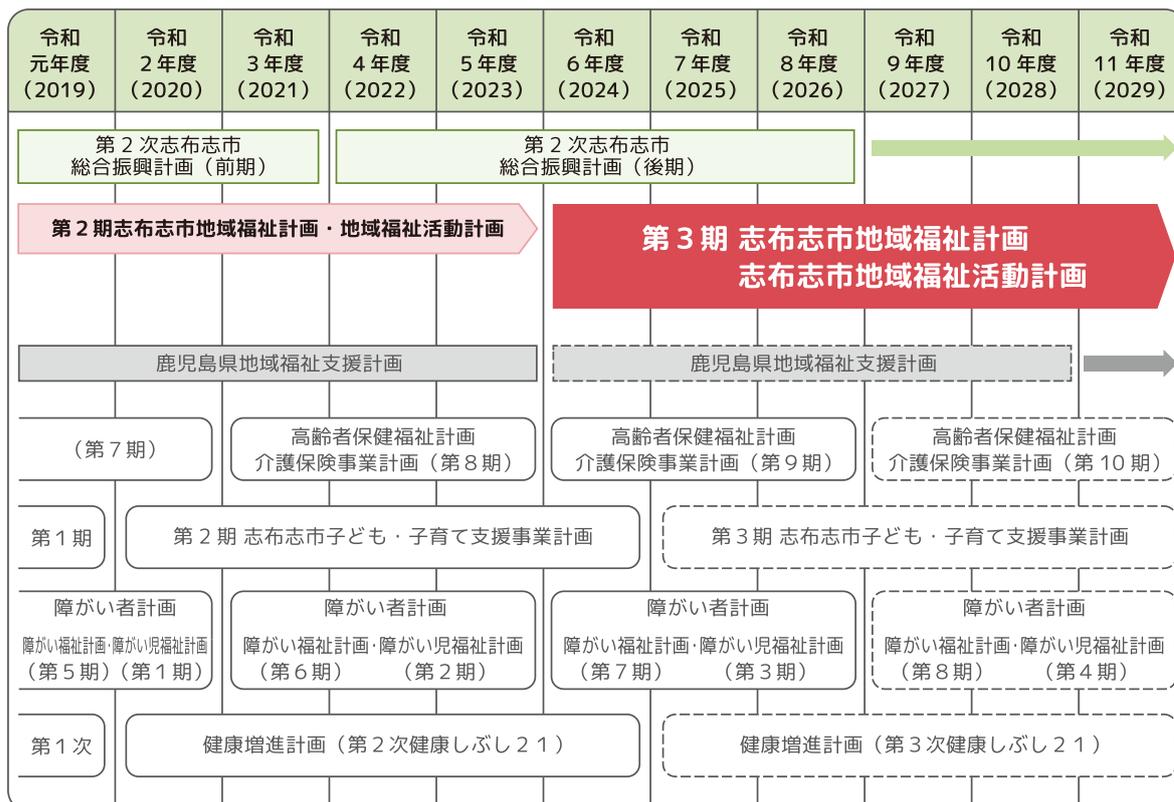


## (4) 計画の期間

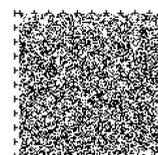
鹿児島県が策定する地域福祉支援計画との調和を図るため、今期に限り令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。来期以降はこれまで同様5年間の計画期間とする予定です。

さらに、計画期間内であっても国や鹿児島県の動向を踏まえ、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮し必要に応じて見直しも行っていくこととします。

図表 4: 計画の期間



※波線部は本計画策定時点で計画名が未定のものです。



### 3 地域福祉の考え方

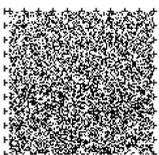
#### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての市民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるよう、市民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働による、地域福祉の推進における概念である「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を、本計画では次のように定義します。

図表 5: 自助・互助・共助・公助の定義

自助	互助	共助	公助
自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診（健診）を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。	家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民やNPO（非営利団体）などによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動となる。	制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。	自助・互助・共助でも支えることができない課題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する対応などが該当する。



## (2) 地域福祉が目指す地域共生社会について

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

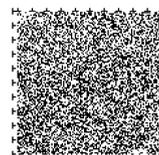
「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

他の人々が抱える生活上の課題を容易に解決できる地域をつくることは、自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える方への支援の土台ともなります。保健・福祉などの関係者も分野を超えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できる可能性があります。

図表 6: 地域共生社会のイメージ



[出典]厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

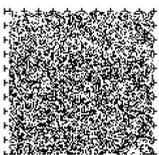
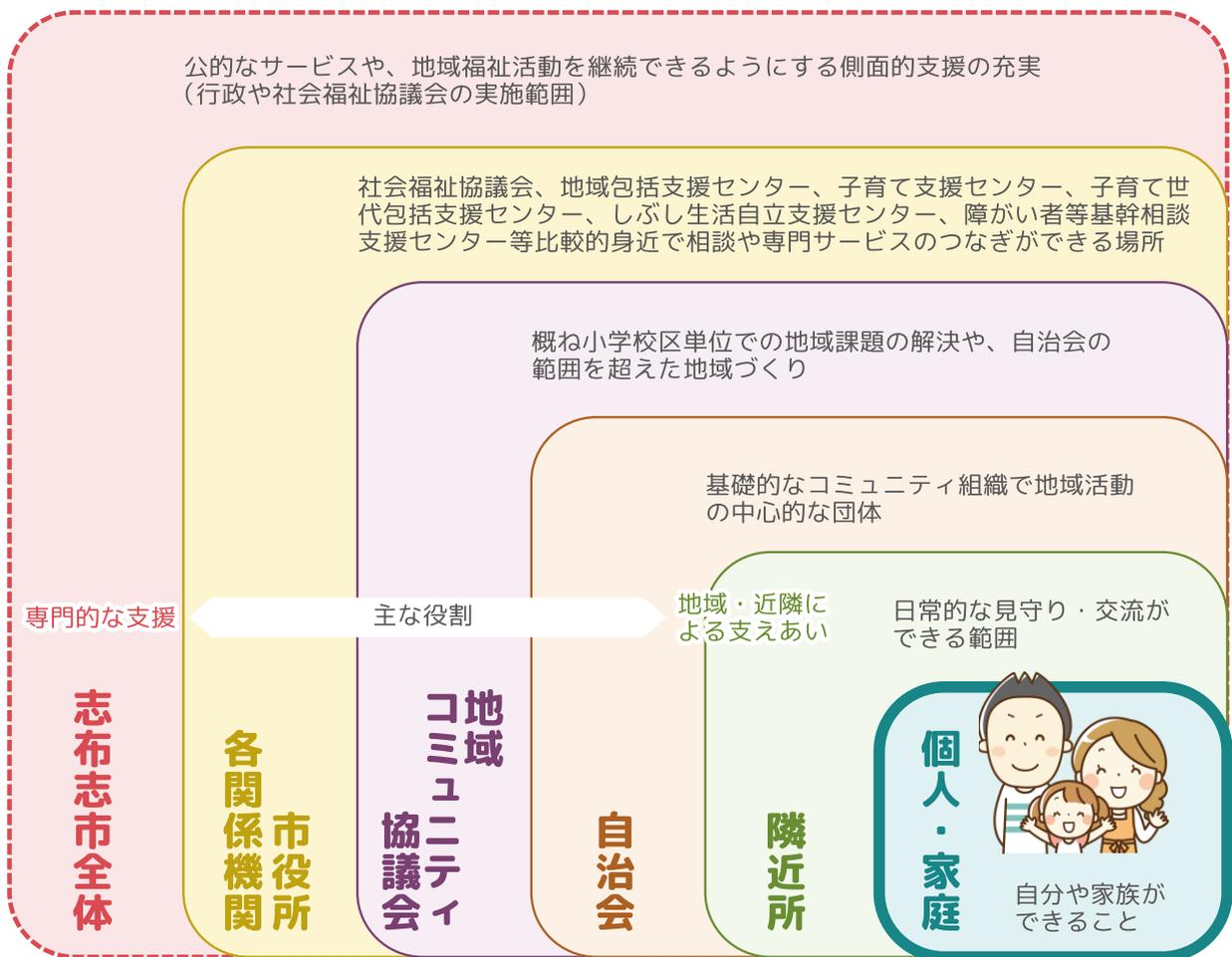


## 4 地域福祉圏域の考え方

「地域」とは何かを考えると、日常における「ご近所付き合い」としてのとらえ方や、地域の組織的な活動の単位としての「自治会」や「地域コミュニティ協議会」など、様々なとらえ方があります。また、加齢に伴い身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても「地域」のとらえ方は変わってくるため、本計画における「地域」については、様々な活動に応じて重層的に考えるものとします。

多様化する地域課題に対し、適切な範囲において施策を展開しつつ、市民をはじめ関係機関・団体、行政、社会福祉協議会が連携し、相互に協力し合い、積極的に活動していく仕組みづくりを推進していきます。

図表 7: 重層的な圏域のイメージ



## 5 本市における地域共生社会の実現に向けた考え方

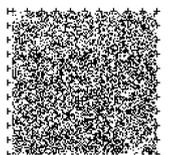
### (1) 国の動向

#### ① 関係法の改正等

平成 30 年度以降、下表のような関係法の改正等が行われました。これらの内容を踏まえ、本計画を策定します。

図表 8: 関係法の改正等

年	月	内 容
平成 30 年	4 月	<b>「改正社会福祉法」の施行（厚生労働省）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定が努力義務化され、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。</li> <li>● また、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。</li> </ul>
令和元年	6 月	<b>「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立（内閣府）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へ適正化されました。</li> </ul>
	12 月	<b>「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」の公表（厚生労働省）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 複合的な課題を有する本人・世帯への市町村による包括的な支援体制について、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の 3 つを一体的に行う旨の方向性が示されました。</li> </ul>
令和 3 年	3 月	<b>新たな「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」の公表（厚生労働省）</b>
	4 月	<b>「改正社会福祉法」の施行（厚生労働省）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として 5 項目が示されました。</li> <li>● また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。</li> </ul>
令和 4 年	3 月	<b>「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の公表（厚生労働省）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村計画に盛り込むべき目的と目標・方針（付随計画にて紹介）が示されました。</li> </ul>



## ② SDGs の目標を念頭においた地域福祉の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標です。

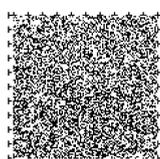
本計画の目指す姿は、SDGs の考え方と同じ方向性であることから、SDGs の 17 のゴールとの関連を示すため、関連するゴールマークを掲載することとします。

図表 9:SDGsの 17 のゴール



### 本計画と関連するゴール

	<b>1 貧困をなくそう</b>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	<b>4 質の高い教育をみんなに</b>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b>	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	<b>16 平和と公正をすべての人に</b>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法のアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



### ③ デジタル化による地域福祉の推進

総務省が示した自治体戦略 2040 構想<sup>7</sup>における人口減少問題や、コロナ禍における、社会、経済、人々の行動や価値観の変化など、時代の大きな転換点に的確に対応するためには、デジタル化の進展が急務となっています。

本市においても、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一つの輪となって、誰でも「簡単（Simple）」で、「最良（Best）」のサービスとなるよう協働で取り組み、様々な「相乗効果（Synergy）」を生み出し、人も地域も輝くまちとなるよう3つのデジタル化の基本方針のもと、デジタル化を推進していきます。

図表 10: 3つのデジタル化の基本方針

#### 1 誰でも簡単・便利な市民サービスの提供

### Simple(簡単)

- 誰もが、いつでも、どこでも行政サービスを受けることができるように、「より便利で簡単な」サービスを拡充するとともに、環境の整備を行います。

#### 2 無駄のない信頼される行政運営の実現

### Best(最良)

- 業務の仕組みを根本的に見直しながら、業務の効率化を図るとともに、人の力が真に必要なサービスに注力できる「最良」の行政運営の実現を目指します。

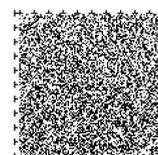
#### 3 みんなが支え合うまちづくりの推進

### Synergy(相乗効果)

- 市民・事業者・行政が協働して、地域課題の解決を図るとともに、新しい付加価値を模索し、「相乗効果」を生み出しながら、未来へ引き継いで行けるまちづくりを目指します。

[出典]「第4次志布志市情報化計画」(令和5年3月策定)

<sup>7</sup> 総務省において、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理し、今後のあり方についての構想がまとめられたもの。



## (2) 市町村の地域福祉計画に記載すべき内容

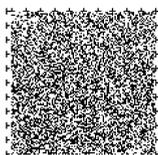
市町村地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に位置付けられ、地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から『「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』（令和 3 年 3 月 31 日付け子発 0331 第 10 号、社援発 0331 第 16 号、障発 0331 第 10 号、老発 0331 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。

### ■ 社会福祉法 第 107 条

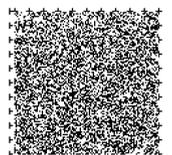
- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
  - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ■ 地域福祉計画に盛り込むべき事項（抜粋）

- **地域福祉計画に盛り込むべき事項**
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
  - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
  - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開



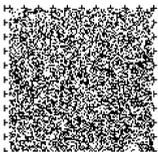
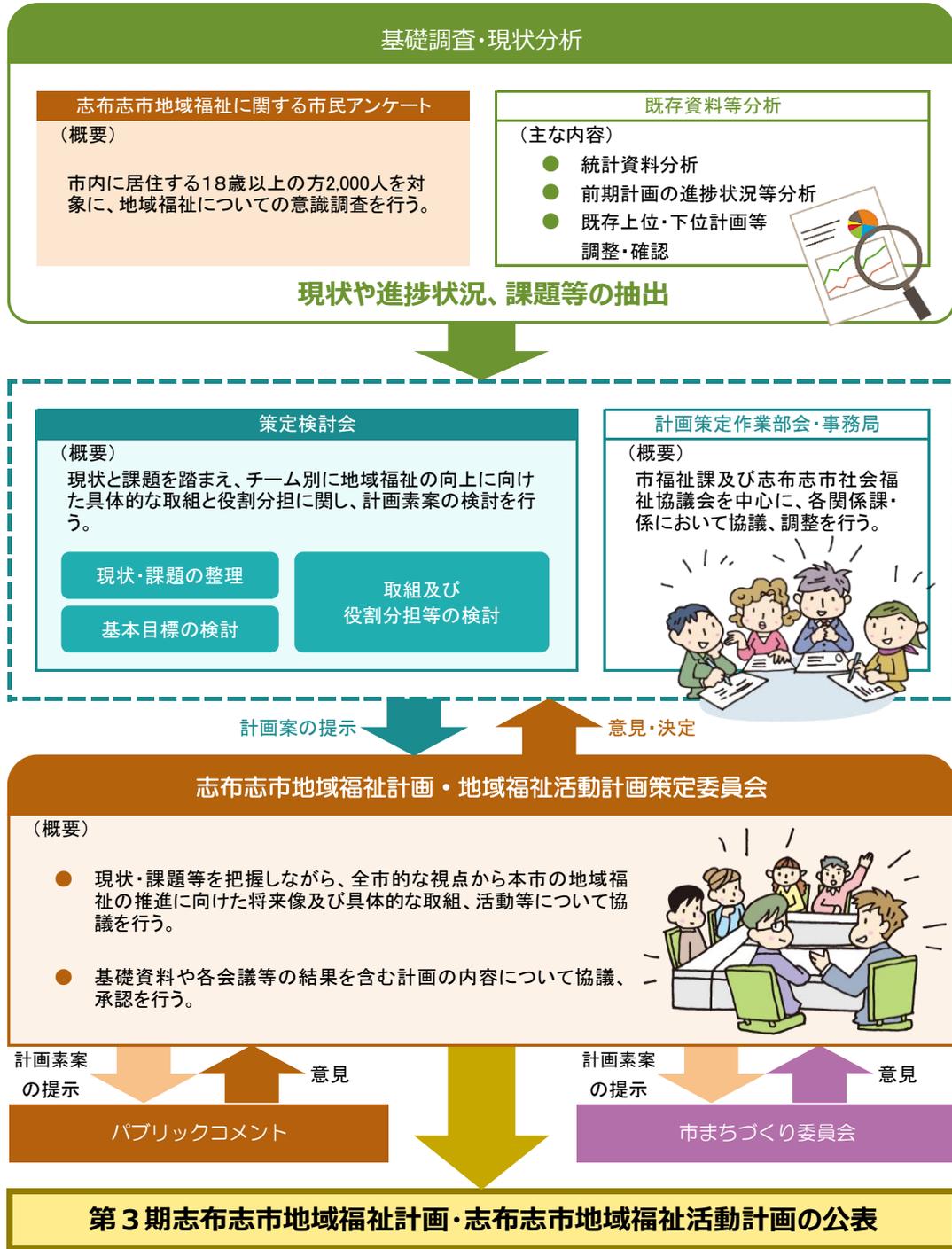
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
  - イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
  - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
  - エ 利用者の権利擁護
  - オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
  - ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
  - イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
  - ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
  - ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号関係）
  - イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）
  - ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）



### (3) 策定体制と手法

本計画の策定にあたっては、事務局となる福祉課と社会福祉協議会を中心に、以下の体制・方法で取り組みました。

図表 11: 計画の策定体制と手法



## 6 前期計画の進捗評価

前期計画策定時点で設定した具体的な取組の内容に対する進捗状況は以下の通りです。概ね達成できていたり、現在進行形で取組を行っていたりするものに「○」、進捗状況が思わしくないものや取組の内容に検討が必要なものに「▲」、事業を未実施のものに「—」をそれぞれ付与し評価を行いました。

### 基本目標 1：誰もが必要なサービスを利用できる仕組みづくり

#### 1 多様でわかりやすい情報の発信と積極的な受信の推進

##### (1) 福祉サービスを知る機会づくり

取組の内容	評価
① 広報紙や自治会使送の回覧、ホームページ、ケーブルテレビ等による福祉サービスの提供を充実します。	○
② 各サービス利用者にわかりやすいチラシやリーフレット等の作成・配布による福祉サービスの情報提供を充実します。	○
③ 各サービス利用者にわかりやすいホームページのレイアウトに努め、ウェブアクセシビリティの向上を図ります。	○
④ SNS等を活用した情報発信の拡充を図ります。	○
⑤ 各情報提供媒体における、カタカナ等を用いた文章の難易度を考慮します。	○
⑥ 日本語が不自由な外国人向けの情報提供や、相談窓口のあり方について検討していきます。	○

##### (2) 市民の情報交換の場づくり

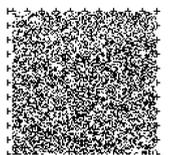
取組の内容	評価
① 自治会への加入促進を支援します。	○
② 自治会や公民館活動、老人クラブやふれあいサロンなど、地域団体の活動を支援します。	○
③ 広報紙やホームページ等で、各種団体等の活動をPRし、団体等への加入を促進します。	▲
④ 福祉に関する大会や研修会等の内容を充実させます。	○
⑤ インターネットを活用した情報交換ができる場の提供を検討していきます。	—

【取組数】:11 【評価】○:9 (81.8%)、▲:1 (9.1%)、—:1 (9.1%)

#### 2 気軽に相談できる体制整備の推進

##### (1) 身近な相談支援の充実

取組の内容	評価
① 民生委員・児童委員制度のさらなる周知に努めます。	○
② 民生委員・児童委員の研修を引き続き行い、相談員としてのさらなる資質向上を支援します。	○
③ 医療機関や介護支援専門員など相談を受けることが多い機関等と情報連携を図ります。	○
④ 相談を受けた家族や親戚、友人や知人が、その解決につながる関係機関へつなげるよう支援します。	○



## (2) 相談窓口の充実

取組の内容	評価
①相談窓口の周知を図るため、広報等を活用した情報提供に努めます。	○
②相談窓口間の連携を図り、相談員の資質の向上に努めます。	○
③土曜・日曜祝祭日の市民の相談に対するニーズの把握に努め、利便性の向上を図ります。	○
④情報を共有するために、データベース化に向けた検討をします。	—
⑤各種支援センターの機能充実に努めます。	○
⑥時代の潮流や市民の多様な相談内容に合わせ、相談窓口の新設や統廃合など、ニーズに応じた柔軟な窓口対応を検討していきます。	○
⑦日本語が不自由な外国人向けの情報提供や、相談窓口のあり方について検討していきます。(再掲)	○

【取組数】:11 【評価】○:10 (90.9%)、▲:0 (0.0%)、—:1 (9.1%)

## 基本目標 2 : 安心して暮らすことのできる地域づくり

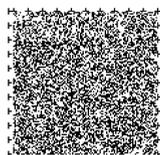
### 1 福祉サービスの充実

#### (1) 福祉サービスの適切な利用の推進

取組の内容	評価
①介護支援専門員及び相談支援専門員等専門職に対する支援や質の向上に取り組みます。	○
②事業所に対する啓発(サービスの質の向上)を行います。	○
③地域密着型介護事業所の外部評価情報を公開します。	○
④社会福祉協議会と連携し地区(校区)座談会を実施して、地域課題の把握に努めます。	○
⑤市民のニーズに的確に対応していくため、近隣市町との連携を図りながら、サービス提供の充実に努めます。	○
⑥関係機関やサービス事業所等の連携強化を推進するため、各種会議等の充実に努めます。	○
⑦各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。	○
⑧支援が必要な人に適切なサービスが提供できるように、関係機関と連携して支援を行います。	○
⑨成年後見制度の推進に努めます。	○

#### (2) 地域における見守り・支え合いの推進

取組の内容	評価
①自治会への加入促進を支援します。(再掲)	○
②見守り活動のネットワークの拡充及び強化に向けて関係団体との連携・強化を推進します。	○
③自治会長や民生委員・児童委員等それぞれの連携を支援します。	○
④見守りネットワーク活動やそれに携わる民生委員・児童委員や見守り協力員等の役割について市民に周知し、活動への理解を求めます。	○
⑤移動手段としての地域公共交通網施策の取組を進めます。	○



### (3) 虐待防止と権利擁護支援体制の充実

取組の内容	評価
①虐待防止に向け、情報や相談窓口等の周知を図ります。	○
②権利擁護の仕組みについて周知と利用促進を図ります。	○
③関係機関等のネットワーキングと地域を基盤とした虐待防止の仕組みについて周知し、虐待の未然防止に努めます。	○
④虐待事案への対応は、要保護児童対策地域協議会及び虐待防止ネットワーク協議会を活用し、関係機関との連携・協力・情報交換等迅速な対応に努めます。	○

【取組数】:18 【評価】○:18 (100.0%)、▲:0 (0.0%)、—:0 (0.0%)

## 2 地域で活動する人材の育成

### (1) 地域で活動する人材の育成

取組の内容	評価
①ボランティア養成講座の充実やボランティアでの参加機会の環境づくりを行います。	○
②新たなボランティア団体の立ち上げや育成を支援します。	○
③地域福祉の推進役となるリーダーの育成を支援します。	○

### (2) 関係機関・団体等との連携

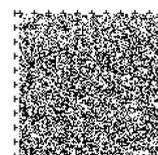
取組の内容	評価
①行政と民間と地域の協働による、地域福祉の推進や地域福祉を行う受け皿となる体制の構築を目指します。	○
②住民の寄付文化の醸成に努め、募金活動等の支援を行います。	○
③企業のCSR(企業の社会的責任)の取組を促進します。	—

【取組数】:6 【評価】○:5 (83.3%)、▲:0 (0.0%)、—:1 (16.7%)

## 3 災害に備えた支援活動の充実

### (1) 日常の備えの充実

取組の内容	評価
①救急医療情報キットの配布と説明を行います。	▲
②緊急通報システムの制度を周知します。	○
③避難場所等について周知し、避難場所にすぐに避難できるような体制を整えます。	○
④住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や口座を開催する等、各種啓発活動を充実します。	○
⑤避難行動要支援者の対象となる人たちを把握し、緊急時の避難支援体制を整えます。	○
⑥災害時や緊急時の対応に関する学習会や避難所運営マニュアルに基づいた訓練等を行います。	○
⑦安全・安心な輸血を確保するため、行政責務として献血運動の推進に取り組みます。	○



## (2) 避難支援体制の充実

取組の内容	評価
①避難看板を増加します。	○
②福祉避難所を増加し、訓練等を行います。	▲
③男女共同参画の視点や、障がいのある人等への合理的配慮、避難所での食物アレルギーへの対応等を勘案した避難所運営マニュアルに基づき支援を行います。	○
④関係機関、部署と連携して避難行動要支援者台帳の更新に努め、避難所での支援体制の充実を図ります。	○
⑤行政告知端末等を活用し、災害時や緊急時における情報提供の充実と災害情報の共有化を図ります。	○
⑥安心安全メールの登録を推進します。	○
⑦防災マップを作成し、避難体制を強化します。	○
⑧日本語が不自由な外国人に対して防災に関する情報提供の工夫を行います。	○

【取組数】:15 【評価】○:13 (86.7%)、▲:2 (13.3%)、—:0 (0.0%)

## 4 交通安全と防犯活動の推進

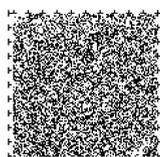
### (1) 避難支援体制の充実

取組の内容	評価
①交通安全教室や防犯意識の啓発にふれあいサロンを活用します。	○
②高齢者の交通事故を防止するため免許証自主返納を促進します。	○
③移動手段としての地域公共交通網施策の取組を進めます。(再掲)	○
④自転車等の交通マナーやルールについて広報等で周知します。	○
⑤広報紙や行政告知放送等で防犯の周知を図ります。	○
⑥関係機関や団体と連携して情報交換や啓発を行い防犯活動に努めます。	○
⑦交通の利便性や安全性の向上を図るため、地域間を結ぶ国道・県道整備の促進、要望に取り組みます。	○
⑧県の交通安全教室を開催し、交通事故防止の啓発に努めます。	○

### (2) 虐待防止と権利擁護支援体制の充実

取組の内容	評価
①巧妙かつ複雑化する悪徳商法や特殊詐欺などについて、市ホームページや広報紙し、チラシなどにより情報提供します。	○
②児童や生徒、高齢者等を対象に、チラシ等によりネット誘引・詐欺に対する啓発活動や出前消費者講座を開催します。	○
③志布志市消費生活センターの更なる周知を図るとともに、現在同センターにおいて実施している巡回相談について広報を積極的に行い、事業を継続していきます。	○
④国民生活センターや県消費生活センターとの連携を図ります。	○

【取組数】:12 【評価】○:12 (100.0%)、▲:0 (0.0%)、—:0 (0.0%)



## 基本目標3：みんながふれあい認め合える意識づくり

### 1 交流やつながりの構築に向けた取組の推進

#### (1) 地域における見守り・支え合いの推進

取組の内容	評価
①自治会への加入促進を支援します。(再掲)	○
②広報及びホームページによる情報提供を行います。	○
③地域活動に関する支援を推進します。	○
④地域活動のリーダーを育成します。	○
⑤公共施設の安全点検を実施し、危険箇所を改善します。	○

#### (2) ボランティア活動の推進

取組の内容	評価
①ボランティアやNPO法人活動に関する情報提供の充実を図ります。	○
②生涯学習としてのボランティア学習講座等を開催します。	○
③ボランティアやNPO法人活動への支援(相談窓口等)を行います。	○
④ボランティア活動センターとの連携を図ります。	○

【取組数】:9 【評価】○:9 (100.0%)、▲:0 (0.0%)、—:0 (0.0%)

### 2 誰でも参加できる学びの場の構築

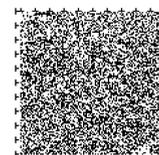
#### (1) 人権教育・福祉教育の推進

取組の内容	評価
①講演会の開催等、福祉教育や人権教育の推進を図ります。	○
②各種団体と連携して各種活動の周知を図ります。	○
③福祉教育を推進するために、地域の子ども会の育成、活動を支援します。	○

#### (2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

取組の内容	評価
①各種支援センターの機能充実を図ります。(再掲)	○
②認知症等に関する講演会を開催します。	○
③保育士や介護者同士等が学ぶ場や情報交換の場を設けます。	▲
④地域の自治会長や保健・福祉・医療関係者の情報共有やスキルアップの研修の場を設けます。	○
⑤個人情報保護制度についての民生委員・児童委員への研修や学習会を行います。	○

【取組数】:8 【評価】○:7 (87.5%)、▲:1 (12.5%)、—:0 (0.0%)



## 基本目標 4：地域における福祉に関して共通して取り組む体制づくり

取組の内容	評価
①誰もが社会とのつながりを保ちながら、安心して子どもを産み、育て、元気で生き生きと暮らせる地域の基盤づくりや健康の増進、福祉の向上、介護や病気の予防推進に取り組むとともに、地域社会全体で積極的に支え合い、助け合える、優しさのあるまちづくりを進めます。	○
②「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進のため、地域活動等で周知・啓発等に努めます。	○
③生活支援コーディネーターの配置によるコーディネート機能の充実を図ります。	○
④障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、必要な支援の継続・充実を図ります。	○
⑤生活支援協議体において地域の課題(移送・買い物・ごみ出し困難者等)に対する検討を行います。	○
⑥高齢者をはじめとする市民全体の移動手段の確保のため、新たな公共交通手段の確保のため、新たな公共交通手段の導入や市民のニーズに合わせた利用しやすい交通手段の確保について検討を行います。	○

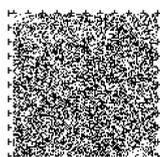
### (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けた体制の構築

取組の内容	評価
①退院支援ルールを推進し、医療機関と介護事業所等との情報連携を図ります。	○
②医療・介護に携わる多職種の連携を強化して、在宅医療・介護サービス等の提供体制づくりを推進します。	○
③人生会議やマイライフノートの普及・啓発を行います。	○
④現在行っているケア会議を充実させ、困難事例の検討、自立支援・重度化予防に資する個別計画の検討を通じて地域の課題発見、ネットワーク構築に努めます。	○
⑤地域包括支援センターに必要な専門職の配置、公正中立を担保した地域包括支援センター運営のあり方を検討していきます。	○
⑥市民主体の多様な生活支援や介護予防サービス提供者の充実のため、ボランティア等の担い手の育成に努めるとともにインフォーマルサービスの充実にも努めます。	○
⑦身近な地域で安心して暮らすことができるよう、住民運営の通いの場づくり等の介護予防の取組や地域でのリハビリテーション等を推進していきます。	○
⑧介護予防についての理解を深めるため、講演会や教室を実施します。	○
⑨自殺予防対策として、ゲートキーパー養成講座、自殺予防ネットワーク会議を継続的に開催していきます。	○
⑩病状の安定した方々を対象に社会参加と仲間づくりを目的とし、デイケアを実施していきます。また、一般市民、民生委員等の地域支援者などに対し講演会を開催し、うつ病予防や支援について意識啓発を拡充していきます。	○

### (2) 生活困窮者等に対する支援の充実

取組の内容	評価
①情報提供・相談窓口を拡充していきます。	○
②生活困窮者等に対する支援のネットワークを構築していきます。	○
③まずは、「自立相談支援事業」でその人の状況に応じて必要な支援を把握し、その上で、その他の「就労準備支援事業」や「家計改善支援事業」を連携させて一体的に実施するなど、効果的・効率的なサポートを行います。	○
④社会福祉協議会と連携していきます。(生活福祉資金・つなぎ資金等)	○

【取組数】:20 【評価】○:20 (100.0%)、▲:0 (0.0%)、—:0 (0.0%)



## 1 志布志市の概要

### (1) 沿革

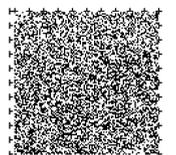
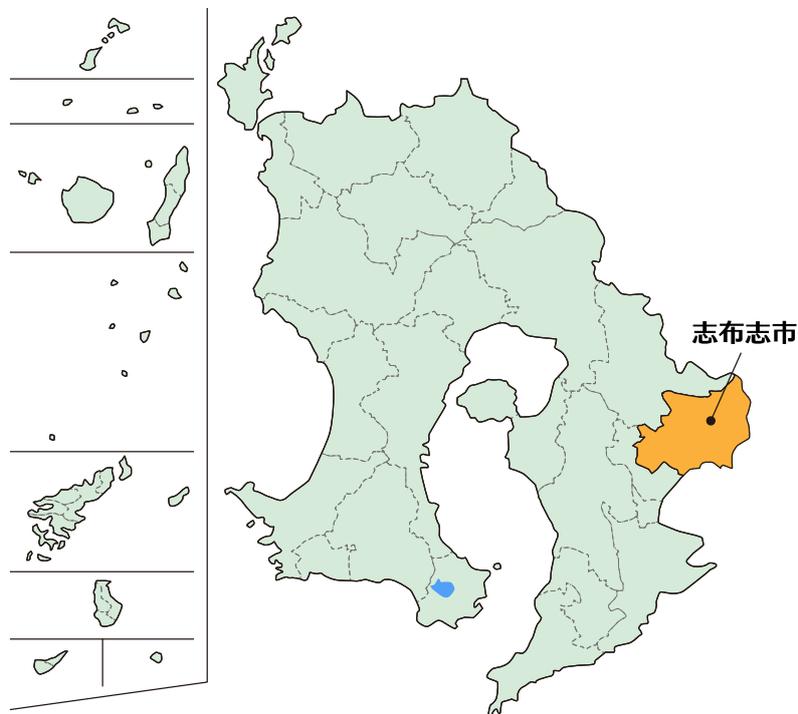
本市は、明治22年4月の市制町村制の施行で松山村と志布志村として発足し、明治24年2月に志布志村から東志布志村と西志布志村に分村しました。その後、松山村、東志布志村及び西志布志村からそれぞれに町制を施行し、変遷をたどり、平成18年1月1日に曾於郡松山町、同郡志布志町及び同郡有明町の合併により「志布志市」として誕生しました。

### (2) 位置・面積等

本市は、鹿児島県東部、志布志湾の湾奥ほぼ中央に位置し、東部は宮崎県串間市、西部は大崎町、北部は曾於市と境をなし、その一部は、宮崎県都城市と接しています。

東西に約23km、南北に約18kmの扇状の区域で、総面積290.21km<sup>2</sup>となっており、隣接する大崎町に1.02km<sup>2</sup>の飛地を有しています。その総面積は、鹿児島県の総面積の3.2%を占め、県内19市中13番目の大きさです。

図表 12: 志布志市の位置



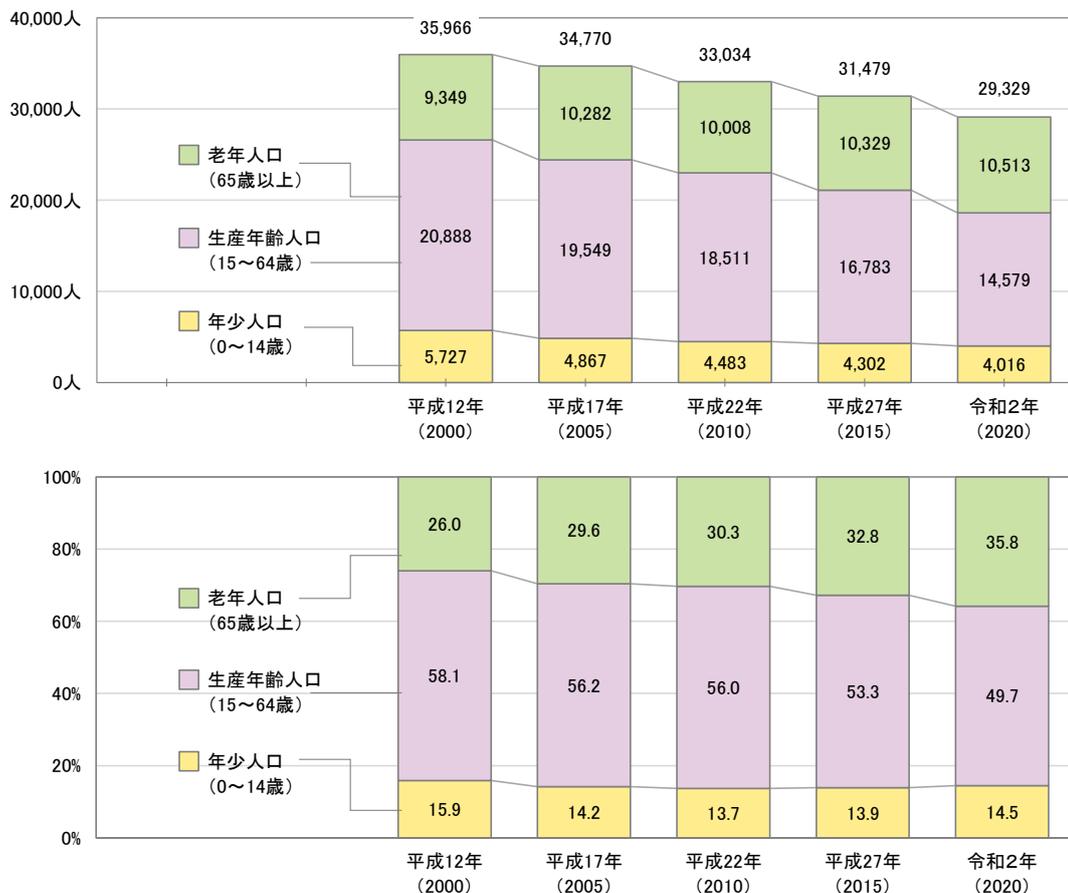
## 2 人口・世帯の状況

### (1) 人口及び人口構成の推移

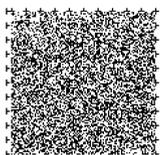
本市の総人口は年々減少しています。年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、年少人口（0～14歳）は横ばいで推移、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化の状況にあります。

令和2年時点の高齢化率は35.8%であり、3人に1人が高齢者という社会に突入しています。

図表 13: 総人口及び年齢3区分別人口の推移



[出典]総務省「国勢調査」  
 ※年齢区分「不詳」を含むため、各区分の人口を合計しても総人口の値とは一致しない場合がある。



## (2) 人口の推計

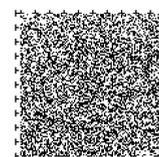
国立社会保障・人口問題研究所の発表した『日本の地域別将来推計人口』令和5(2023)年推計)によると、本市の総人口は今後も減少を続けていくことが予想されています。

前述した老年人口(65歳以上)の増加傾向は令和7年(2025)頃にピークを迎え、以降減少に転じるものと予想される一方で、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)も減少を続け、令和12年(2030)には高齢化率が40%を超えることが予想されています。

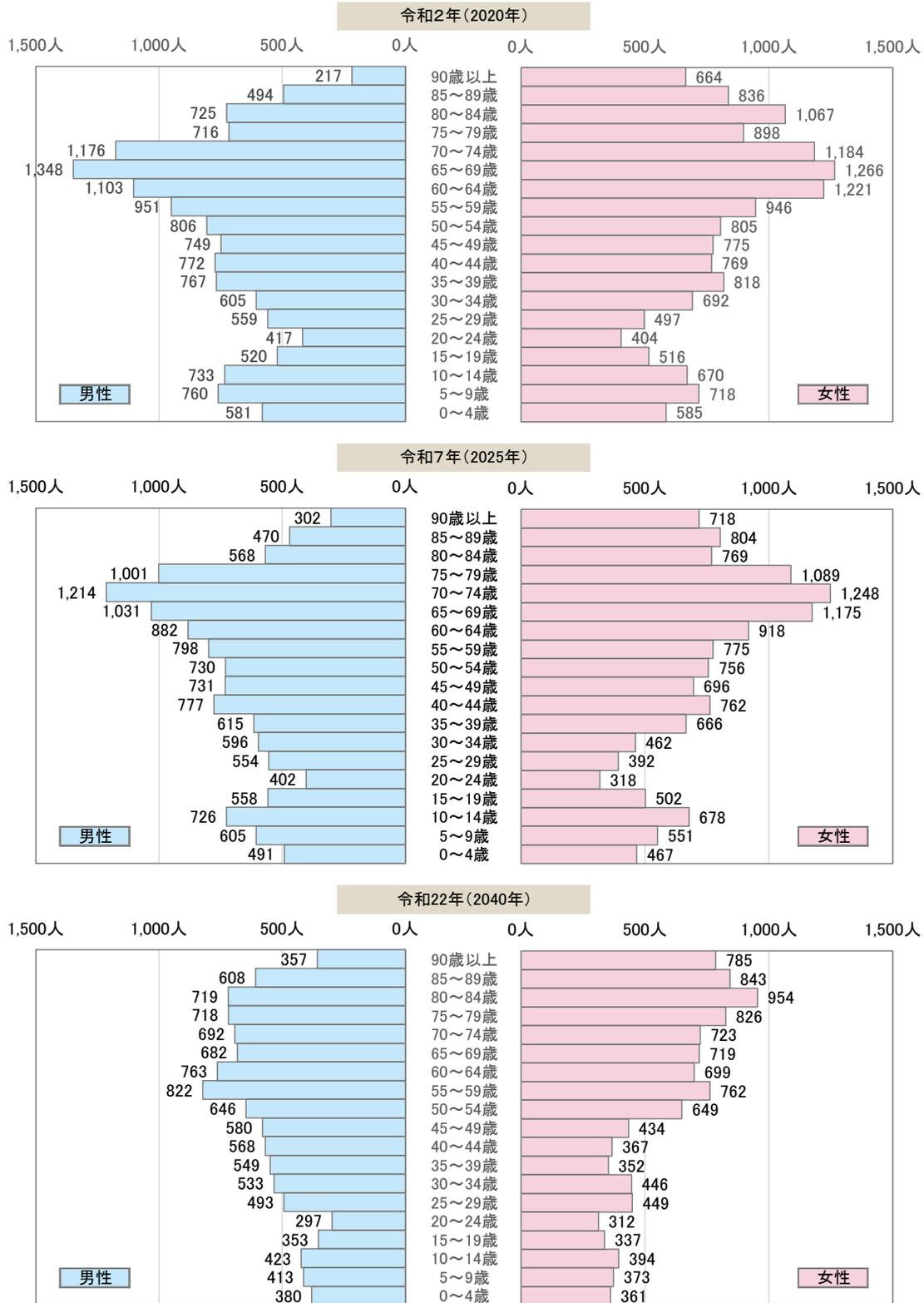
図表 14: 総人口及び年齢3区分別人口の推計



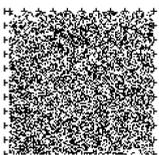
[出典] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」



図表 15: 人口ピラミッド(令和2年・令和7年・令和22年)



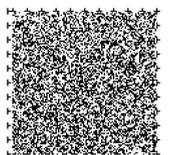
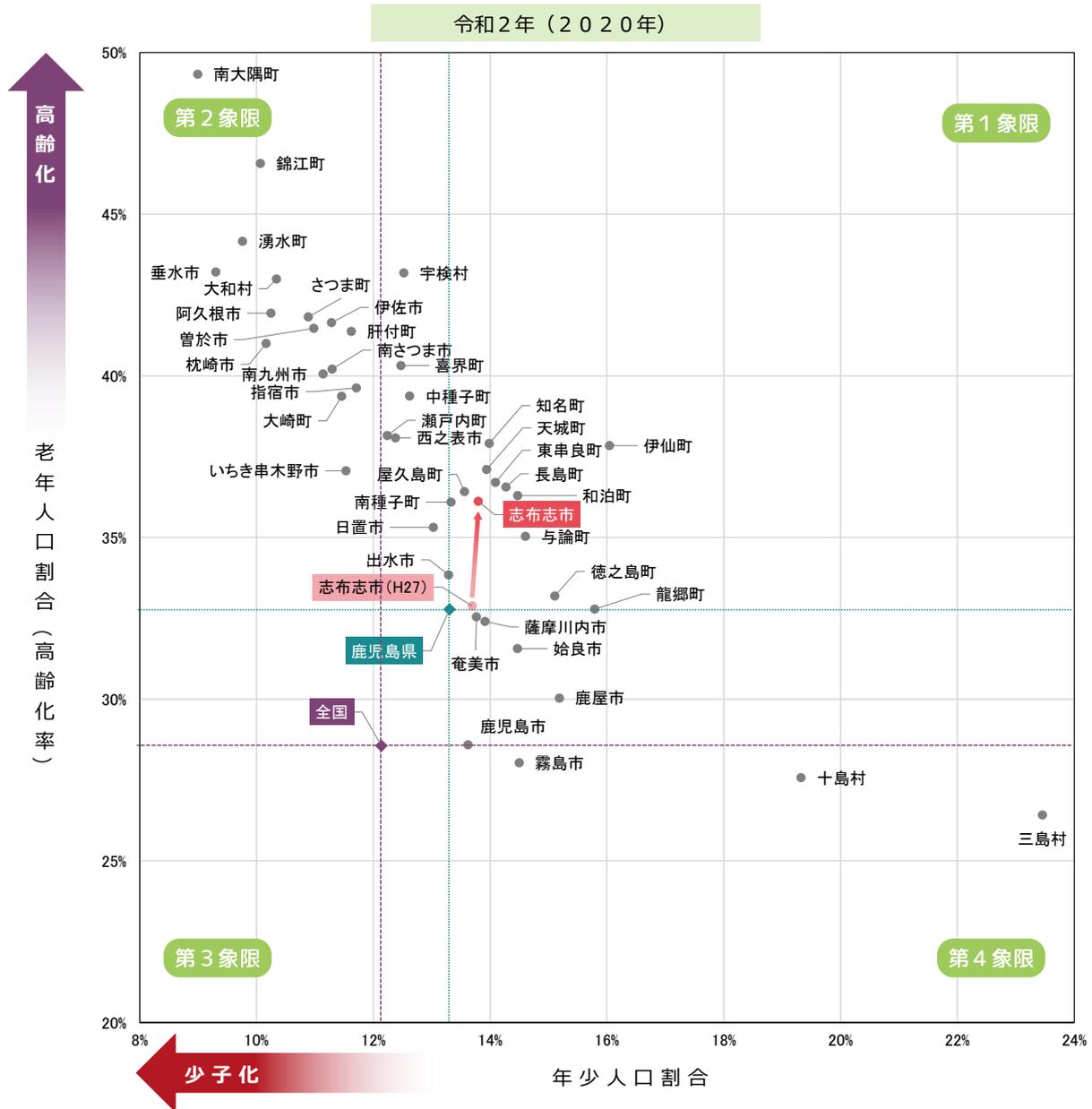
[出典] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」



次の図表は、横軸に年少人口割合、縦軸に高齢化率を定義した県内すべての自治体の散布図です。破線の県平均を基に、第1象限から第4象限の4つに分けた場合、第2象限に位置する自治体は少子高齢化がより進行しているものと考えられます。

本市は第1象限に位置しており、県平均よりも年少人口割合が高く、高齢化率も高くなっています。平成27年度と令和2年度を比較すると、年少人口割合は上昇しているものの、高齢化率も上昇しており高齢化が進行していることがわかります。

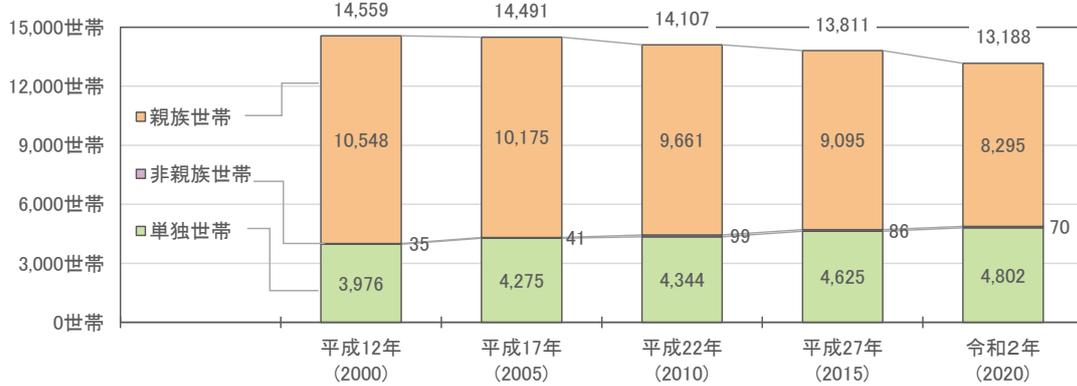
図表 16:少子高齢化の状況



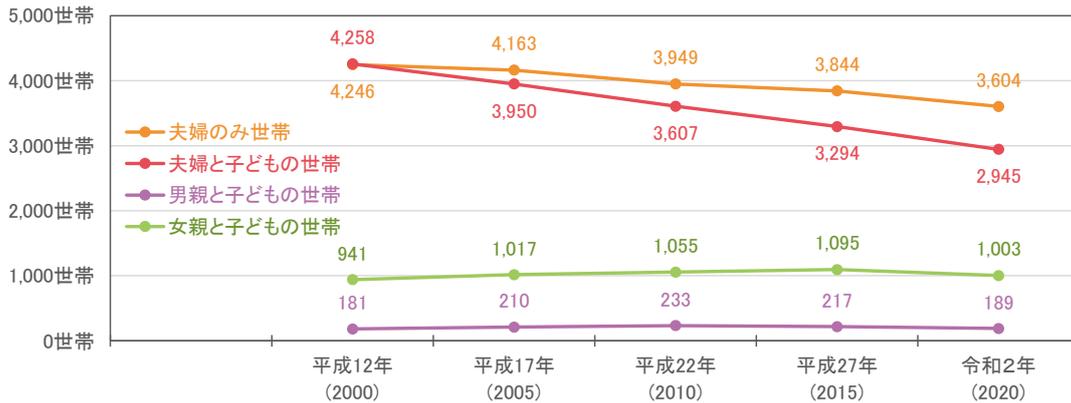
### (3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は平成12年以降減少に転じ、令和2年には13,188世帯となる一方、単独世帯は増加しています。また親族世帯の内訳では、女親と子どもの世帯は平成27年、男親と子ども世帯は平成22年をピークにそれぞれ減少に転じています。高齢者を含む世帯については増加傾向にあり、高齢夫婦世帯、高齢独居世帯は世帯数が増加しています。

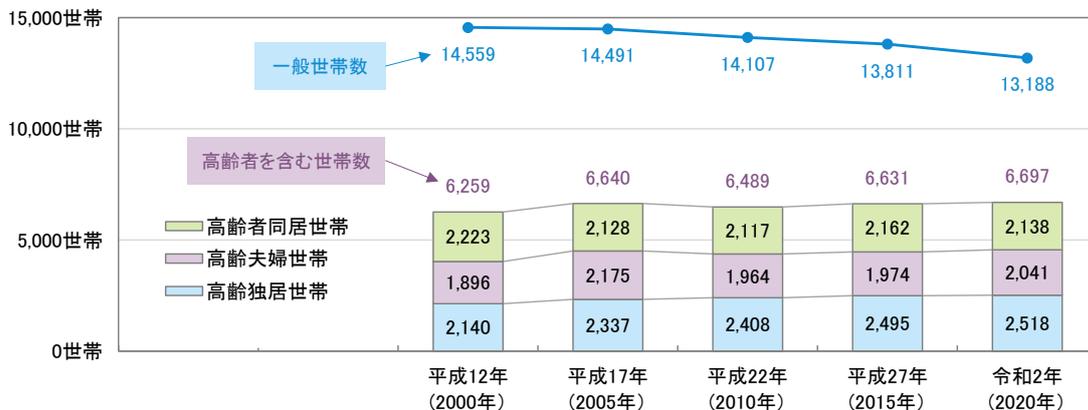
図表 17: 世帯構成の推移



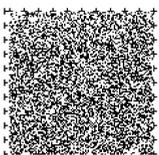
図表 18: 世帯構成の推移(核家族世帯)



図表 19: 高齢者を含む世帯の推移



[出典]総務省「国勢調査」※世帯類型「不詳」を含むため、各項目を合計しても一般世帯の値とは一致しない場合がある。



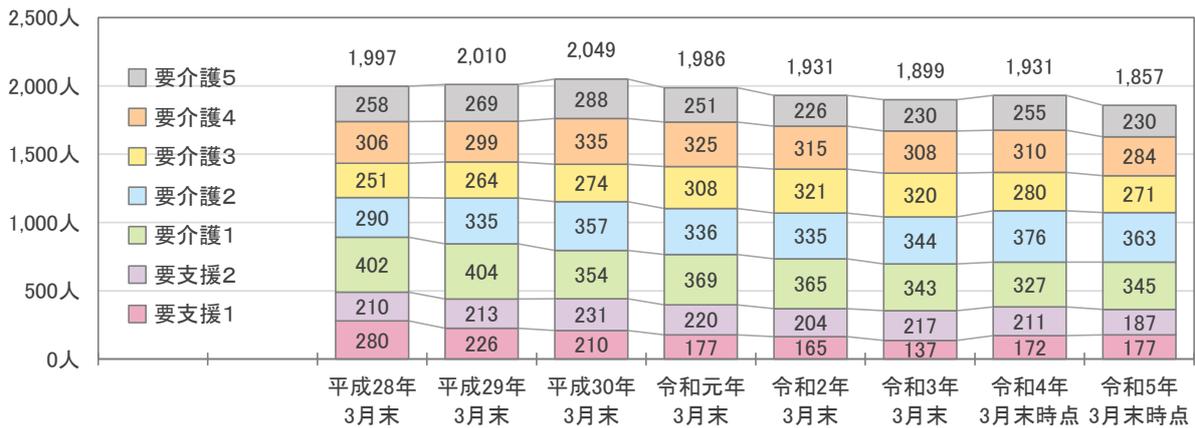
### 3 要介護（要支援）認定者及び障がいのある人の状況

#### (1) 要介護（要支援）認定者数の推移

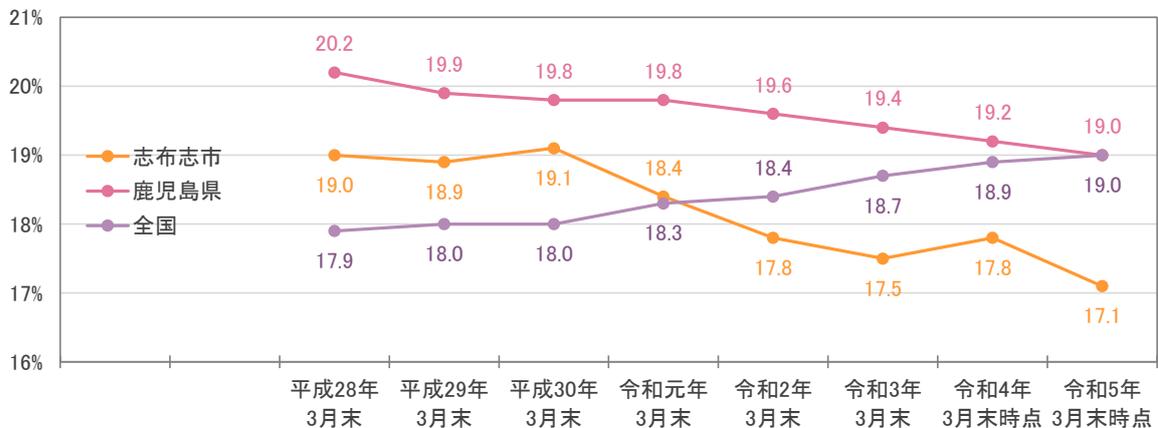
「地域包括ケア「見える化」システム」による認定者数及び認定率の推移は以下のとおりです。

認定者数は平成30年3月末時をピークに減少傾向に転じています。また認定率も低下傾向にあり、令和2年3月末以降、全国及び鹿児島県の認定率を下回っています。

図表 20: 要介護(要支援)認定者数の推移

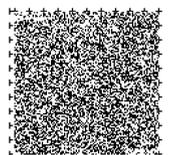


図表 21: 要介護(要支援)認定率の推移(志布志市・鹿児島県・全国)



[出典]厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

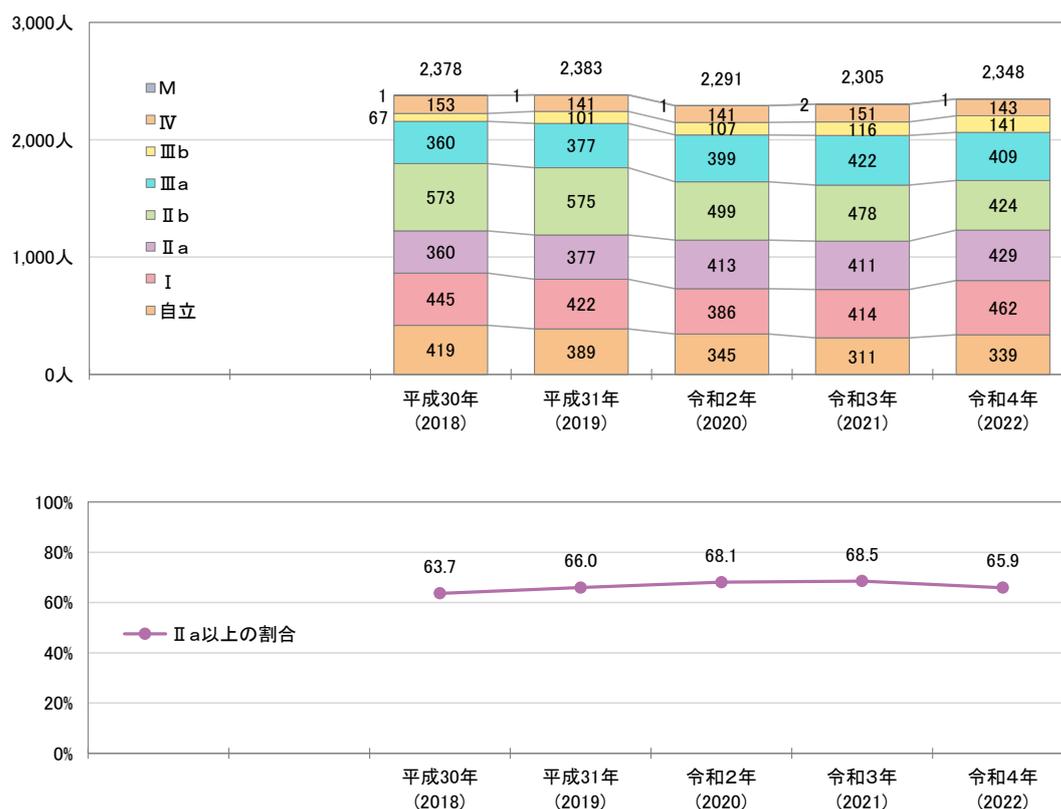
※「認定率」は、要支援・要介護認定者の人数を第1号被保険者で除した値を意味する。



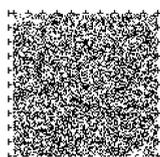
## (2) 認知症高齢者の状況

要介護（要支援）認定者の認知症高齢者の日常生活自立度の推移は以下のとおりです。日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態である「Ⅱ a」以上の割合をみると、令和3年までは上昇傾向にありましたが、令和4年は低下に転じています。

図表 22: 認知症高齢者自立度の状況



[出典]厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」(各年4月1日時点)

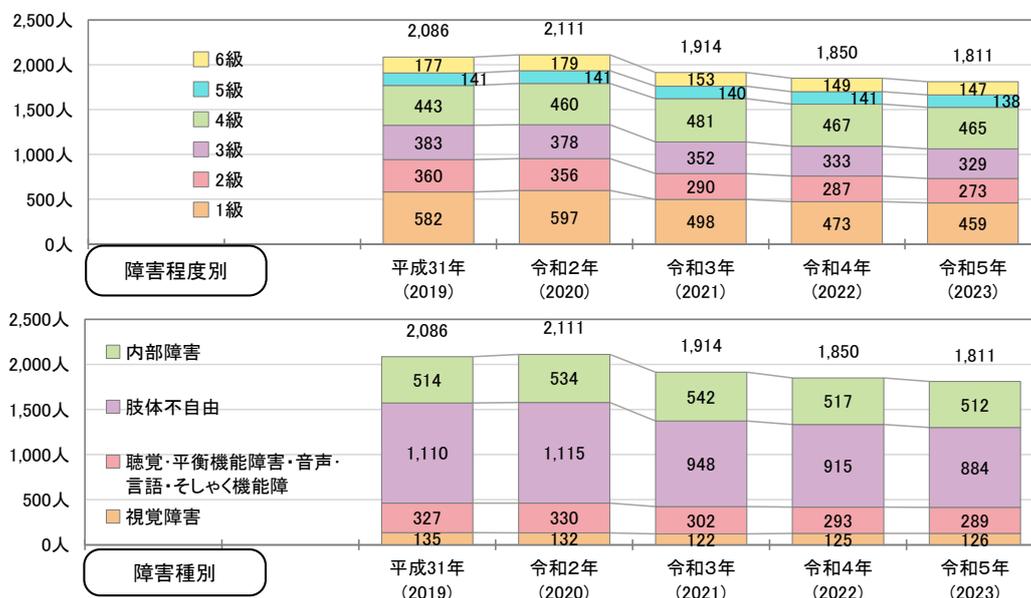


### (3) 障害者手帳所持者の状況

#### ① 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、令和5年4月現在で1,811人です。障害程度別では4級、1級の割合が高く、障害種別では肢体不自由、内部障害の割合が高くなっています。

図表 23: 身体障害者手帳所持者数の推移

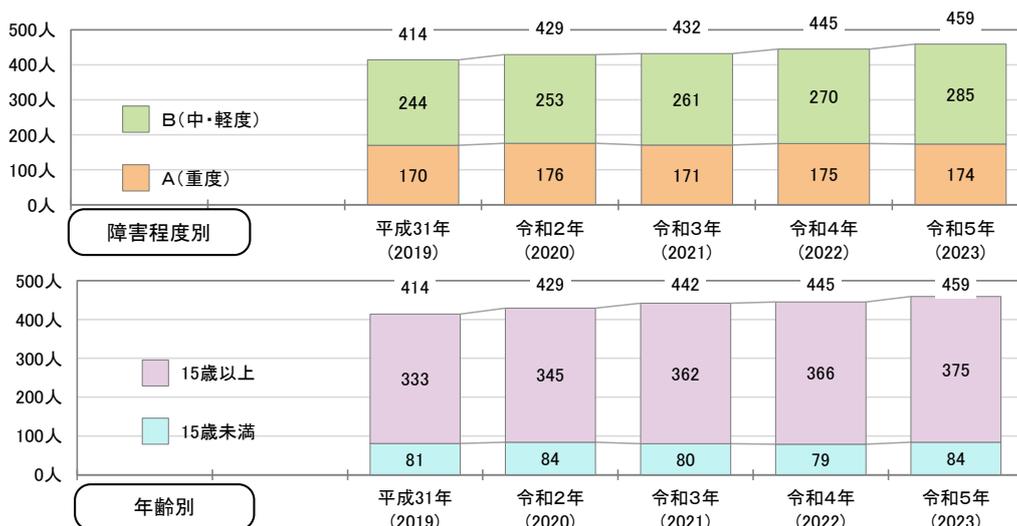


[出典]福祉課(各年4月1日現在)

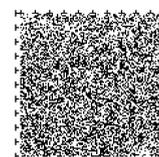
#### ② 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和5年4月現在で459人です。障害程度別の内訳はB(中・軽度)が6割を占め、年齢別では15歳以上が8割を占めています。

図表 24: 療育手帳所持者数の推移



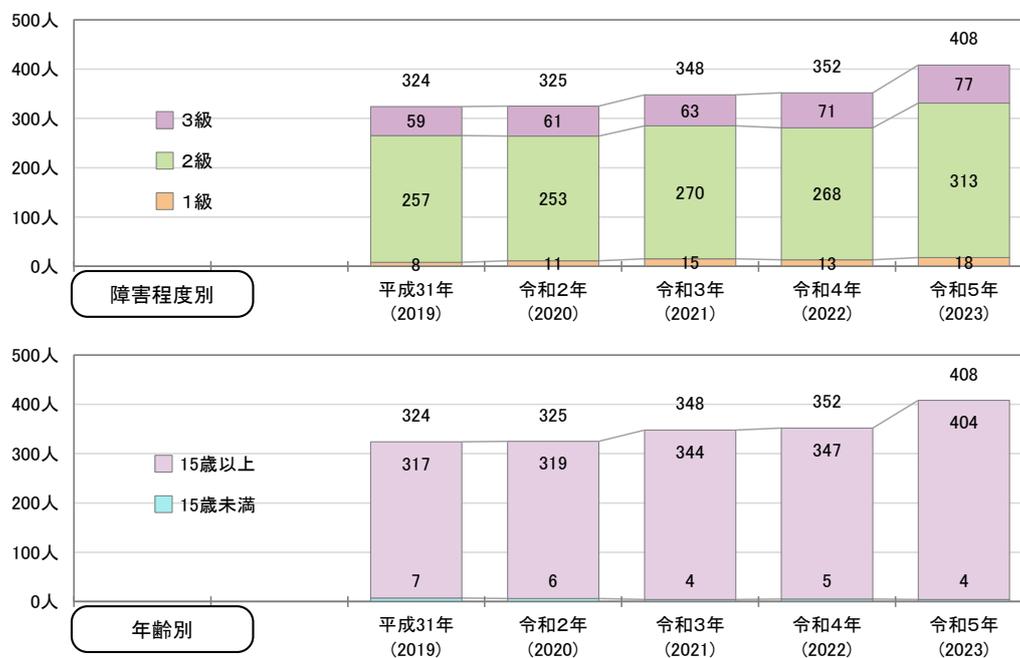
[出典]福祉課(各年4月1日現在)



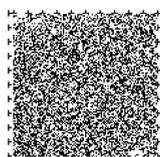
### ③ 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和5年4月現在で408人です。障害程度別の内訳は2級が7割を占め、年齢別では15歳以上が9割を占めています。

図表 25: 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



[出典]福祉課(各年4月1日現在)

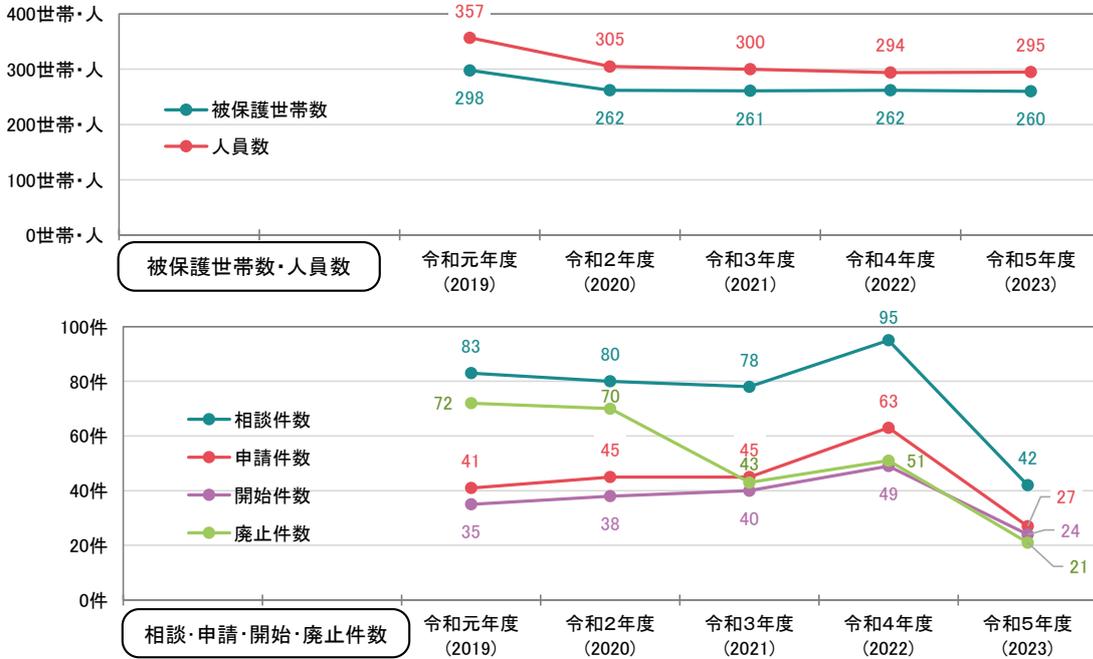


## 4 その他支援を必要とする人の状況

### (1) 生活保護世帯

生活保護世帯及び人員は令和2年以降横ばいで推移しています。令和5年9月末時点で生活保護に関する相談件数は42件、申請件数は27件となっています。

図表 26: 生活保護世帯数等の推移

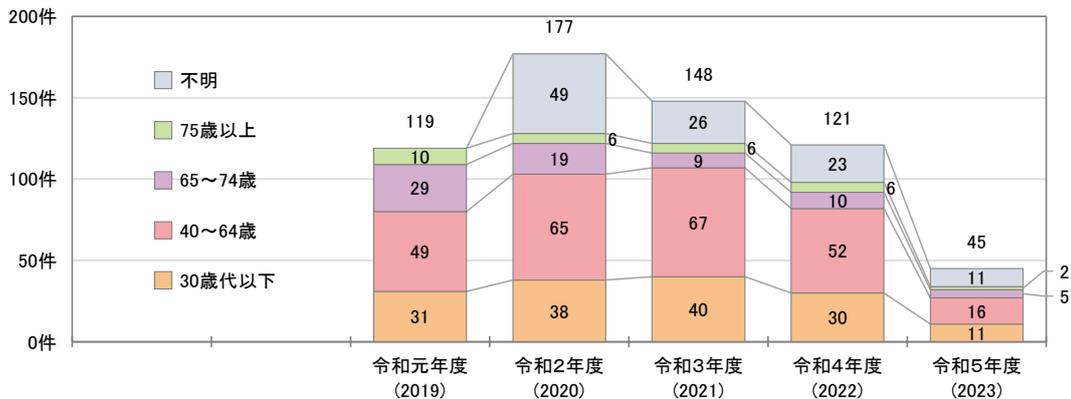


[出典] 志布志市福祉事務所 (各年度3月末時点、令和5年度のみ9月30日現在)

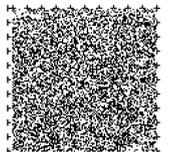
### (2) 生活困窮者

生活困窮に関する相談件数は令和2年をピークに減少に転じています。年齢階層別にみると、40～64歳の割合が高くなっています。

図表 27: 生活困窮に関する相談件数の推移(年齢階層別)



[出典] しぶし生活自立支援センターひまわり (各年度3月末時点、令和5年度のみ9月30日現在)



### (3) 虐待・DV

通報や届出のあった虐待等の推移は以下の通りです。年度によりばらつきはみられますが、高齢者虐待、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスで件数が多くなっています。

図表 28: 各種虐待・DV相談件数の推移

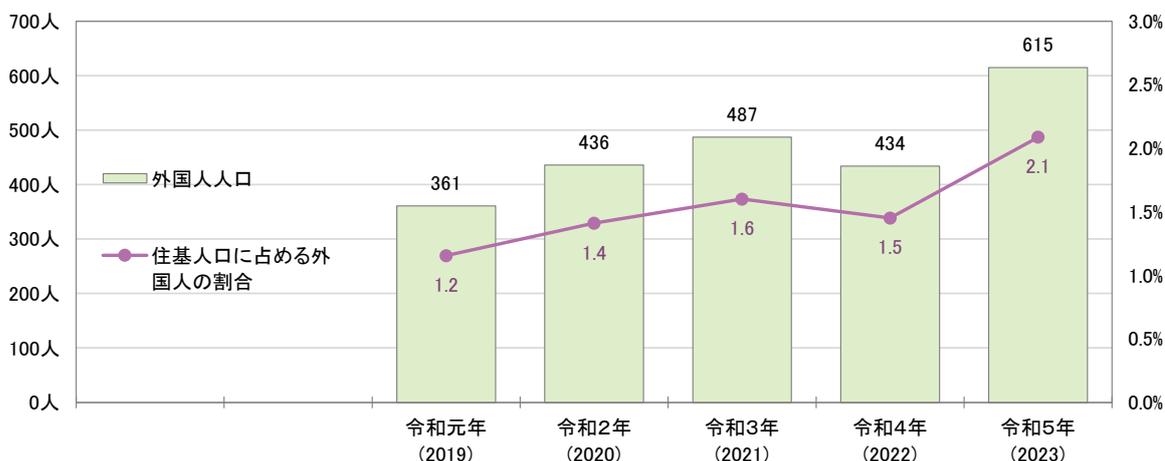
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通報・届出のあった高齢者虐待件数	1	12	5	18	6
うち虐待と認定した件数	0	0	1	0	0
通報・届出のあった障がい者虐待件数	1	0	0	0	1
うち虐待と認定した件数	1	0	0	0	1
相談・届出のあった児童虐待件数	5	47	24	29	14
うち虐待と認定した件数	5	8	11	19	11
ドメスティック・バイオレンス相談件数	14	47	20	29	7

[出典]福祉課・コミュニティ推進課(各年度3月末時点、令和5年度のみ9月30日現在)

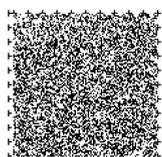
### (4) 外国人

外国人人口は年々増加傾向にあり、令和5年5月1日現在で615人となっています。住民基本台帳に占める外国人の割合も上昇傾向にあります。

図表 29: 外国人人口の推移



[出典]住民基本台帳(各年5月1日現在)

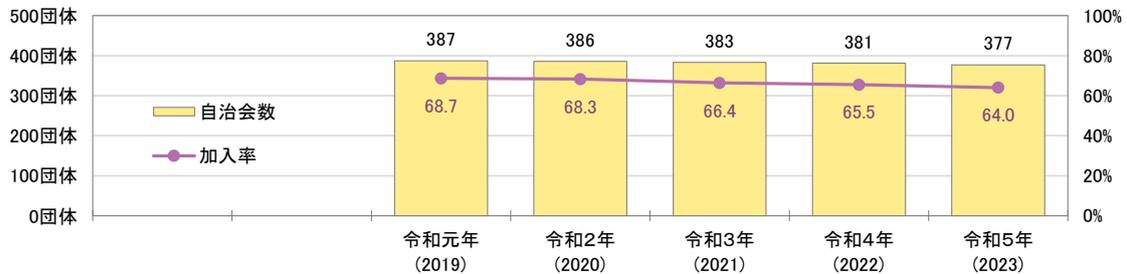


## 5 地域活動を行う団体等の状況

### (1) 自治会

自治会数はゆるやかに減少しており、令和5年現在で377団体となっています。また自治会への加入率も年々下降傾向にあります。

図表 30: 自治会数及び加入率の推移

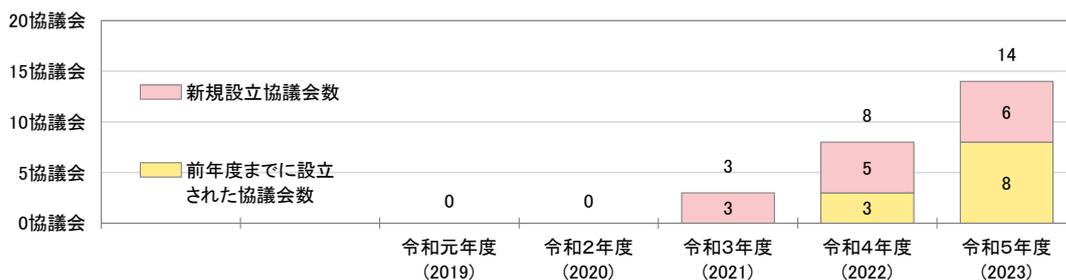


[出典]コミュニティ推進課(各年9月1日現在、令和5年のみ7月21日現在)

### (2) 地域コミュニティ協議会

地域コミュニティ協議会は、令和3年度に3協議会が設立され、令和5年7月1日現在で14協議会となっています。

図表 31: 地域コミュニティ協議会数の推移

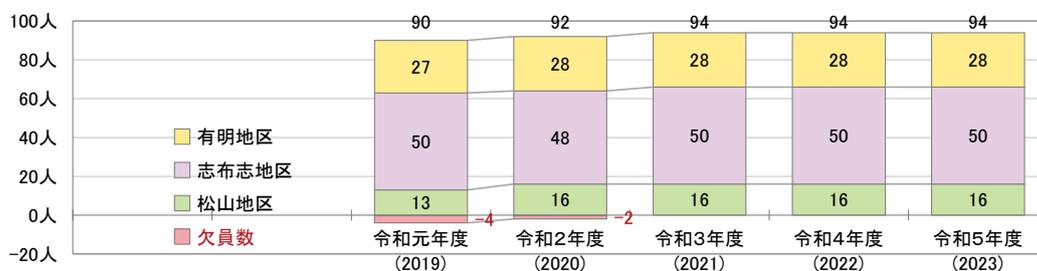


[出典]コミュニティ推進課(各年度3月末時点、令和5年度のみ7月1日現在)

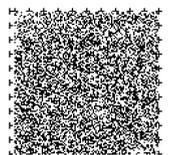
### (3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数をみると、令和元年度及び令和2年度は欠員がありましたが、令和3年度以降は欠員もなく94人で推移しています。

図表 32: 民生委員・児童委員数の推移



[出典]福祉課(各年度3月末時点、令和5年度のみ9月1日現在)



## (4) 老人クラブ

老人クラブ数は令和5年5月1日現在で33団体、会員数は1,172人となっています。

図表 33: 老人クラブ数、会員数の推移

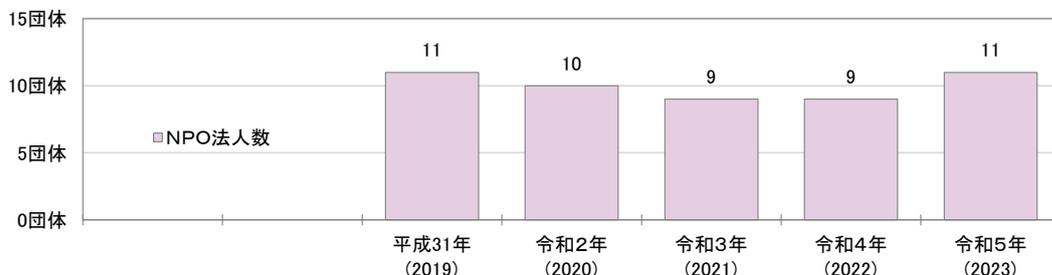


[出典]福祉課(各年4月1日現在、令和5年のみ5月1日現在)

## (5) NPO法人

NPO団体数は令和5年10月1日現在で11団体となっています。

図表 34: NPO法人数の推移

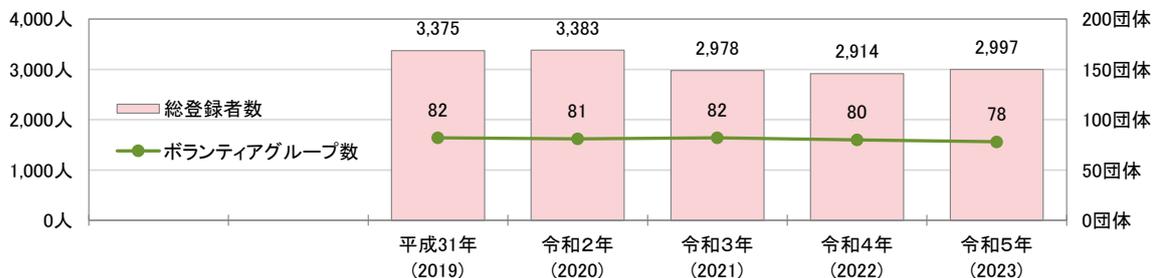


[出典]コミュニティ推進課(各年4月1日現在、令和5年のみ10月1日現在)

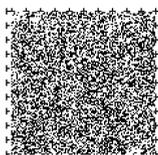
## (6) ボランティア

ボランティアグループ数はゆるやかな減少傾向にあり令和5年4月1日現在で78団体です。一方総登録者数は減少傾向にありましたが令和5年には増加に転じ、2,997人となっています。

図表 35: ボランティアグループ数・総登録者数の推移



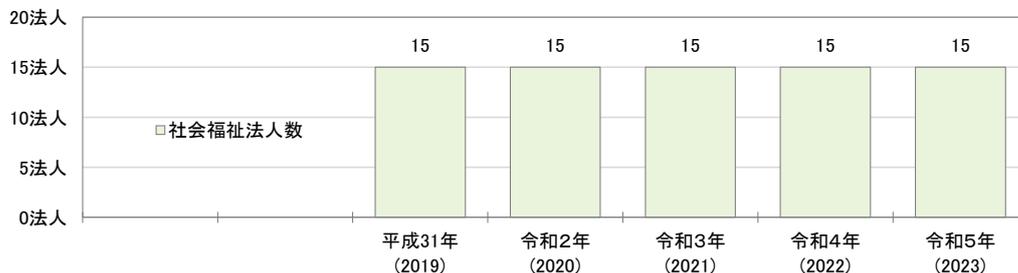
[出典]志布志市社会福祉協議会(各年4月1日現在)



## (7) 社会福祉法人

社会福祉法人数は令和5年4月1日現在15法人となっています。

図表 36: 社会福祉法人数の推移

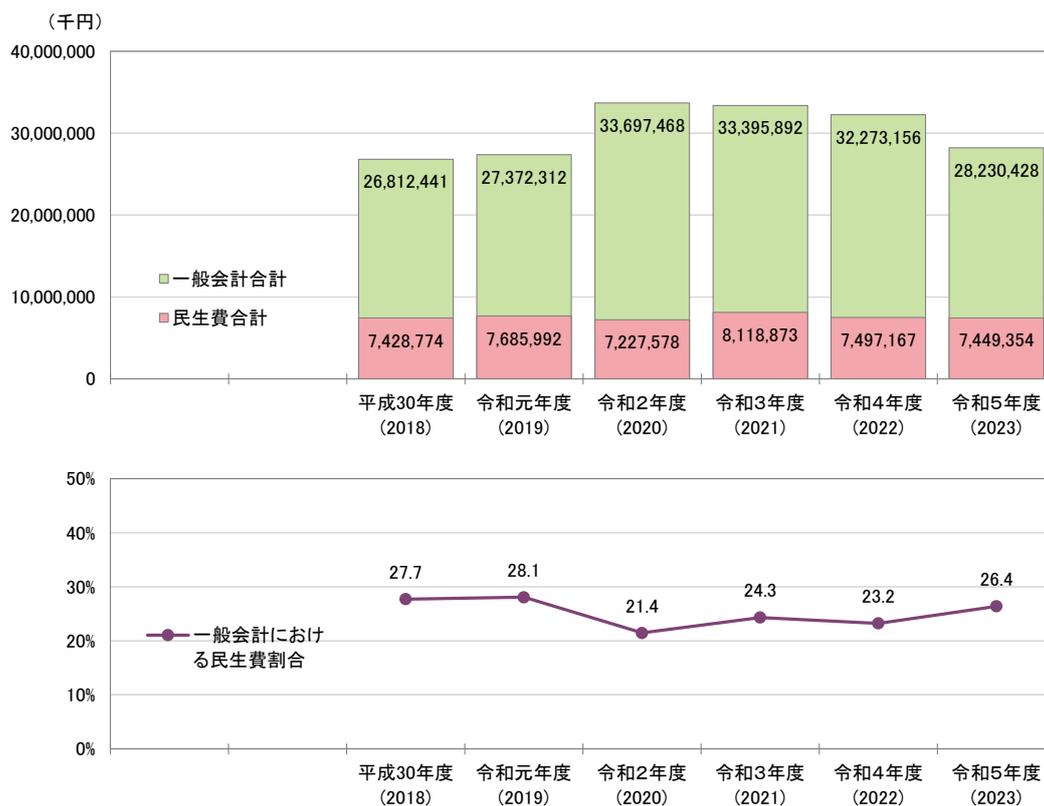


[出典]福祉課(各年4月1日現在)

## 6 民生費の状況

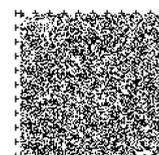
本市における民生費は横ばいで推移しており、令和5年（6月補正時点）で74億4千万円となっています。一般会計に占める割合は26.4%となっています。

図表 37: 民生費の推移



[資料]財務課

※平成30年度～令和4年度は決算額(令和5年度は6月補正時点の予算額)



## 7 社会資源の状況

### (1) 社会福祉施設等の状況

本市における社会福祉施設等の状況は以下のとおりです。

図表 38: 社会福祉施設等の状況

#### ① 児童福祉分野

施設の種類	箇所数
保育所	5
認定こども園	13
幼稚園	0
児童館・児童センター	2
地域子育て支援センター	2
子育て世代包括支援センター	1
放課後児童クラブ	18 (24 支援単位)
母子生活支援施設	0

#### ③ 障がい福祉分野

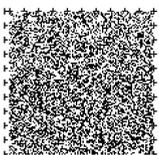
施設の種類	箇所数
障がい者等基幹相談支援センター	1
指定児童発達支援事業所※	4
放課後等デイサービス	8
自立訓練（生活訓練）事業所	1
自立訓練（宿泊型）事業所	1
就労移行支援事業所	1
就労継続支援 B 型事業所	10
指定特定相談支援事業所 （計画相談）	3

※児童発達支援センターを除く

#### ② 高齢者福祉分野

施設の種類	箇所数
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	3
介護老人保健施設	2
介護医療院	1
ケアハウス	2
老人デイサービスセンター	9
地域包括支援センター	1
居宅介護支援事業所	10
生活支援ハウス	1
指定訪問看護ステーション	3
養護老人ホーム	2
老人福祉センター	1
認知症対応型共同生活介護	7
老人憩の家	1
有料老人ホーム（住宅型）	7
有料老人ホーム（介護付）	4

[資料] 志布志市福祉課・保健課(令和5年4月1日現在)



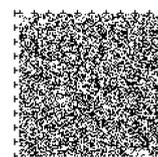
## (2) 地域を支えるグループや団体の状況

### ① ボランティア団体等

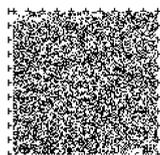
志布志市ボランティア活動センターに令和5年11月1日現在登録・連携しながら地域で活動している72団体を紹介します。

図表 39: 志布志市ボランティア団体一覧

No.	地域	名称	会員数	活動内容
1	志布志	志布志市地域女性連絡協議会 志布志支部	500	募金・寄付・ネットワーク・友愛訪問
2		朗読ボランティア「鈴」	17	視覚障がい者・高齢者に録音したカセットテープを届ける
3		かみふうせん	7	志布志町図書館・読み聞かせ・工作教室
4		双葉保育園	112	サマーボランティア受入れ
5		ひばり保育園	87	サマーボランティア受入れ
6		前川清流会	79	環境美化、子ども会育成、募金活動
7		志布志町更生保護女性会	22	新聞配達少年慰問、交通遺児慰問、更生
8		森山青風会	22	環境美化・収集・子供会育成
9		志布志高等学校	10	バス内清掃・福祉施設の慰問・環境美化・ワークキャンプ
10		志布志中学校	443	地域交流・環境美化
11		尚志館高等学校インターアクトクラブ	9	志布志町の行事への参加、手伝い・施設訪問・献血献体・環境美化・子供会育成
12		志布志市 JACO クラブ	31	市主催各種イベントへの参加、県・曾於地区で開催の中・高校生交流会等への参加
13		志布志地区食生活改善推進員連絡協議会	12	市のイベントの試食作り・保育所で園児とおやつ作り等の活動
14		しぶし・おもちゃ病院	8	保育所や幼稚園等への PR やエコ、リサイクルフェア等、各種イベントに参画し、ゴミ減量化及び、不良品のリサイクルに結びつける。子供だけでなく大人にも、モノの大切さ、有り難さを身近で再確認してもらえる活動。月 1 回程度おもちゃ病院を開設。子育て支援、子育てサポート支援。
15		クラブ隅麗（休会中）	5	ペーパークラフト・フラワーアレンジメント
16		春日流寿友会	25	演芸
17		三鐘流洋宗会	20	演芸
18		藤間流美栄輝会	10	日本舞踊
19		藤間流美栄舞会	10	日本舞踊
20		藤寿会	20	日本舞踊
21		紅千会	16	日本舞踊
22		志のまち安全安心“8”応援隊	12	青色回転灯装着車による防犯・防災・見回り活動
23		志布志町ふれあいサロンボランティアの会	58	地域のふれあいサロン・健康づくり活動、地域交流活動、災害支援活動
24		ボランティア10日会	9	子育て中の方が交流できる場を提供する子育てサロン活動
25		志布志市観光ガイド	15	市内の観光名所、旧跡などの案内
26		愛 LOVE 志布志	9	高齢者の安否確認、相談相手
27		しぶし自然愛好会	26	志布志市内を中心に野山等で自然観察会、鑑賞会。野山のゴミ収集等環境美化にも努める。

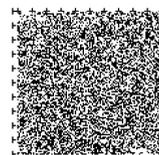


No.	地域	名称	会員数	活動内容
28	志布志	NPO 法人すんじら会	12	大隅半島を中心に 10 代～40 代のマンパワーを活かして様々なイベントに参加し、イベントのお手伝い活動。また、モーターサイクルイベントを通して地域の活性化も目的とした「GARAGE GO」と動物愛護活動を行う「アニマリング」の 2 つの事業を実施。
29		ボランティア団体「カンナ」	8	見守り活動、歌の宅配
30		NPO 法人志布志コミュニティ放送	1	FM ラジオを通じて情報発信。(取材、録音、放送)
31		(株) Team しぶし	6	脳を活性化するシナプソロジー運動を広めていく活動。
32		志布志ライオンズクラブ	27	地域の山宮神社、宝満寺、八坂神社、白鳥神社の清掃(月 2 回)。青少年健全育成(小学生バレーボール大会、薬物乱用防止講話) 献血活動、障がい児支援、国際活動など。
33		志おごじよ隊	15	現在ふれあいいきいきサロンにおいて女性の視点にたった防災の啓発活動、自分の避難場所の確認、災害が発生した際の持ち出し品、災害が発生した場合想定される危険な状況についての講話をし、周知活動の実施。(持ち出し品リスト配布)
34		ヘアアンドメイクエクスクルシブ グリーン	4	休日にボランティアでカット(要相談)
35		犬猫と共生をめざす会志布志	8	犬猫と共生するための望ましい接し方の啓発活動。犬猫の望まれない命の誕生を無くすため、不妊、去勢手術の推進や里親さがしの会の実施。
36		西村瑞子 音楽教室	30	病院や施設での合唱による訪問活動。
37		モノモノコウプロジェクト	7	子ども用おもちゃ、服、本などの物々交換イベント開催。余剰物品の寄附、チャリティーバザーによる貧困世帯支援など。
38		志布志・たまにはシネマ(休会中)		
39		びろうの会	15	障がいのある方を対象に、会員全員の交流や仲間づくりなどを目的としたスポーツ、レクリエーション及びボランティア等の活動の実施。
40		にこにこはうす	9	子供の保育(室内遊び、公園遊び)
41		フェアリーメイト	4	動物愛護に関する啓発・啓蒙を中心とした活動。保護活動や野良猫において避妊・去勢手術なども行う場合もある。
42		NPO 法人 愛訪会 ワークセンター 藤の森	30	「有明のエコしずく」やその他小物を製造し、バザー等で販売。この作業を通じて協調性を養い、社会復帰を支援。
43		特定非営利活動法人 三方良	25	志布志港周辺の清掃活動の実施。
44		Bramber ry の森 チーム ガーディニア	16	ハンドマッサージ、アロマ、ハーブについての講話等
45		歌謡サウンド 歌楽多ーず	6	音響装置等の機材セッティング等を行い、皆様に歌を披露させて頂く等のボランティア活動の実施。
46		地域・子育て支援サロン MOMO カフェ	4	親子の居場所、高齢者と子育て世帯の交流の場づくりとして週 2 回サロンカフェを開催。保育士、幼稚園教諭免許、地域子育てを支援し、市ファミリーサポーターとしても活動し、必要に応じてカフェ内で夜間保育やお泊り預かりなどを実施。
47	手話勉強会 びろう	10	手話ボランティアとして活動するため、定期的な手話勉強会を実施。	



No.	地域	名称	会員数	活動内容
48	有明	有明町ボランティアなかよし	39	・施設ボランティア・本の読み聞かせ・マイロードクリーン作戦協力・歳末年越しそば作り・高齢者ふれあいサロン・VO祭り参加・ひとり暮らし高齢者への見守り活動、絵葉書発送・歌の宅配
49		有明町更生保護女性会	21	・中、高校生の声かけ、非行防止・学校訪問・小、中学校立正・雑巾提供・更生施設訪問
50		志布志市地域女性連絡協議会有明支部	57	・ひとり暮らし高齢者への見守り活動・中学校卒業生にオクトパスを送る活動・マラソン炊き出し
51		有明町舞踊同好会（休会中）		
52		有明魁伝太鼓	6	・ジュニア太鼓指導・生涯学習和太鼓教室指導・依頼に応じ各種大会、行事、特老にて太鼓演奏・施設訪問・イベントでの演奏
53		ジュニア開田太鼓	14	
54		有明町手をつなぐ育成会（休会中）		
55		有明町グランド・ゴルフ協会	379	グラウンドゴルフでの交流
56		開田の里すこやか大学	94	園芸やスポーツ・体操、防災、環境学習など互いに学び、地域社会への貢献を進める
57		山重校区高齢者弁当宅配サービスグループ	13	ひとり暮らし高齢者85歳以上への弁当宅配による見守り活動（山重地区）
58		志布志音楽愛好会「こよアコ」（休会中）	15	高齢者施設やサロン、地域のイベントなどで演奏活動
59		原田和太鼓童・翔	24	施設訪問・イベントでの演奏
60		有明フラ同好会	8	フラダンスで健康づくり、施設訪問、三味線、舞踊
61		松山	泰野なの花グループ	8
62	新橋あじさいグループ		6	年間を通しての見守り活動。新橋地区で70歳以上の高齢者、病弱な方々へ年一回、山菜おこわを届け、見守り活動と共に交流。
63	語りもんそ会		6	地域内の75歳以上の高齢者、身体の不自由な方に見守り活動もかね、年1回、ちらし寿司を作り配布している。高齢者サロン活動
64	尾野見ゆりの会（休会中）			
65	きらきら会		4	①年間を通して高齢者を見守り活動 ②70歳以上の高齢者を見守り活動の一環として年1回、山菜おこわを作り配布する。
66	松山地区食生活改善推進員連絡協議会		9	一人暮らし、高齢者夫婦の見守り活動でおこわ等を作り配布する。
67	おはなしグループ びころ（休会中）			子供会等で読み聞かせのボランティア活動
68	尾野見グループ（休会中）			75歳以上の一人暮らし、高齢者夫婦の見守り活動でふくれ菓子等を作り配布する。（200名以上）
69	Save Sea Turtle		7	海岸の清掃、ウミガメの保護活動、環境講話など定期的に行う。
70	TENON 星遊会		15	望遠鏡を使った天体観望会を行う。年4回の市民観望会、夏休み中の子ども天体観望会や要望に応じた臨時的観望会や出張観望会も行う。
71	松山町更生保護女性会		10	学校見守り研修。施設訪問。
72	やっちくふれあい子ども食堂		12	月に2回子供食堂の実施。

[出典]志布志市社会福祉協議会



## ② 特定非営利活動法人（NPO法人）

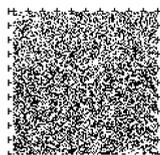
ボランティア団体とNPO法人は「自発的かつ継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体」という点においては同じですが、ボランティア団体の多くは法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、団体名で銀行口座の開設、事務所の賃貸、不動産登記を行うことができず、不都合が生じています。

そこで、特定非営利活動促進法が平成 10 年に施行され、同法による各種条件に該当し、認証手続きを行えば、法人格（NPO団体）を取得できるようになりました。NPO法人は、公的サービスでは対応しきれない市民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間サービス事業所の一つの形態として、住民サービスに今後益々浸透していくことが期待されています。

図表 40: 特定非営利活動法人(NPO法人)一覧(認証日順)

法人名称	認証日	事務所の所在地	活動分野
NPOオアシス 水環境研究会	H16.10.22 (2004)	志布志町 安楽 1135	環境の保全／科学技術の振興
志布志 コミュニティ放送	H17.7.22 (2005)	志布志町 志布志 2-14-14	社会教育／まちづくり／学術・文化・芸術・スポーツ／ 災害救援／連絡・助言・援助
三方良	H 17.10.31 (2005)	松山町 泰野 3468-1	まちづくり／環境の保全／災害救援／地域安全／ 経済活動の活性化
地域防災 推進協議会	H 19.2.22 (2007)	志布志町 志布志 3-2-3	まちづくり／災害救援／地域安全
志布志市 ふるさと協議会	H 22.10.26 (2010)	有明町 伊崎田 5041	環境の保全／災害救援／地域安全
志布志生涯学 習センター	H 24.9.28 (2012)	志布志町 志布志 2238-1	社会教育／まちづくり／観光／農山漁村・中山間地域 ／学術・文化・芸術・スポーツ／子どもの健全育成／ 情報化社会
志布志 スポーツクラブ	H 24.11.8 (2012)	志布志町 安楽 201-13	社会教育／まちづくり／学術・文化・芸術・スポーツ／ 環境の保全／地域安全／子どもの健全育成／連絡・ 助言・援助
志布志みどりの プロジェクト	H 25.1.8 (2013)	志布志町 安楽 2565-6	まちづくり／環境の保全／災害救援／地域安全／ 経済活動の活性化
すんくじら会	H 25.12.10 (2013)	志布志町 安楽 1705 乙	保健・医療・福祉／まちづくり／観光／農山漁村・中山 間地域／学術・文化・芸術・スポーツ／環境の保全／ 地域安全／子どもの健全育成
ふあーすと	R5.2.2 (2023)	有明町 野井倉 1337-10	保健・医療・福祉／社会教育／まちづくり／子どもの 健全育成／職業能力・雇用機会
有機モリンガ 普及推進会	R5.6.28 (2023)	志布志町 安楽 1382-2	保健・医療・福祉／まちづくり／農山漁村・中山間地域 ／環境の保全／地域安全／子どもの健全育成

[出典]内閣府「NPO 法人ポータルサイト」(令和5年 10 月時点)



### ③ 見守り協力員

志布志市内 21 地区（校区）社会福祉協議会（地区（校区）公民館）において、延べ 307 人の見守り協力員が地域の要支援者（見守りが必要な方）に定期的な見守り、安否確認を行っています。

図表 41: 見守り協力員数と要支援者及び年間総活動数(単位:人)

	要支援者	協力員(延べ)	年間総活動数
松山地域	99	52	2,492
志布志地域	283	173	10,228
有明地域	158	82	3,532
計	540	307	16,252

図表 42: 要支援者数の推移(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
松山地域	77	62	38	119	99
志布志地域	173	149	143	162	283
有明地域	54	36	39	109	158
計	304	247	220	390	540

[出典]志布志市社会福祉協議会(各年度末時点)

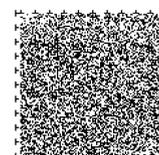
### ④ ふれあいサロン

楽しい仲間づくりの場、交流の場としてのふれあいサロンが市内 56 箇所で開設されており、年間延人数で 669 人のふれあいサロン協力員が活動しています。

図表 43: ふれあいサロンの状況(単位:箇所、人)

	サロン設置数	協力員(1回平均)	参加者(1回平均)
松山地域	13	1.2	9.5
志布志地域	29	1.3	8.5
有明地域	14	3.8	7.8
計	56		

[出典]志布志市社会福祉協議会(令和4年度末時点)



## ⑤ 子育てサロン

子育てサロンは地域を拠点に、子育ての当事者（子育て家庭の親子）等地域住民が、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり、お互いを支え合う活動です。市内の4箇所で開設されており、年間延人数で81人の子育てサロン協力員が活動しています。

図表 44: 子育てサロンの状況(単位: 箇所、人)

	サロン設置数	協力員(1回平均)	参加者数(1回平均)
松山地域	0	0.0	0.0
志布志地域	3	1.3	24.6
有明地域	1	3.8	0.8
計	4		

[出典] 志布志市社会福祉協議会(令和4年度末時点)

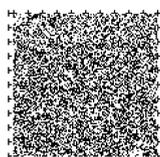
## ⑥ 多世代交流拠点

多世代交流は、子どもから高齢者まで異なる年代の人達が互いに交流をし、世代を超えて助け合う活動です。市内4箇所で開設されています。

図表 45: 多世代交流拠点

	松山地域	志布志地域	有明地域	計
拠点設置数	1	2	1	4

[出典] 志布志市社会福祉協議会(令和4年度末時点)



## 8 志布志市社会福祉協議会の状況

### (1) 志布志市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした社会福祉法人で、昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

志布志市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、次のような事業を行っており、多くの市民や関係団体等が参加して組織し、密接に連携を図りながら、総合的な地域福祉の向上を目指した社会づくりを行っています。

志布志市社会福祉協議会の理念

共にささえあい 笑がおで暮らせる地域をめざして

### (2) 社会福祉協議会の使命

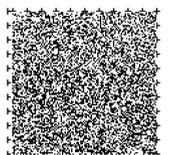
地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支えあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

- 社会福祉協議会活動の 5 原則を踏まえ、各地域の特性を生かした活動を進めます。

① 住民ニーズ基本の原則	調査などにより、地域住民の要望、福祉課題の把握に努め、住民のニーズに基づく活動を進めます。
② 住民活動主体の原則	住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動を進めます。
③ 民間性の原則	民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を活かした活動を進めます。
④ 公私協働の原則	社会福祉・保健・医療・教育の行政機関や民間団体などとの連携を図り、行政と民間組織との協働による活動を進めます。
⑤ 専門性の原則	住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を活かした活動を進めます。

#### 社会福祉協議会のシンボルマーク

- このマークは、全国共通の社会福祉協議会のシンボルマークです。
- 社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。



## 1 基本理念

かつての伝統的な互助機能が徐々に低下し、住民相互のつながりが希薄になったといわれる昨今、地域福祉の推進は住民相互の豊かな人間関係を回復し、コミュニティの再興につながるものと期待されています。

本市においては、人口減少に伴う少子高齢化が進行しており、高齢者夫婦世帯や高齢独居世帯は増加の一途にあります。また総世帯数が減少している中、ひとり親家庭世帯は横ばいで推移していることから、若い世代に加え、元気な高齢者が地域福祉の担い手として地域を支えていくことが望まれます。

上位計画である第2次志布志市総合振興計画においては、「志あふれるまち」を基本理念とし、今後のまちづくりを「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の4つの理念が掲げられています。また、同計画における「保健・医療・福祉」分野は「生き生きと笑顔で暮らせるまち」を目標とし、誰もが社会とのつながりを保ちながら、安心して子どもを育て、自分らしく生き生きと暮らせる地域の基盤づくりや健康の増進、福祉の向上、介護や病気の予防推進に取り組むとともに、地域社会全体で積極的に支え合い、助けあえる、優しさのあるまちづくりを進めることが基本的な考え方として掲げられています。

現在、国が提唱している「地域共生社会」は、介護や障がい、子育て、生活困窮といった分野の垣根を越えた包括的な支援を展開するものであり、これまで進めてきた高齢者を中心とした「地域包括ケアシステム」をより広い意味でとらえています。

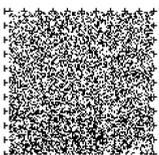
今後も少子高齢化・核家族化等の進行が予想され、また複雑かつ多様なニーズ等に対応するため、市民や地域のみんなでつくりあげていく、ふれあい、支え合う地域社会のあり方が益々重要になってきていることから、本計画の基本理念は第1期志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画からの基本理念を踏襲し、以下のとおり定めました。

### 基本理念

え                      ころざし                      ゆい  
**みんな笑がお！志あふれる結のまち しぶし**

～ともにつながり支え合う 安心して生き生きと暮らせるまちづくり～

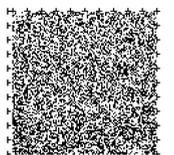
※「結」とは、わが国の農村で広く行われていた相互支援（田植え等）の慣習を示す言葉です。地域社会を支える大切な仕組みであることから、本計画では、地域住民が協力しながら地域活動の活性化に取り組む姿を目指しています。



## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、社会福祉法第 107 条で掲げられている「地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえ、本計画における基本目標として次の 5 つの柱を設定します。

基本目標 1	誰ひとり取り残さない地域共生社会を実現していこう	高齢者や障がいのある人、子どもや子育て中の家庭、生活に困窮する人、外国籍の人などすべての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向け、住民自らが地域課題を「我が事」ととらえ、解決に取り組む地域づくりを進めるとともに、複合的課題に対して包括的支援ができるよう体制の充実を図ります。
基本目標 2	効率的でみんなにやさしい行政サービスを提供していこう	必要な情報が必要な人に届くように情報発信体制の拡充を図り、すべての人が利用しやすい行政手続きや施設環境等の整備に努めます。また、複合的な課題を抱えた人を包括的に支援していくための相談窓口の充実を図ります。
基本目標 3	みんながふれあうことのできる暮らしやすい環境を構築していこう	医療・介護・健康づくり対策をはじめ、人と人がふれあうことのできる環境の整備に取り組みます。また移動困難者や買い物困難者、ごみ出し困難者等への効果的な支援を行うことにより誰もが暮らしやすい環境の構築を目指します。
基本目標 4	見守りの輪を広げ、安全・安心な地域にしていこう	近年のコロナ禍等による地域のつながりの希薄化を解消し、地域の様々な団体等との協働により地域における見守り活動を充実していきます。また、災害に備える防災意識の高揚や、犯罪をした人等の地域への復帰を促進するための理解促進に努めます。
基本目標 5	様々な困りごとに対して包括的な支援体制を構築していこう	地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向け、地域で何ができるかを自ら考えていくことが重要です。住み慣れた地域に今後も安心して住み続けていくため、同じ地域に暮らす人々が世代を超えて知り合い、ふれあい、互いを認め合う関係の構築を支援します。

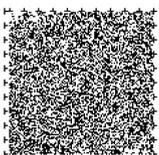
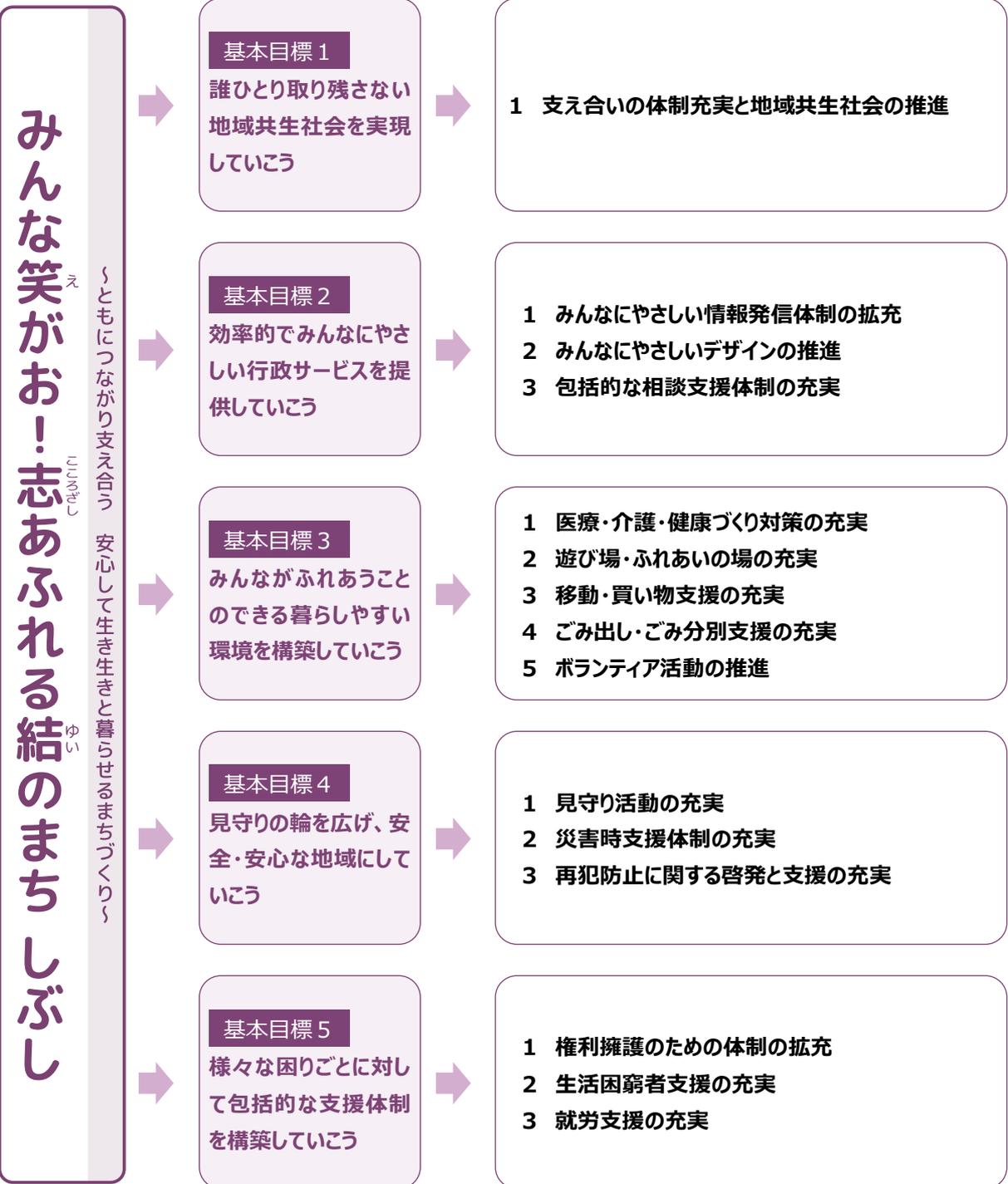


### 3 計画の体系

(基本理念)

(基本目標)

(取組の柱)



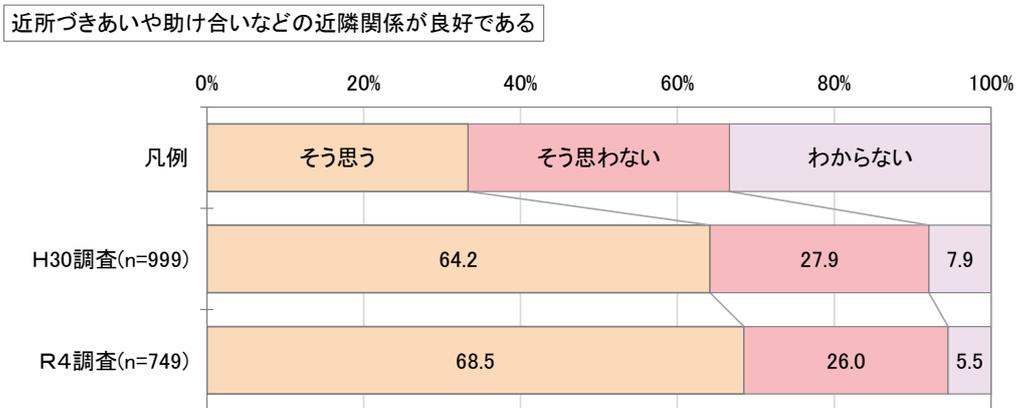
# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 誰ひとり取り残さない地域共生社会を実現していこう

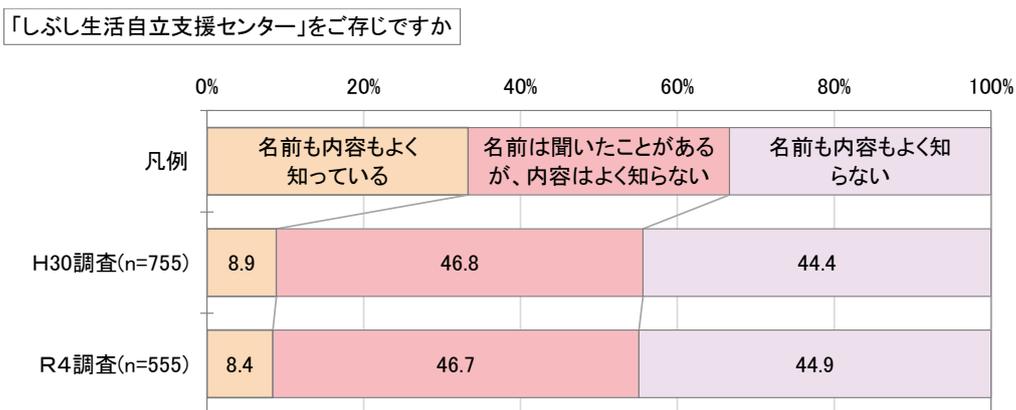
### 🔍 現状と課題

地域における支え合いの体制は、主に自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が中心となって行われています。しかしながら、地域における生活課題や福祉課題は昨今さらに多様化・複合化し、いわゆる「支える側」頼みの支え合いでは、いずれ限界を迎えてしまいます。

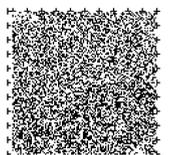
図表 46: あなたがお住まいの地域や周辺的环境について



図表 47: しぶし生活自立支援センターについて



[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)



令和4年度に実施した市民アンケートにおける身近な地域や周辺環境についての設問では、近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好であるとする割合は平成30年の前回調査よりも4.3ポイント上昇しました。

また本市では経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方を包括的に支援していくために、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行にあわせて「しづし生活自立支援センター」（志布志市社会福祉協議会委託事業）を運営していますが、内容まで認知されている割合は1割に満たず、前回調査と比較しても割合の改善はみられませんでした。

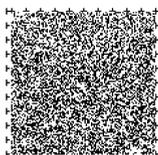
近隣との関係が良好である一方で、多様化した課題に対する相談先が周知できていない状況がみられます。地域課題は高齢者のみに留まらず、複合的な問題を抱える人や世帯への対応が求められており、分野横断的な包括した支援体制の構築が必要です。

## 基本的な考え方

- 高齢者をはじめ生活上の困難を抱える障がいのある人、子どもや子育て中の家庭、生活に困窮する人、性的マイノリティの人、外国籍の人などすべての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う「**地域共生社会**」の実現に向け、住民自らが地域課題を「我が事」ととらえ、解決に取り組む地域づくりを進めるとともに、複合的課題に対して包括的支援ができるよう体制の充実を図ります。

## 取組の方向性

地域共生社会の実現に向け、全ての市民が役割の意識を持ち、互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる、誰ひとり取り残さない地域づくりを推進します。



# 1 支え合いの体制充実と地域共生社会の推進

誰もが住み慣れた場所でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域でともに認め合い、助け合い、支え合う体制づくりを推進し、誰ひとり取り残さない地域共生社会を推進していきます。

また、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がいのある人、子どもや子育て家庭、生活に困窮する人、外国籍の人等の多様な支援ニーズの把握に努め、誰もが安心して暮らし続けられる志布志市を目指すため、地域包括ケアシステムを推進し、発展させていきます。

## (1) 地域における支え合い体制の充実

### 一人ひとりや地域でできること

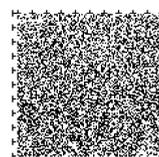
- ☺ 人と人とのつながりを大切にし、何かあったら相談できる関係を築きましょう。
- ☺ 気になること、気になる人がいたら行政や社協、民生委員・児童委員等へつなぎましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性	ささえあいマップづくりの手法等を活用し地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを推進します。
● 地域づくり事業	● おやとさーびす
● 生活支援(地域福祉)コーディネート事業	● 近隣福祉ネットワーク事業
● 民生委員・児童委員活動連携	● コミュニティ協議会活動連携

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
「ふれあいサロン活動事業」への支援、地域活性化活動の推進	福祉課・保健課
障がいのある方が、地域で安心して暮らすことができる環境の整備	福祉課
子育て相談・交流の場の充実	福祉課
妊娠・出産・育児の切れ目のない伴走型相談支援体制の充実	保健課
高齢者の見守り活動ネットワークの構築と総合相談体制の整備	保健課
地域で暮らす高齢者等の日常生活上の支援	保健課
日本語学習の支援及び多言語での情報提供	コミュニティ推進課



## (2) 地域包括ケアシステムの推進・発展

### 一人ひとりや地域でできること

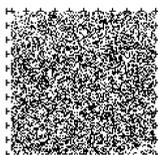
- ☺ 地域の医療資源、介護保険について知りましょう。
- ☺ 自主的に介護予防に取り組みましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性	個別課題の把握に努め、解決に向けた社会資源の発掘・創出・活用に努めます。
<ul style="list-style-type: none"><li>● しぶし生活自立支援センター</li><li>● 地域づくり事業</li><li>● 生活支援(地域福祉)コーディネート事業</li><li>● なんでも相談所（心配ごと相談所）</li><li>● 在宅介護サービス</li><li>● ボランティアセンター事業（ボランティア育成講座）</li></ul>	

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
地域包括ケアシステムを推進させる体制整備	保健課



### (3) 重層的支援体制整備事業の推進

本項では事業の概要を掲載します。詳細は第2部志布志市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画に掲載しています。

#### ① 事業の全体像

本市における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の3つの支援を重層的支援体制整備事業の柱とします。

図表 48: 重層的支援体制整備事業の3つの柱

相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
参加支援	既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯の課題に対応するため地域資源を活用して社会とのつながりを回復する支援
地域づくり支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

#### ② 連携体制の構築

連携体制の構築に向け、以下の2点について取り組みます。

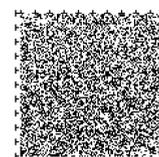
- ア 子ども・高齢者・障がい者・生活困窮及び生活保護分野の連携の構築
- イ 他分野との連携

#### ③ 重層的支援体制整備事業の提供体制

事業実施に向け、取り組むべき事項を着実に実行するために、以下のとおり支援体制に係る事業を実施します。

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備【第2部 志布志市重層的支援体制整備事業実施計画に掲載】	福祉保健課



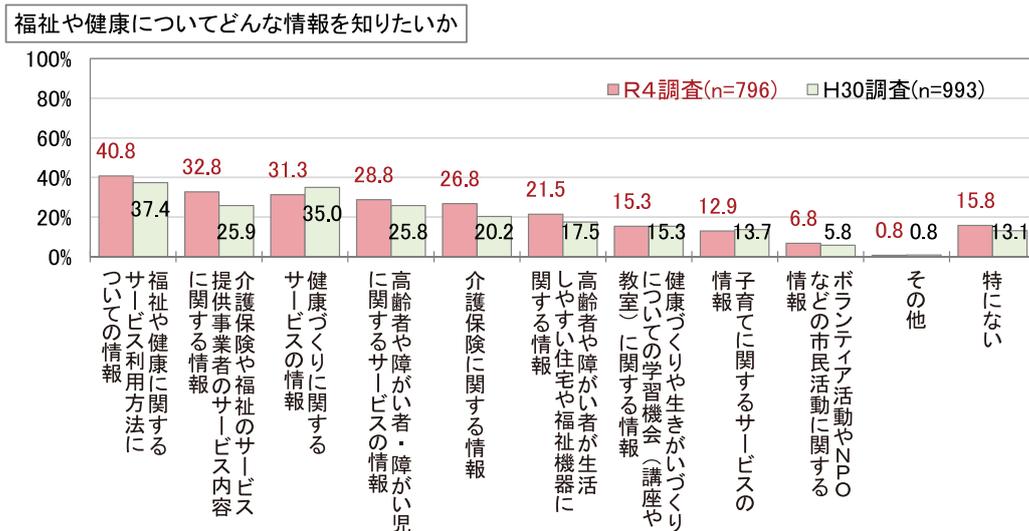
## 基本目標 2

## 効率的でみんなにやさしい行政サービスを提供していこう

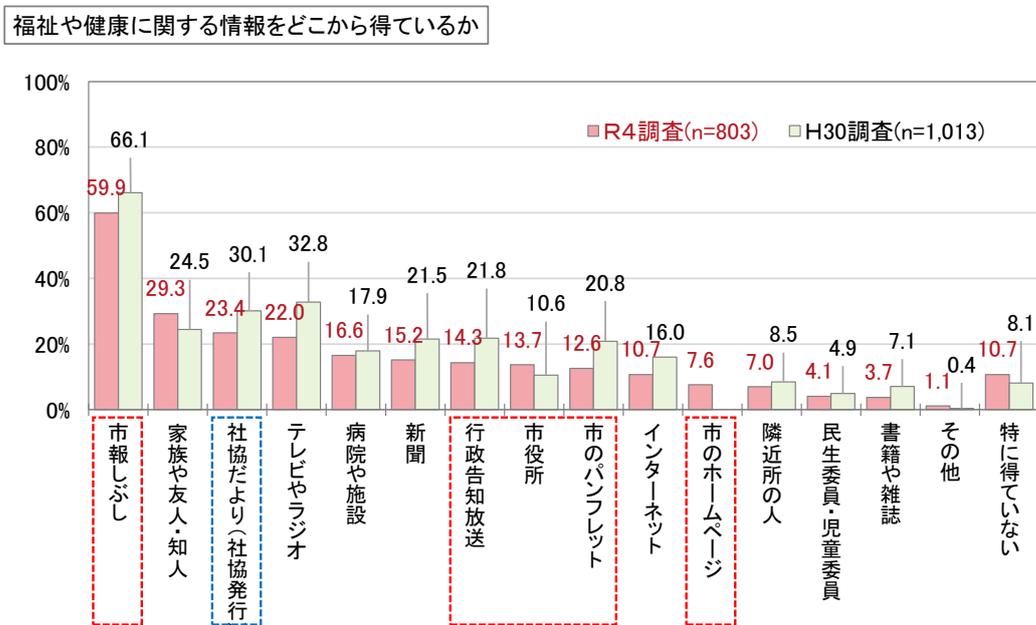
### 現状と課題

福祉や健康について知りたい情報は、サービス利用方法についての情報が4割、その他介護保険サービスや健康づくりに関するサービス等が3割となっています。福祉サービスは種類も多く内容も複雑な場合もあることから、情報を必要とする人が必要な情報を得ることができ、適切なサービスを利用できるよう、他言語にも対応したわかりやすい情報提供体制が必要です。

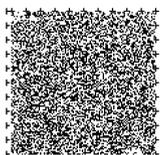
図表 49: 福祉や健康に関する知りたい情報



図表 50: 福祉や健康に関する主な情報の入手先

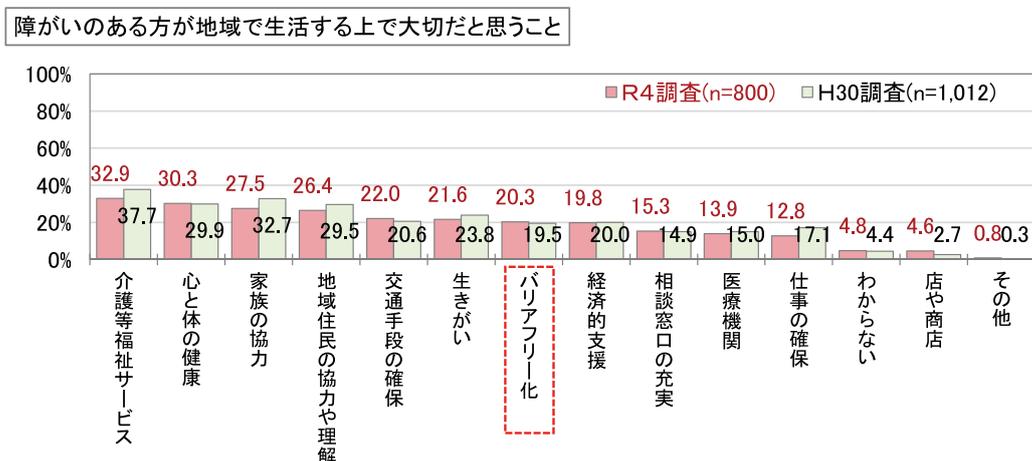


[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)



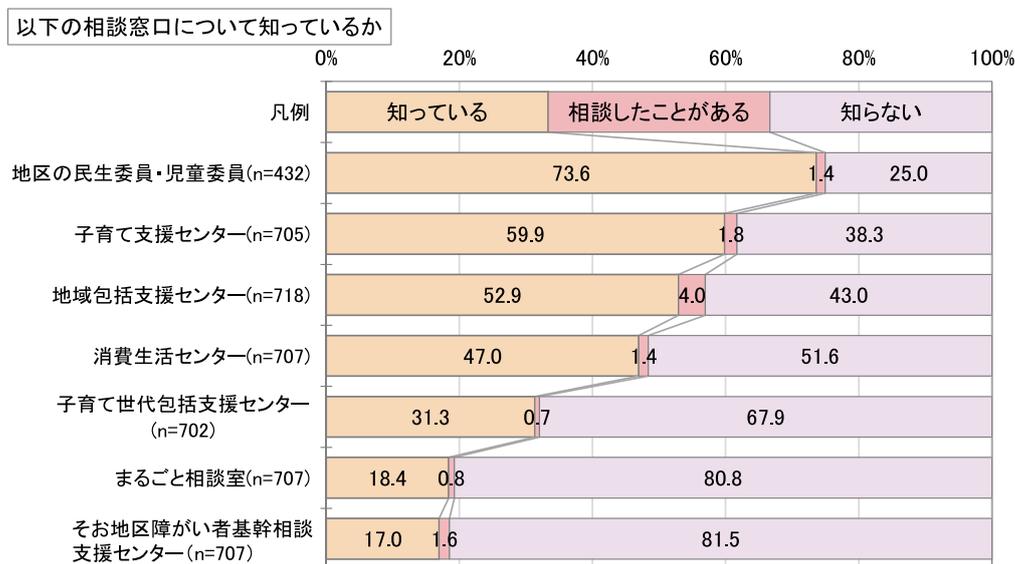
情報発信については、福祉サービス等の主な情報の入手先が「市報しぶし」が6割、「社協だより」も2割となっていることから、これらの広報媒体を活用したわかりやすい情報提供をさらに充実させていく必要があります。スマートフォン等の普及によりインターネットによる情報の入手が一般的となっていることから、市や社会福祉協議会のホームページによる情報提供のさらなる充実や各種SNS等も活用した情報提供を推進していく必要があります。

図表 51:障がいのある方が地域で生活する上で大切だと思うこと

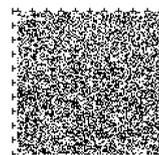


また、誰もが暮らしやすく社会参加しやすい福祉のまちづくりに向け、地域のバリアフリー化は必要不可欠です。障がいのある方が地域で生活する上で大切なこととしてバリアフリー化は2割程となっており、前回調査から割合の上昇がみられました。

図表 52: 直営又は委託している各種相談窓口の認知状況



[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)



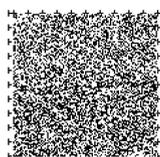
さらに包括的な相談支援体制を今後拡充していくためには、単に相談窓口を整備するだけでなく、相談窓口を広く認知してもらうことが必要です。認知度が高い相談窓口として、地区の民生委員・児童委員が7割、次いで子育て支援センターが約6割、地域包括支援センターが5割となっています。一方で開設から日が浅いまるごと相談室やその地区障がい者等基幹相談支援センターが2割を下回っている状況にあります。

## 📍 基本的な考え方

- 現在も多くの情報提供を行っていますが、必要な情報が必要な人に届いていない状況があります。地域福祉に対する意識の向上のため、福祉サービスの周知を様々な媒体を活用しながら積極的に行い、必要な情報が必要な人に届くよう取り組みます。
- 従来窓口や郵送などで行っていた申請や届出などの手続きを、インターネットを利用した手続きである「オンライン申請」で行うことができるようになりました。これからは行政手続効率化と市民の利便性向上を図ります。
- バリア（障壁）の存在を前提とするバリアフリーはもちろんのこと、はじめからすべての人に使いやすいデザインを目指すユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備を進めていきます。
- 生活上の悩みや問題等を解決するため、身近な相手に相談することを促進し、その相談を受けた人が関係機関等へつないでいくことにより、悩みや問題等の早期発見・早期解決できる環境づくりに努めます。

## 🚩 取組の方向性

必要な情報が必要な人に届くように情報発信体制の拡充を図り、すべての人が利用しやすい行政手続きや施設環境等の整備に努めます。また、複合的な課題を抱えた人を包括的に支援していくための相談窓口の充実を図ります。



# 1 みんなにやさしい情報発信体制の拡充

福祉に関する広報・啓発を拡充させていくほか、福祉制度や福祉サービスなどの情報が必要な人に行き届くよう、情報発信方法を工夫します。

## (1) 情報提供できる地域の拠点づくりの推進

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 市役所や社会福祉協議会、地域コミュニティ協議会等の発信する情報に目を向けてみましょう。
- ☺ 地域の集まりに参加して情報交換してみましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性 情報共有ができる地域の集いの場を支援します。

- 地域づくり事業
- コミュニティ協議会活動連携
- 多様な集いの場の支援

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
地域コミュニティ協議会の情報発信支援	コミュニティ推進課
連絡ツールを活用した連携強化	コミュニティ推進課

## (2) 情報発信体制の拡充

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 市役所や社会福祉協議会が配布する資料やホームページ等を見てみましょう。

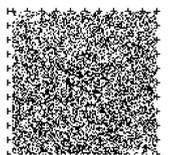
### 社協が取り組むこと

取組の方向性 さまざまな媒体を活用し、広く市民へ福祉情報を発信します。

- 広報誌「ささえあい」、ホームページ、SNSを活用した情報発信

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
情報格差の解消のため様々な媒体を活用した情報発信体制の拡充	総合政策課
必要な方が必要なサービスを受けられる情報発信の拡充	福祉課



## 2 みんなにやさしいデザインの推進

志布志市情報化計画に基づき行政手続きのデジタル化を推進し、地域福祉活動においても情報技術の利用の促進を図ります。また、既存施設についてはユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化を進め、今後新たに整備していく施設等についてはすべての人が利用しやすいインクルーシブデザインの視点に立った公共施設の整備を図ります。

### (1) 行政手続きのデジタル化の推進

#### 一人ひとりや地域でできること

 原則 24 時間 365 日利用可能な、志布志市の「オンライン申請（電子申請）」を活用してみましょう。

#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 オンライン申請の周知、利用支援を行います。

- おやとさーびす
- 介護保険事業
- しぶし生活自立支援センター
- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業
- 成年後見支援センター
- 地域づくり事業
- なんでも相談所（心配ごと相談所）
- 福祉サービス利用支援事業

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
誰でもわかりやすい行政手続きのデジタル化	総合政策課
いつでもどこでも行政サービスが受けられる手続きの拡充	市民環境課・総合政策課・情報管理課
外国語や点字、インターネット等、多様な媒体による情報提供	福祉課
情報が伝わりにくい方への情報伝達方法の工夫	

### (2) 誰もが使いやすい公共施設等の整備

#### 一人ひとりや地域でできること

 困っている人がいたら、どのような支援が必要なのかを確認し手伝ってみましょう。

 公共施設等で破損しているものや気になるものがあつたら市役所に相談してみましょう。

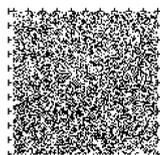
#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 福祉を学び、考える機会づくりを行います。

- ボランティアセンター事業（福祉体験学習）

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
多様性を重視し、誰でも使いやすい公共施設の整備	公共施設所管課



### 3 包括的な相談支援体制の充実

いわゆる制度の狭間の問題や複合的な課題を抱えた人などに対する支援を確実に進めていくため、施策分野を横断的かつ包括的に相談できる体制を充実していきます。

また広報等を通じて相談窓口に関する情報提供は行っていますが、認知度が低いものも多くあることから、これからも相談窓口の周知・徹底に努め、誰ひとり取り残さない支援体制を目指します。

#### (1) 複合的な課題を抱えた人を支援するための相談体制の充実

##### 一人ひとりや地域でできること

-  一人で悩まず、まずは誰かに相談するようにしてみましょう。
-  人と人とのつながりを大切にし、何かあったら相談できる関係を築きましょう。

##### 社協が取り組むこと

取組の方向性	相談ごとに対して傾聴・受容し、断らない・相談しやすい体制を構築します。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● なんでも相談事業（心配ごと相談所）</li> <li>● 在宅介護サービス</li> <li>● 生活困窮者生活自立支援事業</li> <li>● 近隣福祉ネットワーク事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域づくり事業</li> <li>● 民生委員・児童委員活動連携</li> <li>● コミュニティ協議会活動連携</li> <li>● 生活支援（地域福祉）コーディネート事業</li> </ul>	

##### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備（再掲）	福祉保健課

#### (2) 相談窓口の周知・徹底

##### 一人ひとりや地域でできること

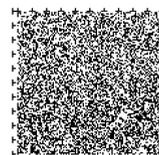
-  様々な相談窓口を事前に把握しておきましょう。
-  悩んでいる人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口を紹介しましょう。

##### 社協が取り組むこと

取組の方向性	なんでも相談所の認知度アップを図ります。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の集いの場等での周知</li> <li>● 広報誌「ささえあい」、ホームページ、SNSを活用した情報発信</li> </ul>		

##### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
わかりやすいチラシやリーフレット等の作成・配布による情報提供	福祉課



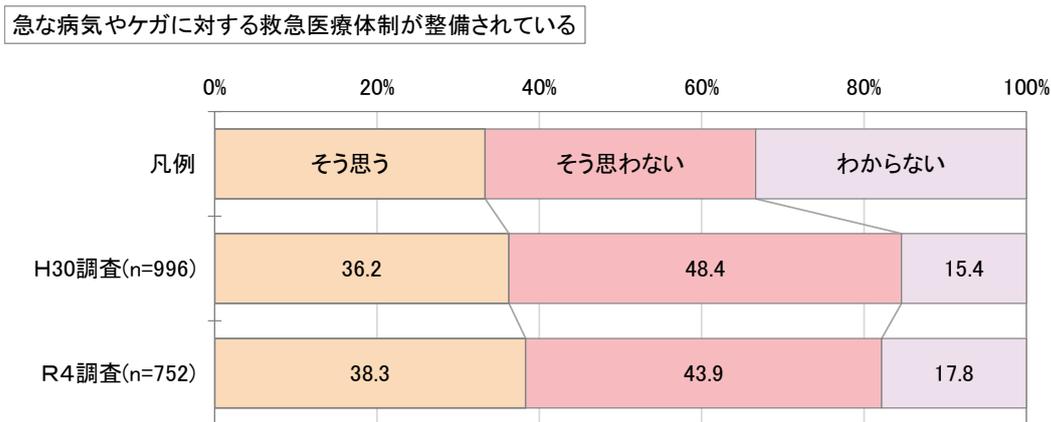
## 基本目標 3

# みんながふれあうことのできる暮らしやすい環境を構築していこう

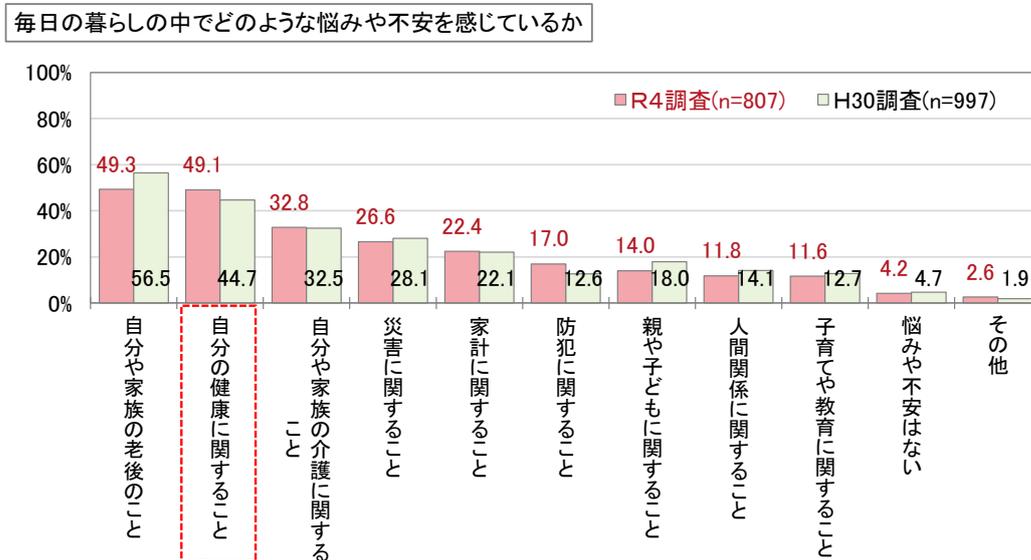
### 現状と課題

市全体として急な病気やケガに対する救急医療体制が整備されているかについては前回調査同様「そう思わない」とする割合が「そう思う」よりも高くなりました。また、毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安についてみると、約半数が自分の健康に関する不安を持っており、前回調査と比較して割合が上昇しました。

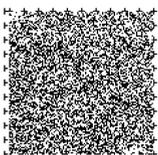
図表 53: あなたがお住まいの地域や周辺の環境について



図表 54: 毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安



[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)

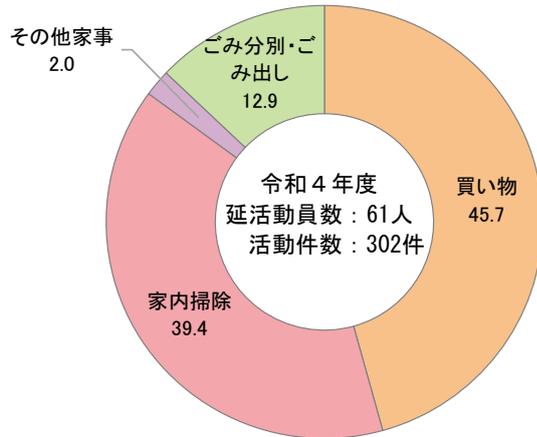


図表 55: 令和4年度のおやとさーびす

(有償ボランティア)活動状況

令和4年度の住民参加型在宅福祉サービス「おやとさーびす」の状況を見ると、延べ61人の活動員が302件活動しました。

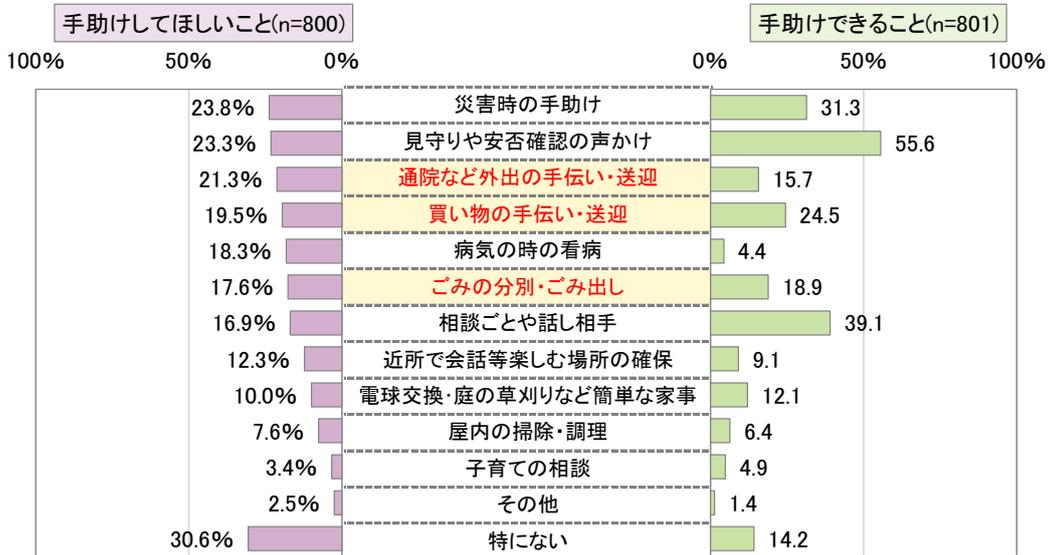
活動した割合をみると、買い物が45.7%（138件）で最も高く、次いで家内掃除が39.4%（119件）、ごみ分別・ごみ出しが12.9%（39件）となっています。



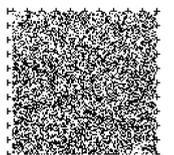
[出典] 志布志市社会福祉協議会

自身や家族が困っているときに手助けしてほしいことと手助けできることについて比較したものが以下のグラフです。手助けしてほしいことの割合が高い順に並べ替えた場合、災害時や平時の声かけに次いで通院・外出・買い物についての手伝いや送迎、ごみの分別やごみ出しが比較的上位となっています。

図表 56: 手助けしてほしいことと手助けできること



[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(R4)

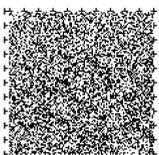


## 基本的な考え方

- 緊急医療体制については広域で連携して取り組みます。
- 地域活動が根付き、継続的に展開されるために、活動の担い手を育て、多くの人が地域活動に参加しやすい環境をつくり、交流やつながりを深めていきます。
- 市が提供する移動支援サービスについて、わかりやすい交通体系の仕組みづくりに努めるとともに、既存の買い物支援サービスについて周知と利用の促進を図ります。
- ごみ出しをしやすい環境の整備に努め、ごみの分別やごみ出しが困難な方のみならずすべての市民に対してごみ出しに関する支援サービス等の周知を図ります。

## 取組の方向性

医療・介護・健康づくり対策をはじめ、人と人がふれあうことのできる環境の整備に取り組みます。また移動困難者や買い物困難者、ごみ出し困難者等への効果的な支援を行うことにより誰もが暮らしやすい環境の構築を目指します。



# 1 医療・介護・健康づくり対策の充実

すべての人が生き生きと健康で安心して暮らせるよう、広域での救急医療を含めた医療体制の確保を推進するとともに、市民一人ひとりが主体的に自身の健康づくりや定期的な健診の受診、介護予防などに取り組むことができる環境づくりに努めます。

## (1) 医療体制の充実に向けた広域での連携強化

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ☺ 救急医療情報キットを活用しましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性 通院のための利便性の高い移動手段を模索します。

- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
地域の特性に応じた広域での救急医療を含めた医療体制の確保	保健課

## (2) 健康診査事業の推進

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 健康診査や検診を受診し、生活習慣病の予防と重症化を防ぎましょう。
- ☺ 健康診査の必要性を理解し、受診に努めましょう。

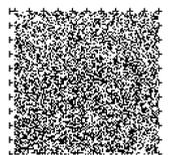
### 社協が取り組むこと

取組の方向性 高齢者等への健康に対する意識啓発を行います。

- 地域づくり事業
- 保健課との連携

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
各年齢層に応じた心と体の健康づくりの意識を高めるための普及・啓発	保健課



### (3) 介護予防事業の取組強化

#### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 食事、運動、睡眠、歯の健康等の健康的な生活を習慣化しましょう。
- ☺ 「介護を予防すること」の必要性を考え、ふれあいサロン等の地域の集まりで開催される介護予防事業に積極的に参加してみましょう。

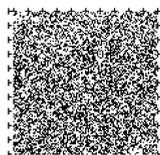
#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **介護予防を推進し、意識啓発を行います。**

- 在宅介護サービス
- 地域づくり事業
- 保健課との連携

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
介護予防に関する知識及び介護予防事業の普及・啓発活動	保健課
地域資源を活用した介護予防事業の実施	保健課



## 2 遊び場・ふれあいの場の充実

次の時代を担う大切な存在である子ども達の遊び場、そして市民の憩いの場である公園の再整備を進めます。また、世代を超えた市民同士の交流が活性化するように、地域のふれあい活動を支援し、住民の生きがいにつながる地域活動やスポーツ活動等を支援していきます。

### (1) 遊び場の再構築

#### 一人ひとりや地域でできること

 安全に利用できる環境の整備に努めましょう。

#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **楽しみながら多世代交流できる拠点づくりを支援します。**

- 地域づくり事業

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
誰もが利用しやすい市民の憩いの場である公園の再整備	建設課

### (2) 子育て支援体制の充実

#### 一人ひとりや地域でできること

 子育てに関する心配や悩みは一人で抱え込まず、身近な人などに相談してみましょう。

 子育て家庭の支援や地域における見守り等に努めましょう。

 キラリ輝く「しゅしゅ」育成講演会に参加してみましょう。

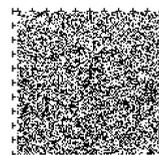
#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **子育て中の方の交流の場づくりを支援します。**

- 地域づくり事業
- なんでも相談所（心配ごと相談所）

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
子育て相談・交流の場の充実（再掲）	福祉課
妊娠・出産・育児の切れ目のない伴走型相談支援体制の充実（再掲）	保健課
小・中学校、幼稚園、保育所での家庭教育学級の開設	生涯学習課



### (3) ふれあいサロン等活動支援の充実

#### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 地域で行われているサロン活動や交流の場に積極的に参加してみましょう。
- ☺ すでに参加している人は近隣の方も誘ってみましょう。

#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 身近な地域でのふれあい活動の拠点づくりを支援します。

- 地域づくり事業
- ボランティアセンター事業
- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
ふれあいサロンの立ち上げや拡充支援のための情報提供	福祉課・保健課

### (4) 地域コミュニティ協議会の活動支援

#### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 地域コミュニティの活動への積極的な参加に努めましょう。
- ☺ 地域コミュニティの形成に協力し、積極的に活動に関わりましょう。

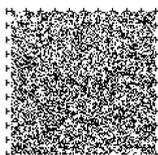
#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 コミュニティ協議会と連携を図り、地区活動計画推進に向けて支援を行います。

- コミュニティ協議会活動連携
- ネットワーク事業（地区ネットワーク会議への参画）
- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
地域コミュニティ協議会の自主的かつ自律的な活動支援、協働によるまちづくり推進支援	コミュニティ推進課
地域コミュニティ協議会と関係各課との連携支援	



## (5) 老人クラブ活動支援の充実

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 老人クラブへ入会してみましょう。おおむね 60 歳以上の方ならどなたでも入会できます。
- ☺ 老人クラブの活動内容を知りましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性 老人クラブ活動の実施する友愛活動（地域見守り活動）を支援します。

- 老人クラブ活動との連携

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
老人クラブの運営支援、活動内容の周知及び会員確保のための支援	福祉課・保健課

## (6) グラウンドゴルフ等スポーツ活動支援の拡充

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 地域で行われているスポーツ活動に参加し、生きがいや健康づくりに努めましょう。

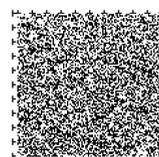
### 社協が取り組むこと

取組の方向性 ニュースポーツ等をととして、ふれあい交流を推進します。

- 地域づくり事業

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
生涯スポーツ教室の開催や活動の場の提供、生涯スポーツに関する相談窓口の設置	生涯学習課



### 3 移動・買い物支援の充実

地域の移動支援ニーズに対応するため、わかりやすい交通体系の仕組みづくりに努め、サービスをわかりやすく市民へ広報するとともに利用を促進します。また、買い物が困難な地域や人に対して既存の買い物支援サービスを周知するとともに新たな事業の参入を促します。

#### (1) 移動支援施策の再構築

##### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 福祉タクシーとチョイソコしぶし（予約型乗合送迎サービス）を組み合わせ利用してみましょう。
- ☺ 地域で移動に困っている人がいたら、まずは市役所や社会福祉協議会につないでみましょう。

##### 社協が取り組むこと

取組の方向性 地域の現状を把握し、社会資源の発掘・創出・活用を行います。

- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業

##### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
わかりやすい交通体系の仕組みづくり (福祉タクシー・チョイソコしぶし・障がい者移動支援)	福祉課・総合政策課

#### (2) 移動販売車・配達サービスの利用促進

##### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 地域で買い物に困っている人がいたら、まずは市役所や社会福祉協議会に相談してみましょう。
- ☺ 自分の地域を巡回する移動販売や配達サービスを知りましょう。

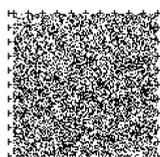
##### 社協が取り組むこと

取組の方向性 地域の現状を把握し、社会資源の発掘・創出・活用を行います。

- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業
- 在宅介護サービス
- おやっとさーびす

##### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
移動販売車・配達サービス等の周知及び地域における買い物支援の取組強化	港湾商工課・保健課



## 4 ごみ出し・ごみ分別支援の充実

家庭から排出されるごみの搬出や分別が困難な方に対し、ごみの分別支援をはじめごみ出しの負担軽減策を周知・継続していくとともに、誰でもごみが出しやすい環境を整備していきます。

- (1) ごみ出し困難者対策事業の継続
- (2) ごみ分別困難者対策事業の継続
- (3) ごみ出しをしやすい環境の整備

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ ごみ出し・ごみ分別が困難な場合は市役所や社会福祉協議会に相談してみましょう。
- ☺ 地域でごみ出し・ごみ分別に困っている人がいたら、まずは市役所や社会福祉協議会につないでみましょう。
- ☺ 志布志市ホームページの「ごみの分け方検索」を使ってみましょう。
- ☺ ごみステーションをみんなが気持ちよく利用できるよう、散らかっていたり汚れに気づいたりした時はすすんで掃除をしましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **地域で行うたすけあい活動のしくみづくりを行います。**

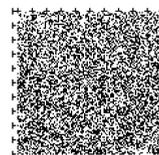
- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業
- 在宅介護サービス
- おやとさーびす

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
ごみ出し困難者の負担軽減策の継続	市民環境課
ごみ分別困難者対策事業の周知と対象者の把握	市民環境課
誰でもごみ出しができる環境の整備	市民環境課

## 5 ボランティア活動の推進

ひとりの力では解決できない困りごとや、公的サービスにおける対応が難しい課題等、日常生活上の様々なニーズに対応するためには、地域住民によるボランティア活動が重要であり、社会福祉協議会が行うボランティア研修講座等によりボランティア育成を行い、更に安心して地域におけるボランティア活動が継続できるよう環境を整えます。



## (1) ボランティア人口の拡大と情報提供

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ ボランティア養成・研修講座を受講してみましょう。
- ☺ ボランティアに参加する時は子どもと一緒に参加してみましょう。
- ☺ どのようなボランティア活動があるか調べてみましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **ボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティアに関する情報の発信を行います。**

- ボランティアセンター事業（ボランティア育成講座、サマーボランティア事業、児童・生徒のふれあいボランティア活動事業、ボランティア協力校指定事業、福祉体験学習）
- おやっとさーびす
- 社協の広報誌「ささえあい」や SNS、ボランティア情報誌による情報の提供

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
ボランティアセンター運営支援	福祉課

## (2) ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 地域で活動するボランティア団体に参加してみましょう。
- ☺ 誰もがボランティアに参加しやすい雰囲気や環境づくりを心がけてみましょう。

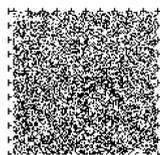
### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **ボランティアセンター機能の充実と情報発信、気軽に参加できる体制の整備を行います。**

- おやっとさーびす
- ボランティアセンター事業（サマーボランティア、児童・生徒のふれあいボランティア活動事業、ボランティアセンターの機能充実）

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
社会福祉協議会との連携	福祉課
社会福祉協議会と関係各課との連携支援	福祉課

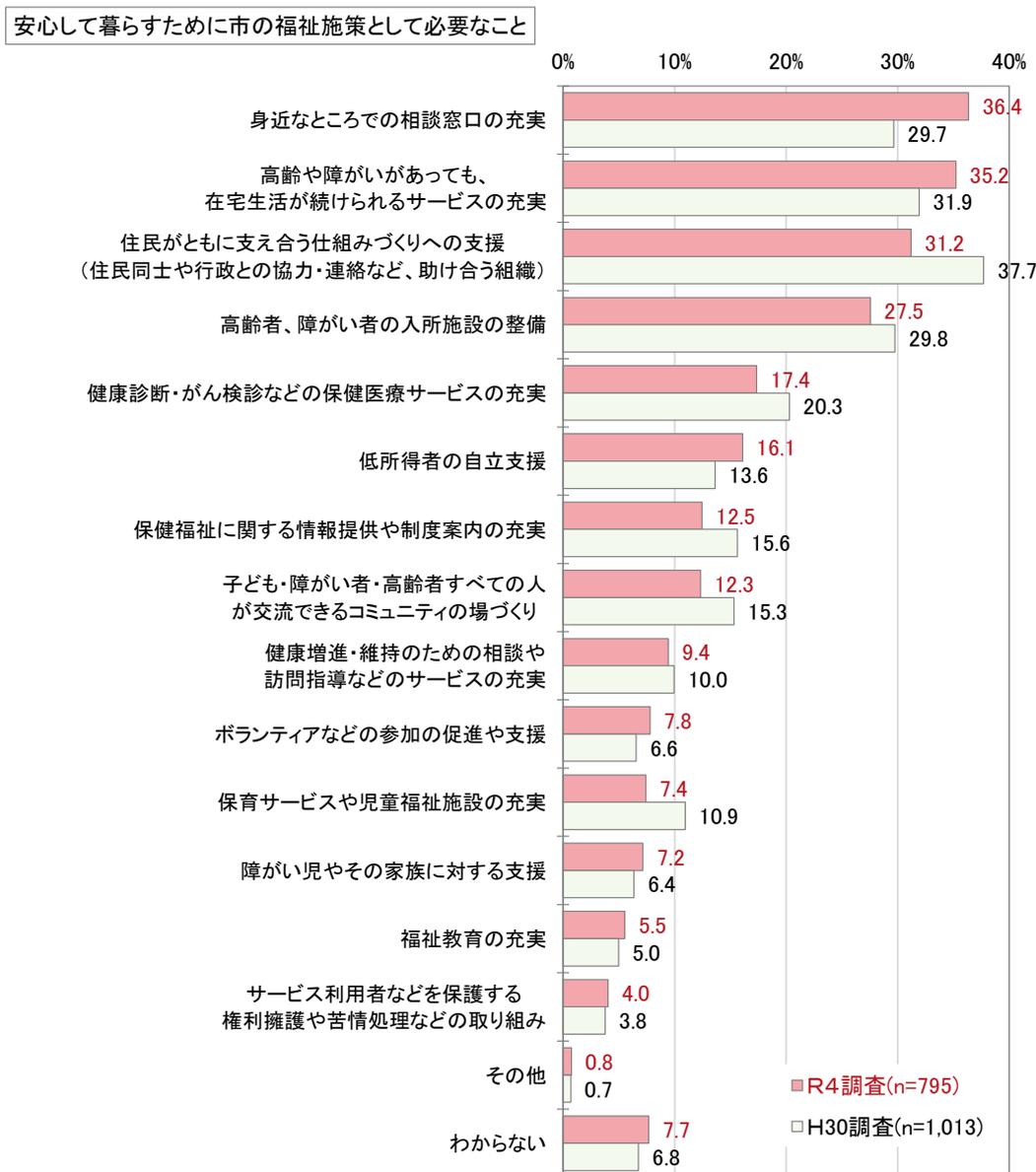


## 基本目標 4 見守りの輪を広げ、安全・安心な地域にしていこう

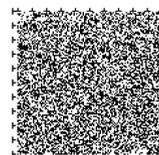
### 🔍 現状と課題

今後も住み慣れた地域で安心して暮らせるために市の福祉施策で必要なことは、「身近なところでの相談窓口の充実」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」等が上位となっています。

図表 57: 今後安心して暮らせるまちづくりのため市の福祉施策として必要だと思うこと

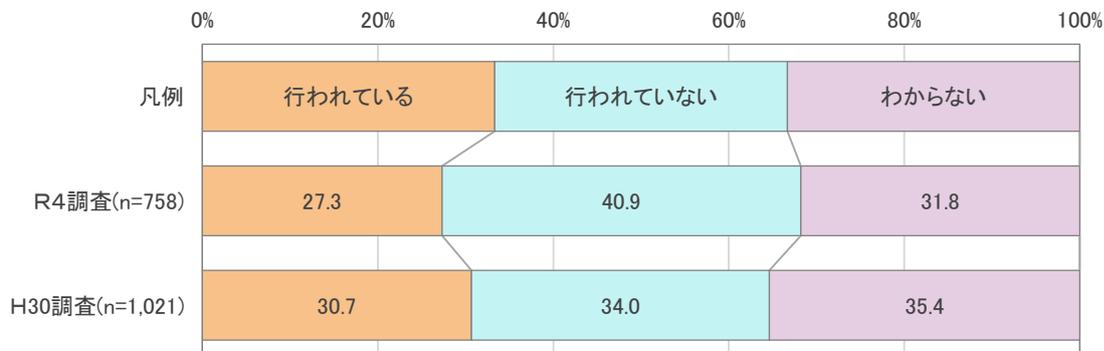


[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)



近年のコロナ禍の影響による人と人のふれあう機会の減少に加え、地域活動の存在自体が見えづらい状況もあり、市内に居住する一人暮らしの高齢者は増加している一方で地域の見守り活動を「行われていない」と感じている割合が前回調査よりも上昇しました。

図表 58: 独居高齢者や認知症等の支援を必要とする人に対する見守り活動について

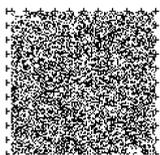


[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)

図表 59: 独居高齢世帯数の推移

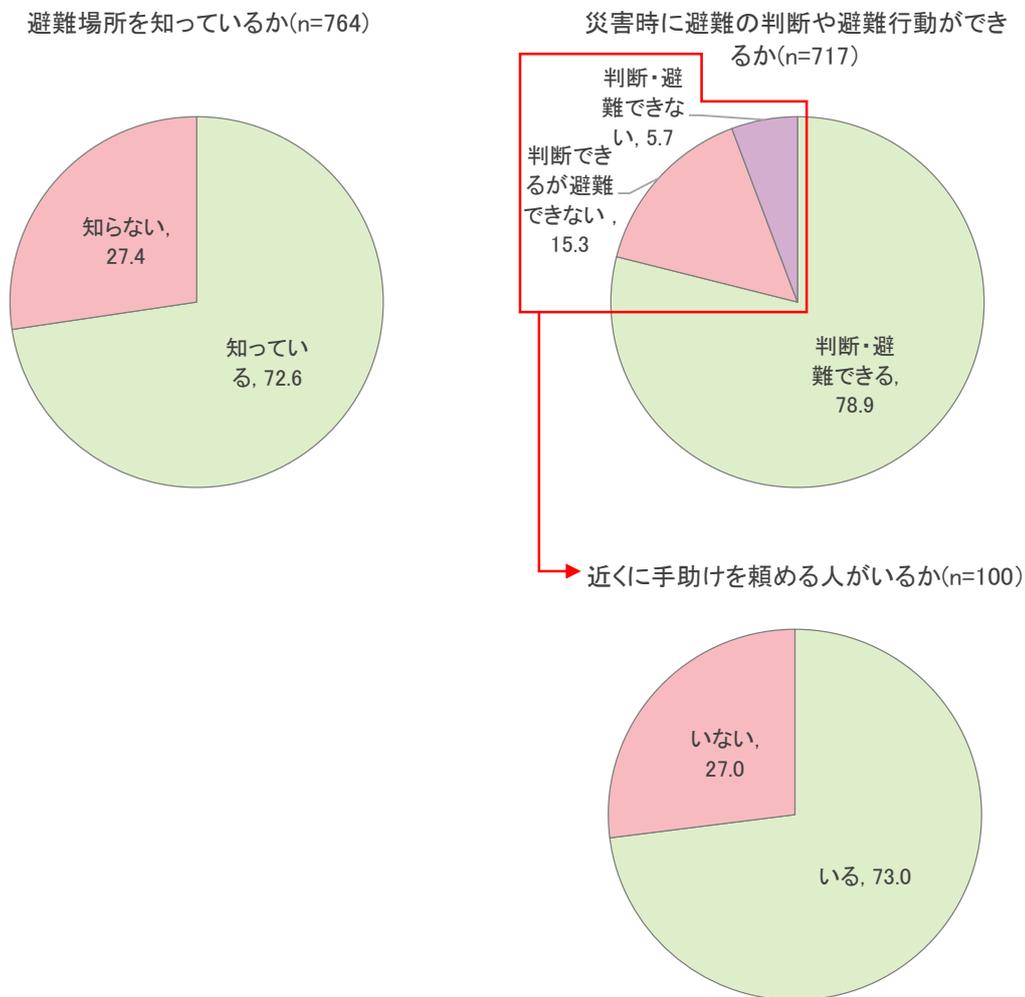


[出典] 国勢調査 ※平成17年以前は旧町の合算値



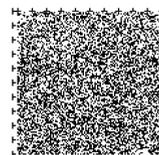
避難所の認知状況については全体の7割にとどまっています。また、災害発生時における避難行動の判断や避難行動については「判断・避難ができない、判断できるが避難できない」と回答した割合が全体の2割であり、その人々のうち3割弱が「近くに手助けを頼める人がいない」と回答しています。

図表 60: 避難所の認知状況と災害時避難等について

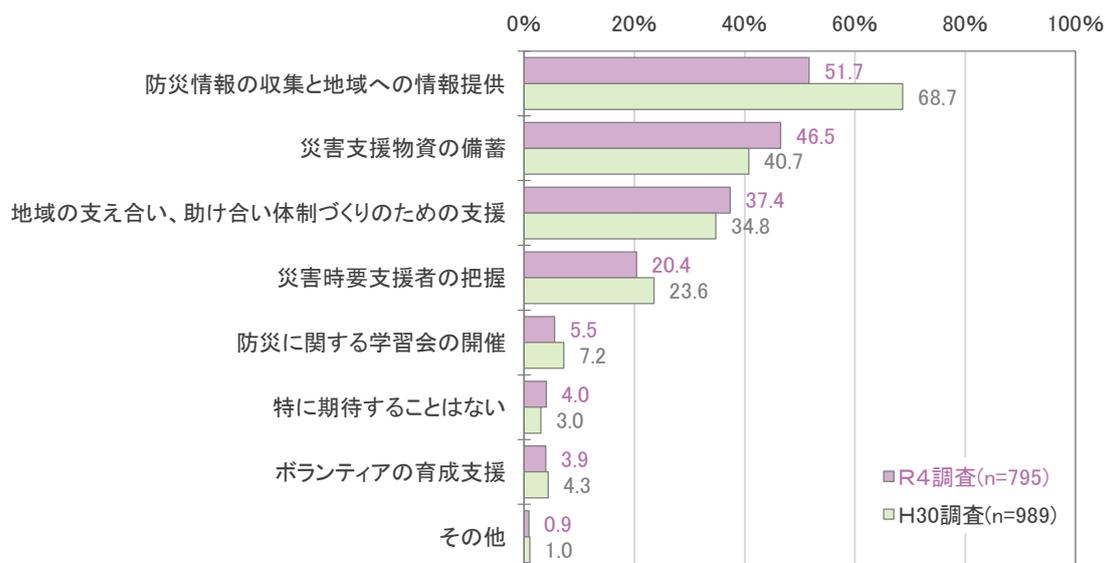


[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(R4)

また、災害発生時への備えとして行政の役割で期待することとして「防災情報の収集と地域への情報提供」とする割合が 51.7%で最も高く、次いで「災害支援物資の備蓄」が 46.5%、「地域の支え合い、助け合い体制づくりのための支援」が 37.4%となっています。



図表 61: 災害発生時の備えとして行政の役割で期待すること



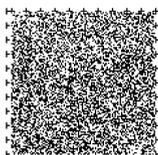
[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)

## 基本的な考え方

- 誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域の様々な団体等との協働により見守り体制の拡充を図ります。
- いつ発生するかわからない自然災害に備え、家庭や個人でできる備蓄や防災に対する意識の醸成を図ります。また、災害の発生に備え避難所の周知徹底はもちろんのこと、配慮が必要な人も安心して避難できる避難所の整備に努めます。
- 安全・安心な地域の構築には「誰一人取り残さない社会」の視点も重要なポイントであるといえます。犯罪をした人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らしていけるよう、再犯防止の認識を深めるとともに市民の理解促進を図ります。

## 取組の方向性

近年のコロナ禍等による地域のつながりの希薄化を解消し、地域の様々な団体等との協働により地域における見守り活動を充実していきます。また、近年の災害の増加に備え防災意識を高めることや、誰一人取り残さない社会の視点を持ち、犯罪をした人等も孤立することなく地域に復帰できるよう、市民の理解促進を図ります。



# 1 見守り活動の充実

地域コミュニティ協議会をはじめ民生委員・児童委員、企業や教育関係団体とも連携しながら地域での見守り体制を充実し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- (1) 地域コミュニティ協議会との連携強化
- (2) 民生委員・児童委員との連携強化
- (3) 包括連携協定企業との連携強化
- (4) 教育関係団体との連携強化

## 一人ひとりや地域でできること

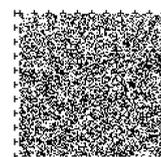
- ☺ 地域コミュニティ協議会の活動に参加し、積極的に交流していきましょう。
- ☺ 日頃から隣近所の方とのつながりを大事にする意識を持ちましょう。
- ☺ 自分の地域の民生委員・児童委員を知り、何かあったら相談しましょう。
- ☺ 地域や教育関係団体の活動に参加し、積極的に交流していきましょう。

## 社協が取り組むこと

取組の方向性	コミュニティ協議会と連携し、見守りネットワーク活動を推進します。 民生委員・児童委員連絡協議会と連携を図り、見守り活動の推進を図ります。 見守り協定事業所と連携した見守りの実施と協定事業所の拡充を推進します。 教育委員会と連携を図り、子供たちが安心して生活できる地域づくりを推進します。
<ul style="list-style-type: none"><li>● コミュニティ協議会活動連携</li><li>● 民生委員・児童委員活動連携</li><li>● 近隣福祉ネットワーク事業</li><li>● 教育委員会との連携</li></ul>	

## 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
地域コミュニティ協議会との情報の共有及び状況に応じた連携支援	福祉課・保健課・コミュニティ推進課
民生委員・児童委員との情報の共有及び状況に応じた連携支援	福祉課・保健課
包括連携協定企業との情報の共有及び状況に応じた連携支援	総合政策課・福祉課・保健課
教育関係団体との情報の共有及び状況に応じた連携支援	教育委員会



## 2 災害時支援体制の充実

いつ発生するか分からない自然災害のために、日ごろからの備えや防災についての意識の醸成を図ります。また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方をはじめ、妊産婦や外国籍の方などの要配慮者に対し、わかりやすく的確な災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で迅速かつ安全に行われる体制の構築を目指します。

### (1) 日常の備えの充実

#### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 災害に備えて非常持出品を準備しましょう。
- ☺ 災害時に自宅で生活を送る場合も想定して日常備蓄（ローリングストック）をしておきましょう。

#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 大規模災害発生に備えた災害ボランティアセンター設置運用訓練を実施します。

- ボランティアセンター事業（災害ボランティアセンター運用訓練）

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
防災に関する意識の普及・啓発	総務課
防災訓練の実施・参画	

### (2) 避難所の周知及び設備の充実・強化

#### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 自宅等が危険箇所該当しないかハザードマップで確認しておきましょう。
- ☺ 最寄りの避難所を確認し、避難経路を日中・夜間それぞれで確認しておきましょう。

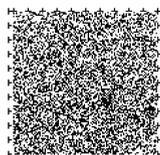
#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 ささえあいマップづくりとあわせて避難所の周知を図ります。

- 近隣福祉ネットワーク事業

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
各種媒体を活用した避難に関する情報の周知や避難所の確認	総務課
避難所における良好な生活環境の整備や多様な避難所の確保	総務課・ 施設を管理する課



### (3) 避難行動要支援者の支援体制の確立

#### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 身近に避難行動に支援が必要な人がいる場合は日頃から声掛けをしましょう。
- ☺ 自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備に努めましょう。

#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **地域の避難行動要支援者の把握を行い、情報共有を図ります。**

- 近隣福祉ネットワーク事業

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
要支援者に関する情報の把握並びに防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の推進	総務課

### (4) 多様性の視点に配慮した避難所運営体制の確立

#### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 避難所運営訓練などの防災訓練に参加しましょう。
- ☺ お互いが協力し合い、自主的な避難所運営に努めましょう。
- ☺ 地域の防災活動に多様な人たちが共に参画します。
- ☺ 通常の備蓄品に加えて、多様性（性別や年齢等）に配慮した物品を備蓄しましょう。

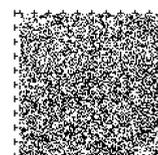
#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 **生活上の困り事に対する相談支援を行います。**

- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
多様な人々が参画した避難所運営・訓練の実施及び多様な人々のニーズを踏まえた備蓄品の充実	総務課・ 福祉課・保健課



### 3 再犯防止に関する啓発と支援の充実

本項では事業の概要を掲載します。  
詳細は第3部志布志市再犯防止推進計画に掲載しています。

#### (1) 広報・啓発活動の推進

保護司や幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、民間ボランティアによる活動等を周知することで、犯罪をした人等が地域において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び地域の一員となれるよう、立ち直りに対する理解促進に努めます。

#### (2) 就労・住居の確保のための取組

一人ひとりの状況に応じた就労支援や、安心できる居場所としての住環境の確保は、犯罪をした人等の立ち直りを支える基盤でありその整備を推進します。

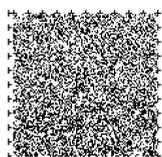
#### (3) 保健医療・福祉サービスの利用支援

高齢化が進む現状で、高齢者の再犯防止のためには、一人暮らしや地域での孤立を福祉的な支援に繋げるなど、行政や地域の支援が必要と思われる人に対して、保健医療・福祉サービス等に結び付けることが必要です。

また、障害・疾病があることやこれまでの生活環境、自身の特性などから、自立した生活を送ることが困難な場合、再犯に至るまでの期間が短くなることも考えられることから、出所後や起訴猶予者等についても福祉関係機関が連携した取組や必要な福祉的支援に結び付けることで、犯罪を未然に防ぎ、地域での円滑な社会復帰や再犯の防止に繋がります。

#### (4) 就学支援及び非行の防止

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応につながる取組を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適切な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が必要な支援からも遠ざかってしまうことがないように学校・家庭・地域が連携し、取組を推進していきます。



## (5) 関係機関等との連携強化

保護司会や更生保護女性会等の民間の支援団体の存在は再犯防止等に関する施策の推進において欠くことのできない存在です。地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関や団体との連携強化に努めます。

### 一人ひとりや地域でできること

 地域の更生保護活動を理解し、協力を努めましょう。

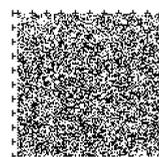
### 社協が取り組むこと

取組の方向性 関係機関と連携を図り、活動支援を行います。

- 保護司会・更生保護女性会との連携

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
【第3部 志布志市再犯防止推進計画に掲載】	コミュニティ推進課



## 基本目標 5 様々な困りごとに対して包括的な支援体制を構築していこう

### 🔍 現状と課題

虐待は、高齢者だけでなく、障がいのある人、子ども、女性等に対して引き起こされる、人権ばかりでなく尊厳をも侵す許されざる行為です。本市においても毎年少なからず虐待やドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人やあつた人から振るわれる暴力）が発生している現状があります。

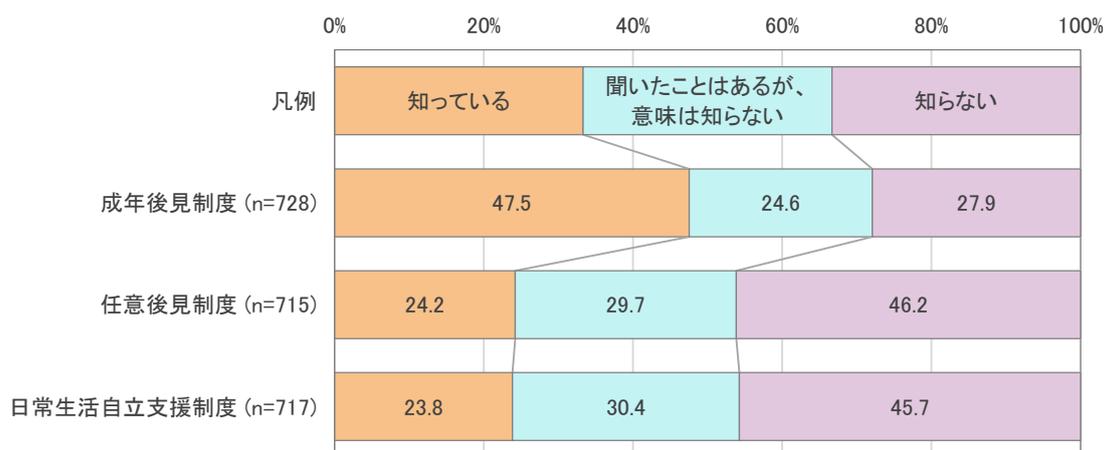
図表 62: 各種虐待・DV相談件数の推移(再掲)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通報・届出のあった高齢者虐待件数	1	12	5	18	6
うち虐待と認定した件数	0	0	1	0	0
通報・届出のあった障がい者虐待件数	1	0	0	0	1
うち虐待と認定した件数	1	0	0	0	1
相談・届出のあった児童虐待件数	5	47	24	29	14
うち虐待と認定した件数	5	8	11	19	11
ドメスティック・バイオレンス相談件数	14	47	20	29	7

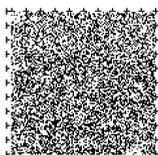
[出典] 福祉課・コミュニティ推進課(各年度3月末時点、令和5年度のみ9月30日現在)

また、認知症や知的障害などの精神疾患が原因で自己判断能力が低下した人の財産を保護するために設けられた制度である成年後見制度の認知状況は、制度の意味まで理解している人が5割に満たない状況にあります。

図表 63: 成年後見制度等の認知度

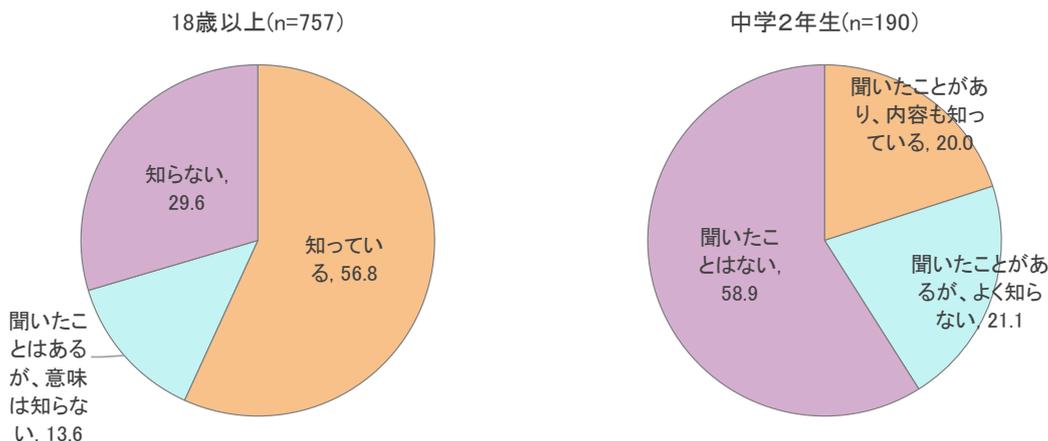


[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(R4)



本来大人が担うと想定されている、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを「ヤングケアラー」と呼びます。ヤングケアラーに対する認知状況についての調査結果が以下の円グラフです。18歳以上の市民アンケートでは認知度が5割と過半数を超えましたが、教育委員会の実施した中学2年生のアンケートでは認知度が2割にとどまりました。まわりの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラー自身が「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思える、「子どもが子どもでいられる環境」を構築していく必要があります。

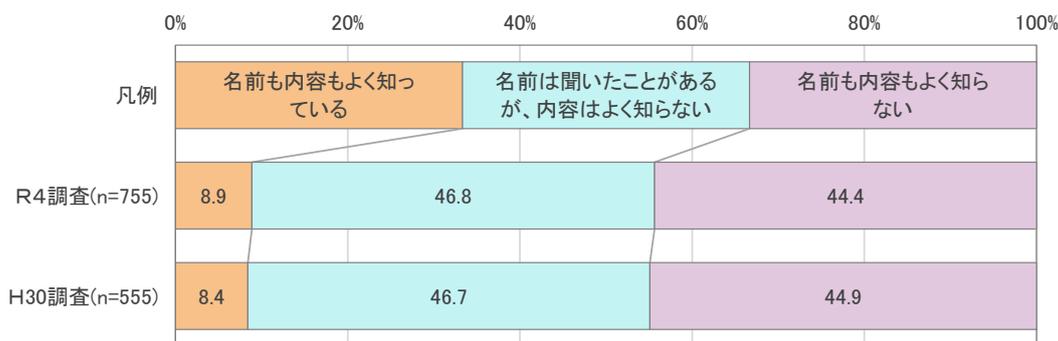
図表 64: ヤングケアラーの認知状況



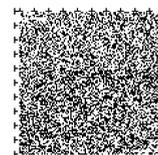
[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(R4)、志布志市教育委員会学校教育課:生活に関するアンケート調査(ヤングケアラー)(R4)

また、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化し、さまざまな支援制度を紹介し、問題解決の糸口へと導くことで生活困窮からの脱却が図られるよう支援をしていくため、しづし生活自立支援センターを平成27年4月から開設していますが、内容の周知まで進んでいない状況があります。

図表 65: しづし生活自立支援センターの認知度

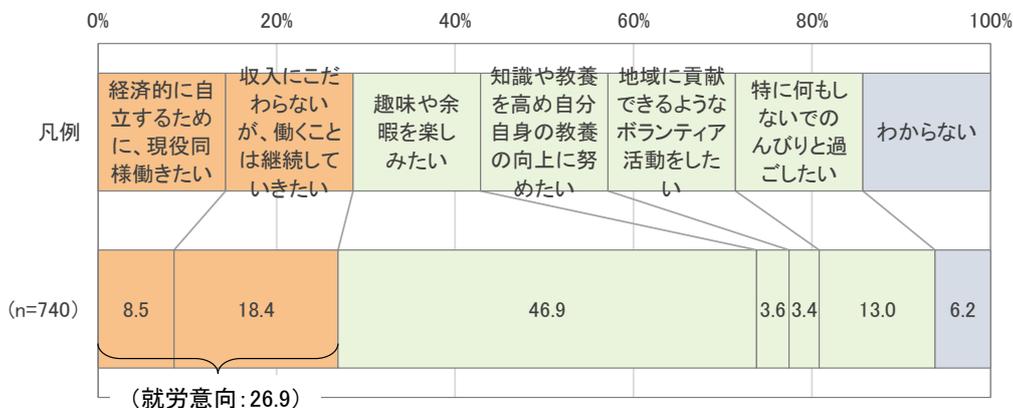


[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(H30・R4)



年齢に関係なく生きがいを持って健やかに過ごしていくためには就労は大きな要素であると言えます。自身が希望する高齢期の過ごし方については、就労意向が3割程となっており、誰もが自分らしくやりがいをもって就労できる環境の整備が重要です。

図表 66: 自身が希望する「高齢期」の過ごし方



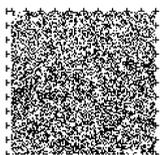
[出典] 志布志市地域福祉に関する市民アンケート(R4)

## 基本的な考え方

- 虐待の未然防止はもちろんのこと、発生時の対応整備が重要です。また、成年後見制度やヤングケアラー等の理解促進に努めます。
- 生活に困窮する人や家庭の把握に努め、的確な福祉サービスにつなげます。
- 年齢や性別、障がいの有無や国籍など、就労意欲のある人がその人が望む就労ができるよう、支援体制の拡充を図ります。

## 取組の方向性

地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向け、地域で何ができるのかを自ら考えていくことが重要です。住み慣れた地域に今後も安心して住み続けていくため、同じ地域に暮らす人々が世代を超えてささえあい、助け合う関係の構築を支援します。



# 1 権利擁護のための体制の拡充

様々な虐待等を未然に防ぎ、虐待や暴力を受けている人の早期発見につながるよう、虐待防止に係る周知啓発に努めるとともに、適切な支援につなぐため対策を徹底していきます。また認知症高齢者や障がいのある方のための成年後見制度やヤングケアラーなど、支援を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

## (1) 虐待防止関係の周知・対策の徹底

### 一人ひとりや地域でできること

 虐待や暴力を受けていると思われる人を発見した場合は、速やかに関係機関に通報しましょう。

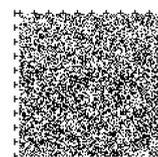
### 社協が取り組むこと

取組の方向性 相談体制の充実を図り、早期発見に努めます。

- なんでも相談所（心配ごと相談所）
- 近隣福祉ネットワーク事業
- 在宅介護サービス
- しぶし生活自立支援センター

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
関係機関とも連携し、虐待防止に向けた情報の周知や講演会等の開催	福祉課・保健課
配偶者からの暴力の被害者の市営住宅への入居支援	コミュニティ推進課・建設課
配偶者等からの暴力に関する相談 配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催	コミュニティ推進課



## (2) 成年後見制度の利用促進

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ 成年後見制度についての理解を深めましょう。
- ☺ 家族や周りの人と話し合い、成年後見制度の利用について考えておきましょう。

### 社協が取り組むこと

取組の方向性 制度に関する広報・啓発に努め、利用促進を図ります。

- 成年後見支援センター

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
成年後見制度等、権利擁護に関する制度の周知と制度利用の支援体制の整備 【第4部 志布志市成年後見制度利用促進基本計画に掲載】	福祉課・保健課
消費者生活相談の継続充実	港湾商工課

## (3) ヤングケアラー支援策の検討・周知徹底

### 一人ひとりや地域でできること

- ☺ もしヤングケアラーと思われる子どもを発見したら、その子どもを気にかけて、何かあれば耳を傾け、必要があれば市役所や社会福祉協議会へつなぎましょう。

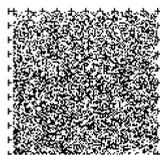
### 社協が取り組むこと

取組の方向性 相談体制の充実を図り、関係機関と連携を図ります。

- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業
- しぶし生活自立支援センター

### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
ヤングケアラー啓発	福祉課・学校教育課



## 2 生活困窮者支援の充実

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を早期に把握するとともに、困窮状態から脱却できるよう、各種福祉施策との連携を図り、適切に生活困窮者の支援に努めます。また生活の基礎となる居住に関する支援に取り組みます。

### (1) 生活困窮者等に対する支援の充実

### (2) 居住支援の充実

#### 一人ひとりや地域でできること

😊 地域には、様々な問題を抱えている人がいることを理解し、身近で支援が必要な人がいる場合は、まずは市役所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員へつなぎましょう。

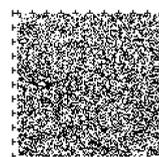
#### 社協が取り組むこと

取組の方向性 断らない相談体制を整備し寄り添い支援を行います。

- しぶし生活自立支援センター  
(自立相談支援事業、家計改善支援事業)
- 地域づくり事業
- 資金貸付事業
- 生活支援（地域福祉）コーディネート事業
- なんでも相談所（心配ごと相談所）

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
生活困窮者等に対する継続した支援体制づくり	福祉課
居住支援に関する福祉サービスの充実	福祉課・福祉保健課
横断的な居住支援体制の整備	
居住支援協議会設置の検討	建設課
公営住宅入居相談	



### 3 就労支援の充実

志布志市で働きたい人が地域で働くことのできる環境づくりに努めます。若者だけではなく就労意欲がある高齢者、障がいのある人などがその人の望む内容で就労できるよう、市内の企業への働きかけを行うとともに、合同企業説明会等も開催していきます。

#### (1) 民間企業等との連携による就労支援の充実

#### (2) 就労準備支援の充実

#### (3) 市民のニーズに応じた就業場所の確保

#### 一人ひとりや地域でできること

 説明会や就労に関する情報収集を行い、参加してみましょう。

#### 社協が取り組むこと

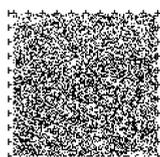
取組の方向性

本人の状況にあわせ継続できる就業を支援します。  
継続的な就労に向けた支援を行います。

- しぶし生活自立支援センター（就労準備支援事業）

#### 行政が取り組む主な施策

施策の内容	所管課
市内企業の雇用促進支援	港湾商工課
合同企業説明会の開催	
就労支援事業の取組強化	福祉課
高齢者が社会参加できる環境づくりの推進支援	福祉課

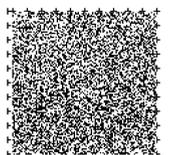


# 第5章

## 志布志市社会福祉協議会 事業・取組一覧

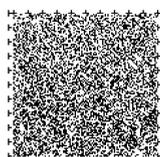
(よみがな順)

事業・取組	内容	キーワード
<b>おやつとさーびす</b>	有償ボランティア活動です。生活上のちょっとした困りごとを地域のボランティア（活動員）が低額な料金で支援します。あわせて生活課題の把握と地域のボランティア（活動員）の発掘と育成を行います。	ボランティア 助け合い活動
<b>近隣福祉ネットワーク事業</b>	ひとりになっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにコミュニティ協議会と連携を図り、小地域での見守りネットワーク活動や支え合いマップ作りを推進します。また、市内の事業所と協定を結び、事業活動中の見守り活動の協力をお願いしています。	地域での見守り活動
<b>広報誌「支え合い」、ホームページ、SNSを活用した情報発信</b>	広報誌の発行やホームページの運用、SNSの活用により地域の福祉情報を発信することにより誰も取り残さない地域づくりを推進します。	情報発信
<b>コミュニティ協議会活動連携</b>	市民に一番近い地域福祉活動団体として連携を図り、地域課題や生活課題の把握、解決に向けての取り組みなどの支援を行います。	地域づくり 見守り活動
<b>在宅介護サービス</b>	住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行います。また、あわせて利用者の困りごとや課題等を把握し、地域の生活課題として地域福祉活動につないでいきます。	在宅生活 困りごと把握
<b>資金貸付事業</b>	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、必要な資金の貸し付けを行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。	資金貸付
<b>しづし生活自立支援センター</b>	様々な要因により生活が困窮している方の相談受け、課題の洗い出しにより自立相談支援事業、家計改善支援や就労（準備）支援により自立に向けて伴走支援を行います。	自立支援事業



(よみがな順)

事業・取組	内容	キーワード
<b>生活支援（地域福祉） コーディネート事業</b>	生活課題や地域課題の把握を行い、課題解消・解決に向けて地域のコミュニティ協議会、ボランティアグループ、NPO 法人等との連携を促すことにより地域で支え合う住民主体の互助体制づくりを推進します。	生活支援 しくみづくり
<b>成年後見支援センター</b>	成年後見制度の周知、利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に係る過程において包括的に支援を行い、志布志市とともに権利擁護支援の中核機関としての機能を担います。	権利擁護 成年後見制度
<b>地域づくり事業</b>	地域住民の交流拠点として、高齢者等の介護予防や生きがい作り、コミュニティカフェ等の居場所づくり、育児をされている方の交流、生活困窮など生活課題等を抱えた方の相談の場としてサロン運営の支援を行います。	ふれあいサロン 生活困窮 居場所づくり 介護予防 孤立防止 多様な集いの場
<b>なんでも相談所 （心配ごと相談所）</b>	複合化・複雑化した様々な相談を受け止め、深刻化する前に早期把握・早期解決に向けた寄り添い支援を行うことで、誰もが安心した生活を送れるよう「地域共生社会」の実現をめざします。	断らない相談
<b>福祉サービス利用支援事業</b>	福祉サービスの利用や金銭管理などに不安がある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように様々な手続きや日常的な金銭管理、通帳・書類等預りの支援を行います。	金銭管理
<b>福祉体験学習</b>	福祉体験をとおして自分たちに何ができるのか、これからの自分達の住む地域について考えるきっかけ作りを支援します。	思いやりの心 高齢者疑似体験
<b>ボランティアセンター事業</b>	住民相互の助け合いの仕組みであるボランティア活動を推進するために、ボランティア体験やボランティアの発掘、情報発信、ニーズの把握、マッチング等を行っています。	ボランティア 発掘 たすけあい



## 1 協働による計画の推進

地域には、多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現するためには、行政の取組に加え、地域住民との協働が不可欠です。計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体と連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが重要です。そして地域との関わりを持ち、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが大切です。

### (2) 福祉サービス事業者及びNPO法人等の役割

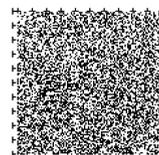
福祉サービス事業者及びNPO法人等は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後益々多様化する福祉ニーズに対応するため、市民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担います。今後も誰がどのように取組を進めてい



くかを継続して話し合い、自治会、民生委員・児童委員及び地区（校区）社会福祉協議会との話し合いの機会を持ち、地域福祉推進の先導役として活動していきます。

#### （４）行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

## 2 計画の評価・見直し

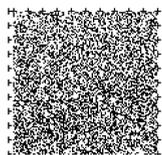
本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、社会情勢や住民意識等の変化を的確にとらえ、具体的な事業や活動の推進がその理念に結びついているかを検証する必要があります。

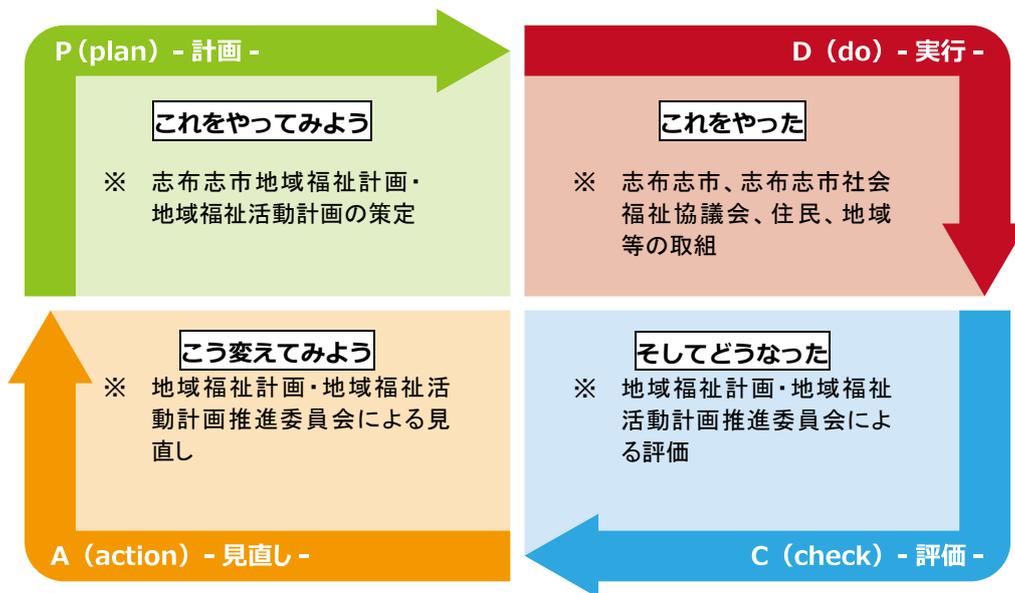
本計画の着実な推進のため、「地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、意識啓発及び情報の共有を図り協議を行うとともに、計画の総合的かつ計画的な進行管理に努めます。また、継続的に取組内容や施策の点検・評価等を実施し、必要な見直しを行います。

計画の評価及び点検については、P D C A サイクル<sup>8</sup>に基づいて実施します。

---

<sup>8</sup> 計画（plan）を立て、それを実行（do）し、実行の結果を評価（check）して、さらに計画の見直し（action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法。





## (1) 行政

### ① 担当部署による自己評価

本計画の各施策・事業について、各担当部署が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

### ② 個別計画への反映

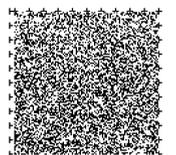
行政が策定した各個別計画に示されている施策・事業については、地域福祉計画と整合性を図りながら推進していくとともに、今後見直される高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等福祉関連個別計画に地域福祉計画の内容を反映させていきます。

### ③ 推進委員会の開催

市民代表や企業、各関係機関・団体、保健・福祉・医療の代表者等による地域福祉計画推進委員会を設置し、地域福祉計画の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていきます。

### ④ 市民への公表

本計画については、地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会で毎年度進捗状況のとりまとめと振り返りを行いながら、広報紙や市ホームページ等により市民へ公表・報告を行います。



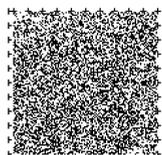
## **(2) 社会福祉協議会**

### **① 地域福祉活動計画の進捗状況**

関係機関・団体との意見交換等により、経過の推進状況を点検し、必要に応じて取り組み内容を見直します。

### **② 地区活動計画推進の継続支援**

地区主体の地区ネットワーク会議等に参画し意見を出し合い、地区活動計画の推進状況を確認するとともに、継続して活動を支援します。



# 第7章 地区活動計画

## 1 地域福祉活動計画における地区活動計画について

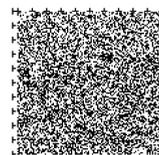
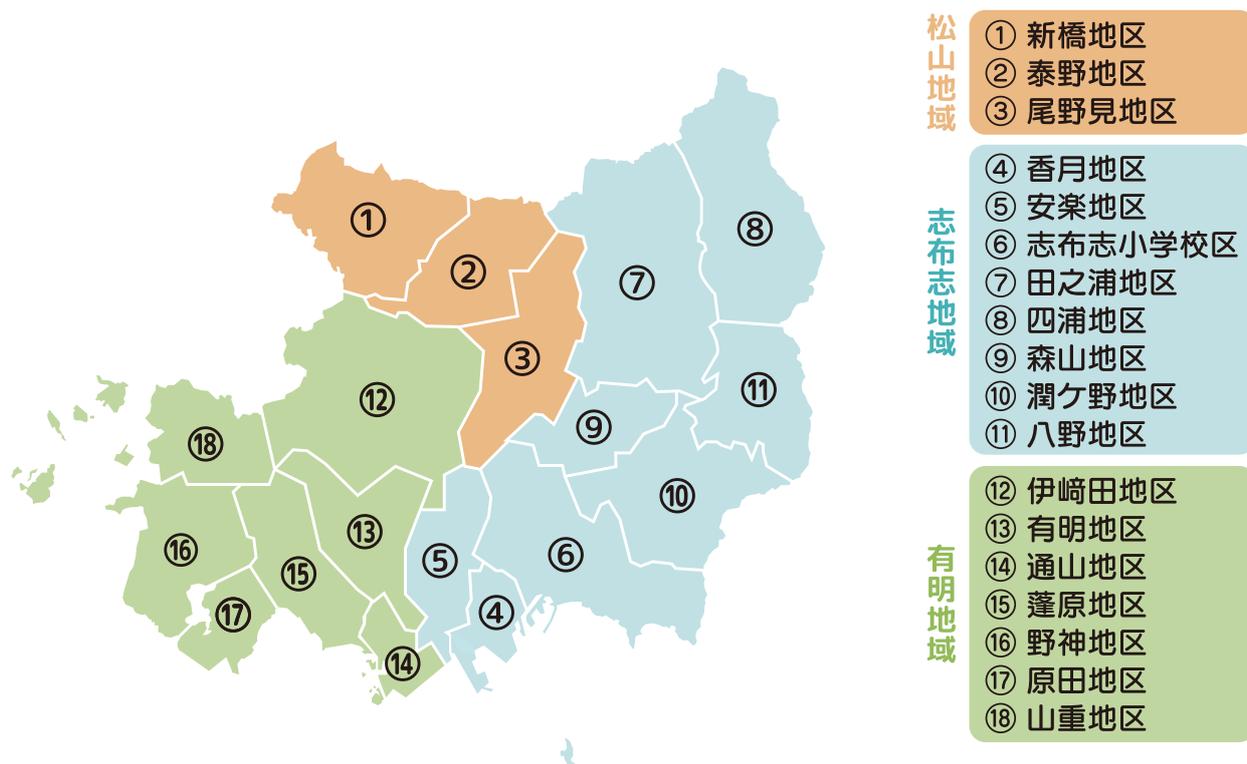
身近な地域では、個人や家族、地域が抱えている課題やニーズはそれぞれ異なり、その解決には多様な活動が考えられます。

地域をより良くしていくためには、志布志市に住む市民一人ひとりが地域のことを考え、地域の未来を描きながら、地域の特色や一人ひとりの個性を大切に、できることから行動していくことが大切です。

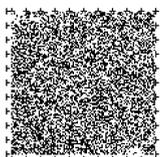
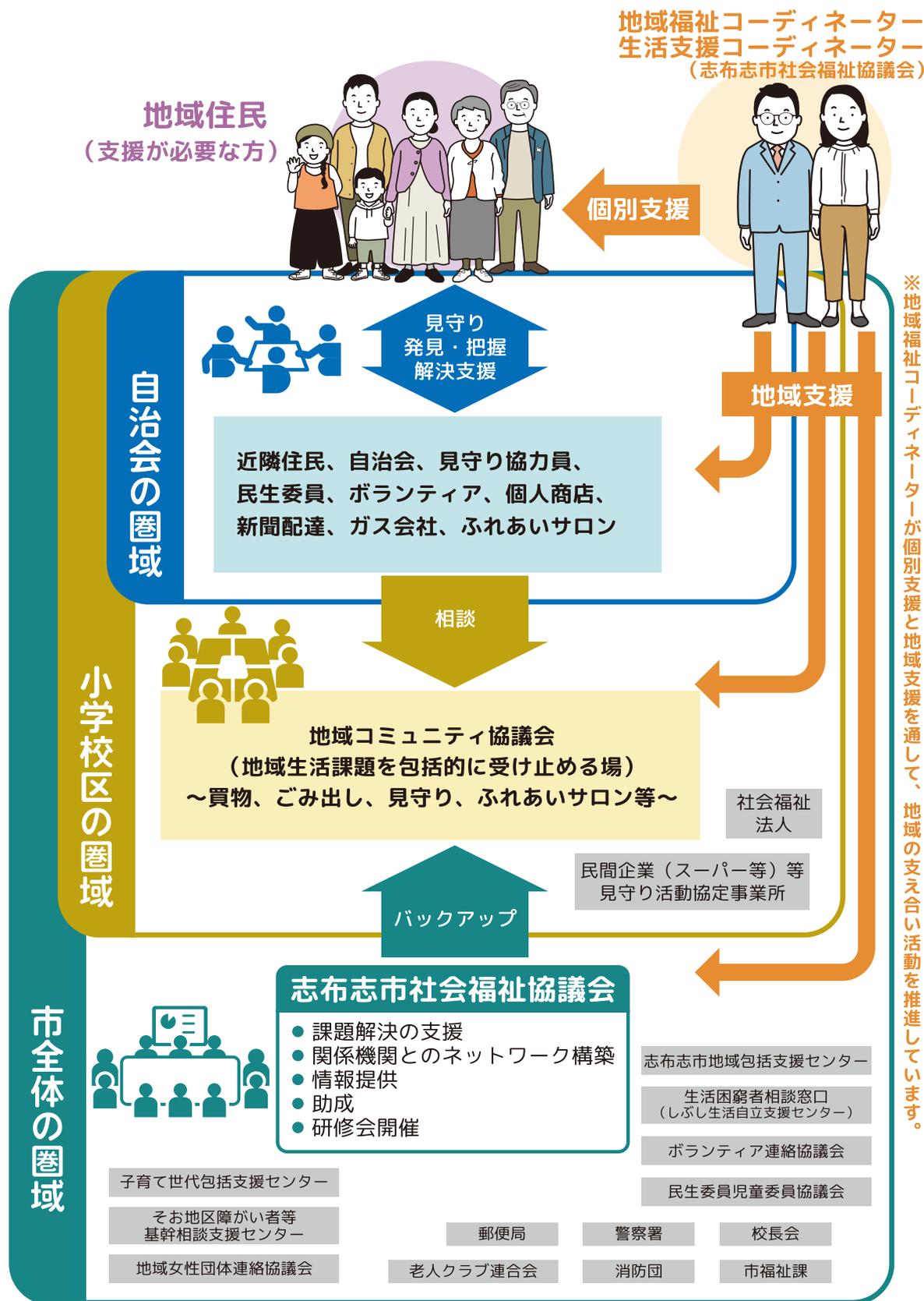
地域福祉活動計画における地区活動計画では、住民に身近な単位である 18 地区ごとの将来像と具体的にに取り組むことを示すことにより、地域住民相互が支え合うしくみづくりを進めていくための計画となります。

さらに地区活動計画を進めていく中で、社会福祉協議会のコーディネーターが社会資源の発掘や関係機関・団体との連携等の支援をし、更なる地域福祉の推進を図ります。

図表 67: 地区活動計画策定の地区割



図表 68: 支え合い活動の仕組みづくりイメージ図



※新橋地区コミュニティ協議会  
新橋地区まちづくり計画を基本に策定



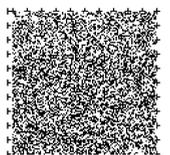
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

人口(人)	1,438
世帯数(世帯)	739
自治会数(自治会)	30
民生委員・児童委員数(人)	6
ふれあいサロン(サロン)	6

将来像	魅力ある住みよいまちづくり
目標	自治会活動などを通じて住みよい地域にしよう

### 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	福祉ネットワーク推進会議・見守り活動	福祉ネットワーク会議を年2回開催し、見守り活動の状況報告などを行う。また、民生委員と協力員が必要な方の自宅を巡回し生活状況の確認や傾聴を行う。	随時	ネットワーク会議にて見守り対象者の状況報告を行うとともに、自治会長に協力員を依頼し、見守り活動の強化をする。	福祉活動の検討と安心、安全の確認
2	おじゃんせ広場活性化プロジェクト事業	おじゃんせ広場に健康器具を設置、遊歩道を整備し健康づくりと地域交流を図る。	通年	健康づくりと地域交流の場としておじゃんせ広場の活性化を図る。	地域交流と健康づくり



※泰野校区コミュニティ協議会  
泰野地区まちづくり計画を基本に策定



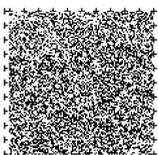
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

人口(人)	1,086
世帯数(世帯)	598
自治会数(自治会)	27
民生委員・児童委員数(人)	4
ふれあいサロン(サロン)	4

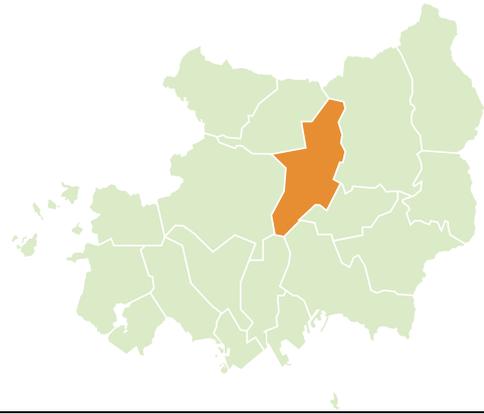
将来像	<b>みんなで創る明るく豊かなふるさと泰野</b>
目標	ともにつながり支え合う安心して生き生きと暮らせるまち泰野

### 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	福祉ネットワーク会議及び見守り活動	高齢者等の見守り活動の確認と現状把握を行う。	会議 6 ・ 12	地域内で活動の共通理解を進め、協力員の確保を図る。 介護・高齢者施設が見守り活動に参画する。	高齢者の現状を理解・共有し、だれもが住み慣れた泰野で暮らしつづけられる。
2	ひとり暮らしの集い	地区公民館でひとり暮らしの高齢者等と食事会を行い、交流を図る。	11月	参加人数などを考慮しながら敬老会への統合を検討する。 活動の周知及び理解を図る。 介護・高齢者施設との合同開催などを検討する。	ひとり暮らしの高齢者を把握し、情報を共有する。



※尾野見コミュニティ協議会  
尾野見地区まちづくり計画を基本に策定



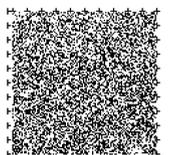
**地区の概要** (令和5年12月末時点)

人口(人)	1,135
世帯数(世帯)	526
自治会数(自治会)	20
民生委員・児童委員数(人)	4
ふれあいサロン(サロン)	3

将来像	心豊かな笑い声がひびきあうまちづくり
目標	皆で迎える笑顔の明日 支える尾野見の福祉

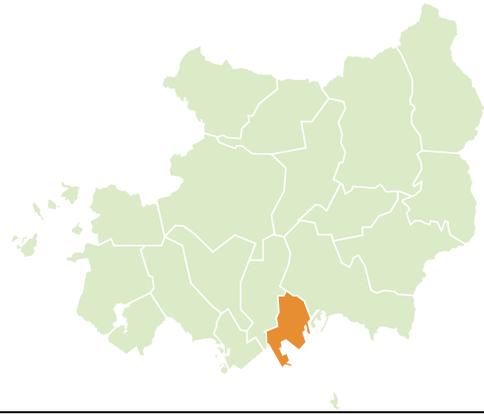
**具体的に取り組むこと**

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	ひとり暮らしの集い	ひとり暮らしの高齢者等を対象に、保育園児のお遊戯鑑賞、レクリエーションや食事会を行い交流を図る。	12月	継続してひとり暮らしのつどいを実施する。対象者の把握及び積極的な参加を呼びかける。内容等の見直しや老人会組織への参加要請などの検討を行い、参加者の増加を図る。	ひとり暮らし等の楽しみと交流の場を提供する。
2	要援護者等見守り活動	要援護者等の把握を行い、声掛けなどの見守り活動を行う。	通年	対象者の確実な把握を行うため、ネットワーク会議を年1回以上は行う。アドバイザーの確保を図る。防災防犯部との連携を図り、災害時などの確実・迅速な避難活動を強化する。	見守りが必要な人の把握と情報共有を行う。



## 地区の概要 (令和5年12月末時点)

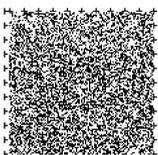
人口(人)	4,712
世帯数(世帯)	2,569
自治会数(自治会)	34
民生委員・児童委員数(人)	10
ふれあいサロン(サロン)	9



将来像	若者でにぎわい、みんなが住み続けられる香月地区
目標	人と人がつながって支えあい、健康で元気に暮らせる地域づくり

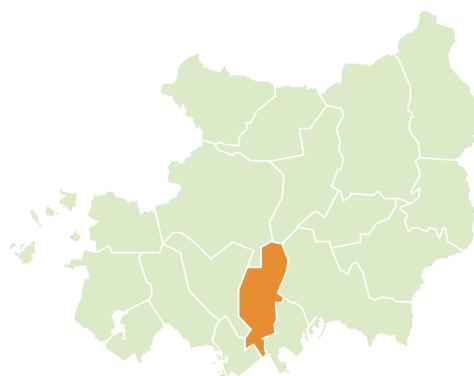
## 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	見守り活動	子どもから高齢者まで、地域の生活弱者の見守り活動を行う。  年2回、ネットワーク会議を開催する。	通年	地域内見守り活動を継続的に実施するとともにネットワーク会議を開催し、見守り活動の充実を図る。	安心して暮らせる地域づくり。
2	高齢者のつどい	希望する70歳以上の高齢者を対象に、敬老事業を行う。 健康体操等を取り入れたアクティビティイベントを行う。	9月	事業を継続する。	地域と高齢者のふれあい、高齢者の生きがいがづくり。



## 地区の概要 (令和5年12月末時点)

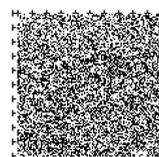
人口(人)	3,219
世帯数(世帯)	1,578
自治会数(自治会)	16
民生委員・児童委員数(人)	6
ふれあいサロン(サロン)	7



将来像	語り継ごう、引き継ごう、安全・安心でみんなが楽しい安楽地域
目標	・地域の中で世代間交流をめざす ・自治会の引継ぎの場面で、単年度で終わらせない

## 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	見守り活動	ひとり暮らし高齢者等が安心して地域で生活できるように見守り活動を行う。	通年	見守り活動を継続する。 ネットワーク会議を開催する。	安心して地域で暮らせる地域づくり
2	認知症、情報発信	認知症への理解(認知症サポーター、安心サポート模擬訓練) 認知症カフェの支援(広報・参加支援)	通年	事業を継続する。	安心して地域で暮らせる地域づくり



※志布志小学校区コミュニティ協議会（東区・帖五区・夏井陣岳区・志布志区）  
志布志小学校区まちづくり計画を基本に策定



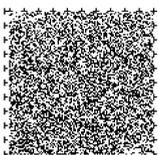
### 地区の概要（令和5年12月末時点）

人口（人）	6,374
世帯数（世帯）	3,444
自治会数（自治会）	76
民生委員・児童委員数(人)	20
ふれあいサロン（サロン）	7

将来像	みんなが住みよい志布志小学校区
目標	ともに認め合い助け合うまちづくり

### 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	近隣福祉ネットワーク事業	高齢者等の見守り活動の確認と現状把握を行う。	通年	民生委員及び関係機関との連携を強化する。	地域内の絆を深める。
2	ごみ出し困難者支援事業	ごみ出しが困難な高齢者等に対し、分別・ごみ出しを支援する。	通年	事業実施を検討する。 （ごみの分別、ごみ出しの支援、資源ごみステーションの分割）	みんなで助け合う地域づくり





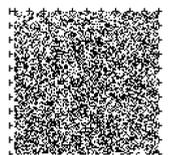
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

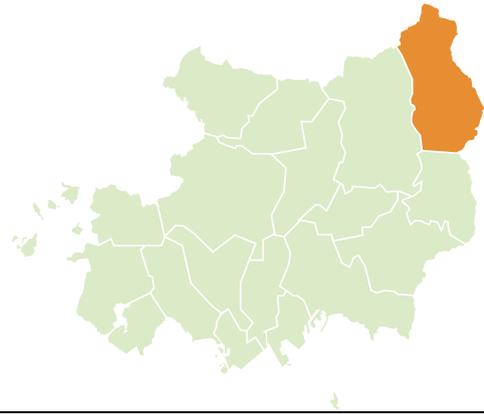
人口(人)	371
世帯数(世帯)	228
自治会数(自治会)	12
民生委員・児童委員数(人)	3
ふれあいサロン(サロン)	0

将来像	笑顔と自然、歴史がふれあう里 田之浦
目標	福祉の充実 安心・安全な里づくり

### 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	近隣ネットワーク活動	地域の高齢者を中心に安全を確認するための見守り活動を行う。	通年	地域高齢者の見守り活動を行う。	地域の高齢者の安全確認と福祉の向上を図る。
2	高齢者の集い	ひとり暮らし高齢者等と食事会を行い、交流を図る。	11月	ひとり暮らし高齢者等と食事会を行う。	ひとり暮らしの高齢者を把握し、情報を共有する。





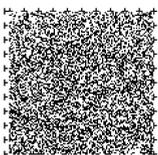
**地区の概要** (令和5年12月末時点)

人口(人)	33
世帯数(世帯)	21
自治会数(自治会)	2
民生委員・児童委員数(人)	1
ふれあいサロン(サロン)	1

将来像	やすらぎとせせらぎの里 四浦
目標	見守り活動の充実

**具体的に取り組むこと**

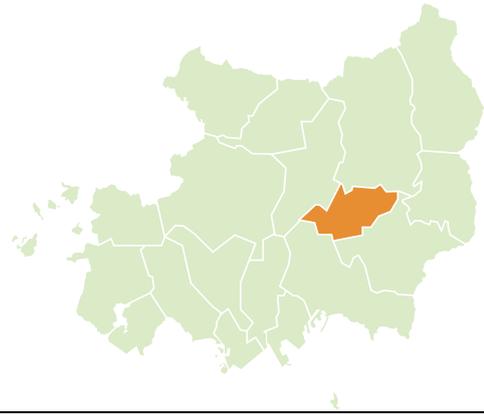
No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	サロン活動	地区内の住民が顔を合わせる機会をつくることでお互いに声を掛け合い、社会参加へと繋げる。	通年	現在のサロン活動を継続する。	地区内の住民の楽しみと交流の場を提供する。
2	見守り活動	普段の生活を送る中で、声掛けなどの見守り活動を行う。	通年	対象者の確実な把握を行うため、ネットワーク会議を年1回以上は行う。アドバイザーの確保を図る。防災防犯部との連携を図り、災害時などの確実・迅速な避難活動を強化する。	地域住民の把握と情報共有を行う。



※森山校区コミュニティ協議会  
森山地区まちづくり計画を基本に策定

### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

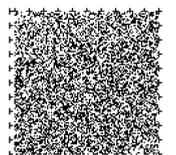
人口(人)	307
世帯数(世帯)	169
自治会数(自治会)	8
民生委員・児童委員数(人)	2
ふれあいサロン(サロン)	3



将来像	つながる人と自然 心のふるさと森山
目標	交流人口と移住者を増やすことで地域活性化を実現しよう 人と人とのつながりを大切にする

### 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	移動販売事業	移動販売車「ママさん号」を活用し、買い物支援を行う。	通年	場所、内容の検討を行う。	買い物支援
2	サロン事業	地域内の高齢者が集い、交流・親睦を図る。	毎月	地域内の高齢者に広く呼びかけ交流と親睦を図る。 年間行事の案内・参加の呼びかけを行う。	高齢者のいきがづくりと交流・親睦を図る



※潤ヶ野校区コミュニティ協議会  
潤ヶ野地区まちづくり計画を基本に策定



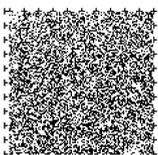
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

人口(人)	472
世帯数(世帯)	267
自治会数(自治会)	12
民生委員・児童委員数(人)	4
ふれあいサロン(サロン)	2

将来像	<b>活力と潤いに満ちた結の潤ヶ野</b>
目標	気軽に声を掛け、支え合いを深め、明るい風通しの良い地域を目指す 人口流出を防ぎ交流人口と移住者を増やすことによる地域活性化を目指す

### 具体的に取り組むこと

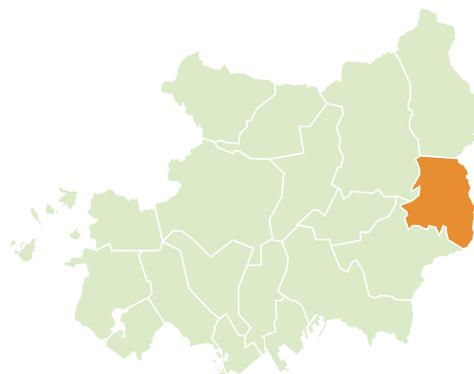
No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	近隣福祉ネットワーク事業	ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、児童生徒の見守りを行う。	通年	地域住民の生活上の相談に誠意をもって応じ、地域で協力してその解決に努める。	安心できる生活環境の整備
2	潤ヶ野フレンドパーク事業	営農センターを活用し、地域内の拠り所として、定期的に生涯学習やサロン等を実施する。  また、移動販売車を手配する。	通年	社会福祉協議会や生涯学習センターの協力を得ながら月に1回程度実施。  地域内でアンケートをとり実施内容を検討する。サロン等のイベント開催に合わせて移動販売車を手配する。	拠り所づくり  買い物困難者支援



※八野地区ふるさと協議会  
八野地区まちづくり計画を基本に策定

**地区の概要** (令和5年12月末時点)

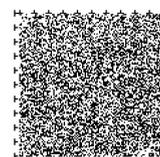
人口(人)	146
世帯数(世帯)	103
自治会数(自治会)	4
民生委員・児童委員数(人)	1
ふれあいサロン(サロン)	1



将来像	自然豊かで楽しく生きる八野～力を合わせて明るく住みやすい地域づくりをめざす～
目標	センターに行こかい(誰でも気軽に参加)

**具体的に取り組むこと**

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	八野サロン	第2・4水曜日 9:30～ 11:00に サロンを開催し「こ ろばん体操」などを行 う。	通年	地域内の高齢者に広く呼びかけ、交流と親睦を図りながら、「千歳会」への参加を呼び掛ける。	体力の向上 健康の増進
2	見守り活動「ともしび会」	週に1度、ともしび会と協力して見守り活動を行う。	通年	継続して見守り活動を行い、気になる方がいた時には関係機関につなぐ。  地域内の要支援者の情報共有を行い、災害時等の対応をイベント・防災部と協議する。	安否確認と交流



※伊崎田校区コミュニティ協議会  
伊崎田地区まちづくり計画を基本に策定



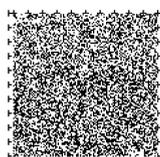
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

人口(人)	1,545
世帯数(世帯)	801
自治会数(自治会)	29
民生委員・児童委員数(人)	6
ふれあいサロン(サロン)	1

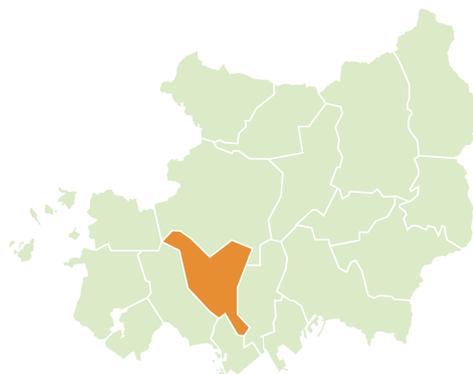
将来像	息づく伝統・自然・人々の思い つながる未来の伊崎田
目標	誰もが安心して生き生きと暮らせる伊崎田

### 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	近隣福祉ネットワーク事業	ひとり暮らし高齢者や障がい者等、支援が必要な方を対象に、自治会長、民生委員、児童委員及びボランティア等と連携しながら、声掛け等の見守り活動を継続して実施する。	通年	部会内で活動の共通理解し、後継者、協力員の確保を図る。地域内で活動の周知及び理解を図り、介護・高齢者施設による見守り活動への参画を検討する。	困りごとへの早期対応ができる体制が構築できる。
2	要援護者マップの作成	支援を要する方の所在地、連絡先等を記載した校区独自の要援護者マップを作成することで、災害時の対応の迅速化を図り、関係者間における状況の把握、ネットワーク及び信頼関係の構築並びに自助、共助意識の醸成、地域防災力の向上を図る。	9	部会内で活動の共通理解を図り、助成事業を活用し、要援護者マップをA0用紙で印刷可能な大型プリンターを購入する。毎年新たな情報を更新してマップを作成し、常に最新の情報を把握して、災害等の有事に備える。	災害等の有事の際に支援を必要とする方が即座にわかり、対応が可能になる。



※有明校区コミュニティ協議会  
有明地区まちづくり計画を基本に策定



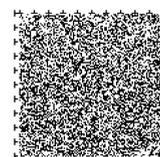
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

人口(人)	1,767
世帯数(世帯)	864
自治会数(自治会)	23
民生委員・児童委員数(人)	4
ふれあいサロン(サロン)	1

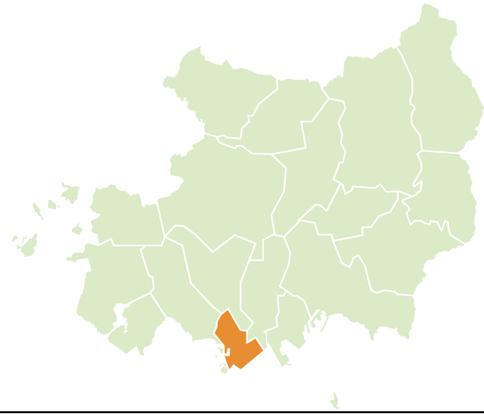
将来像	ひとと、ものと、地域にやさしいまち有明
目標	地域がお互いのささえあいを通じていきいきと暮らす

### 具体的に取り組むこと

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	福祉ネットワーク会議・見守り活動	地域内の要援護者について協力者と情報を共有し、必要な対策の検討や地域福祉マップの作成と管理を行う。 ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がいがある方の世帯など見守りが必要と思われる方の安否確認を行い、福祉ネットワーク会議に反映させる。	通年	活動を継続し、地域マップを見直し、情報を更新して活動を継続する。 見守り対象者マップづくり、困りごと解決事業を開始し、前期までの取組の検証作業をする。	地域住民がいつまでも安心安全な暮らしを継続できる。 安心して暮らし続け、住んで良かったと思うまちづくり 誰もが顔が分かる地域づくり
2	地域サロン運営	ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がいがある方の世帯など見守りを必要と思われる方へ声掛けし、サロンに案内すると共に安否確認を行う。	通年	ふれあいマップづくりで地域の実態を知る。 経年変化に即して継続実施し、必要に応じたサロンづくり、組織の増加や内容の充実を図る。	相談、健康づくりの拠点づくり



※通山校区コミュニティ協議会  
通山地区まちづくり計画を基本に策定



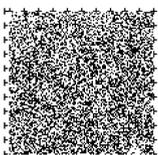
**地区の概要** (令和5年12月末時点)

人口(人)	2,210
世帯数(世帯)	1,089
自治会数(自治会)	13
民生委員・児童委員数(人)	3
ふれあいサロン(サロン)	4

将来像	<b>誰もが生き生きと住み暮らせるまち通山</b>
目標	みんなで声かけ、みんなで協力、活力あふれる通山

**具体的に取り組むこと**

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	見守り活動	ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がいがある方の世帯など見守りが必要とする方の安否確認。	通年	①見守り対象者の掘り起こし ②手渡しでの回覧板の受け渡しでの安否確認 ③積極的な挨拶、声かけや行事参加のお呼びかけ 見守り対象者のマップづくり 困りごと解決事業を開始 前期までの取組の検証作業 小中学生が参加する運営会議を開催	安心して暮らし続け、住んで良かったと思う通山づくり 誰もが顔がわかる地域づくり
2	地域サロン運営	ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がいがある方の世帯など見守りが必要な方へ声掛けし、サロンに案内すると共に安否確認を行う。	通年	①対象者の掘り起こし ②回覧板の受け渡し時手渡しで安否確認 ③積極的なあいさつ、声かけ ④既存のサロン活用 ふれ合いマップづくりで地域の実態を知る。経年変化に即して継続実施。 自治会に1つのサロンづくり 子育てサロン開設・継続実施	相談・健康づくり拠点づくり 古民家、空き家、空き地再生 自治会加入率向上



※蓬原校区みんなの協議会  
蓬原地区まちづくり計画を基本に策定



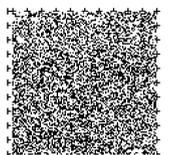
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

人口(人)	1,246
世帯数(世帯)	619
自治会数(自治会)	22
民生委員・児童委員数(人)	4
ふれあいサロン(サロン)	2

将来像	平和で豊かな明るい自然と共生する郷土づくり
目標	備えと見守りで安心して暮らせる校区づくり

### 具体的に取り組むこと

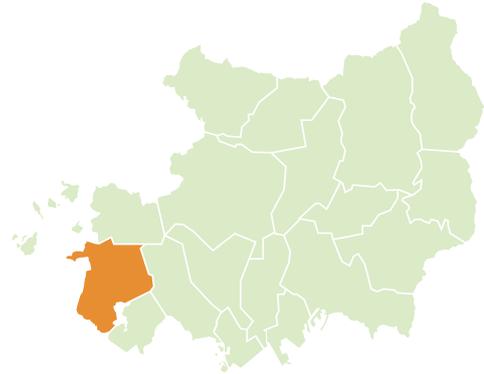
No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	福祉ネットワーク会議及び見守り活動	会議の開催、見守りの必要な人及び準ずる方を「ひと手間活動」と位置付けて自治会内での見守り活動を行う。	会議 5 ・ 12	年2回の会議で見守りの必要な人の状況等を把握し、自治会との意見交換・情報等の共有を行う。 見守り活動が必要な人に対して自治会内で見守りが図られるように情報を共有しながら進める。	安心、安全の確認を行う。
2	ふれあいサロン	ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者等が一同に集まり「気軽に」「気軽に」「楽しく」参加し話し合い、笑いながら楽しく過ごす。	毎月	参加者が楽しめる行事を計画しながら実施していく。 1人でも多く参加できるように内容を検討しながら進めていく。	地域を含む参加者の交流を図る。



※野神校区ふれあい協議会  
野神地区まちづくり計画を基本に策定

**地区の概要** (令和5年12月末時点)

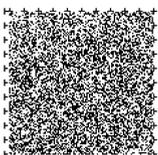
人口(人)	1,430
世帯数(世帯)	723
自治会数(自治会)	15
民生委員・児童委員数(人)	3
ふれあいサロン(サロン)	3



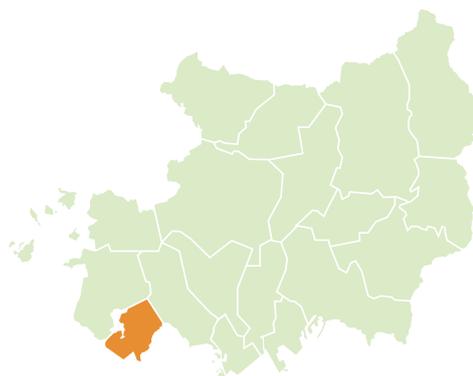
将来像	<b>活気あふれる野神のさと</b>
目標	いつまでも健やかで心豊かに住み暮らせる地域

**具体的に取り組むこと**

No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	見守り活動・福祉ネットワーク会議	高齢者等の見守りが必要だと思われる方の安否確認をし、地域福祉のあり方を検討する。	年2回	見守り活動の検証と必要に応じた対策の実施。年2~3回を基本に福祉ネットワーク会議を毎年実施する。	安心できる環境整備 団体間の連携強化
2	移動販売車の継続	各集会所へ移動販売車に来てもらう。	毎月	移動販売車の継続をする。	安心できる環境整備 地域の交流促進



※原田校区コミュニティ協議会  
原田地区まちづくり計画を基本に策定



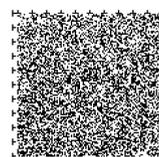
### 地区の概要 (令和5年12月末時点)

人口(人)	895
世帯数(世帯)	437
自治会数(自治会)	14
民生委員・児童委員数(人)	2
ふれあいサロン(サロン)	2

将来像	みんなの笑顔があふれるふるさと原田 ~みんなが協力し合い心豊かに住めるまち~
目標	地域に見守られ、安心して暮らせるまち

### 具体的に取り組むこと

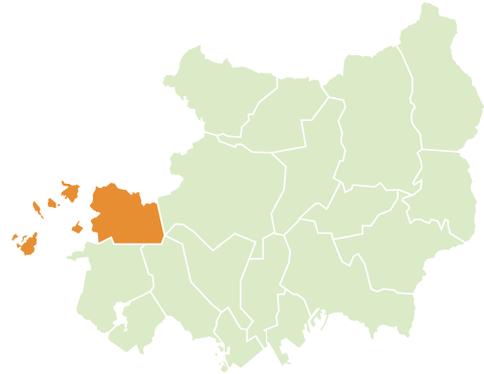
No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	福祉ネットワーク会議・見守り活動	地域内で連携し、見守り活動の状況報告などを行う。ひとり暮らしの高齢者など見守りを必要とする方々の安否確認を行う。	通年	ネットワーク会議のメンバーの選定及び設置。福祉ネットワーク会議を開催する。見守り対象者の抽出と見守り者の選定をし、見守り活動を実施する。	高齢者が安心して暮らし、高齢者の困りごとを解決する。
2	サロン活動	高齢者の交流の機会としてサロンを開催し、見守り、安否確認等に繋げる。	通年	各地域で高齢者サロンを実施する。	高齢者の繋がりができる。



※山重校区コミュニティ協議会  
山重地区まちづくり計画を基本に策定

**地区の概要** (令和5年12月末時点)

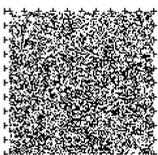
人口(人)	807
世帯数(世帯)	387
自治会数(自治会)	19
民生委員・児童委員数(人)	4
ふれあいサロン(サロン)	2



将来像	みんなが いいきき 元気な山重 ～やるき まっすぐ しんけん げんき～
目標	高齢になっても生きがいを持って生活ができるような事業や環境づくりにつとめる。

**具体的に取り組むこと**

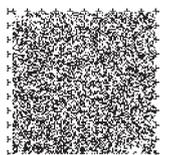
No.	事業名	内容	実施月	今後の取組	事業目標
1	弁当宅配サービス	ひとり暮らし高齢者を対象に弁当の宅配サービスを実施する。	年 6回	事業を継続すると共に、内容の充実を図る。対象者の範囲の検討も行い、希望者に対して可能な限り対応するように努める。	ひとり暮らしの方の食生活向上ができ、安心安全に生活が出来る。
2	山重お助け隊	地域住民の困りごとに対して支援を行う組織を設立し、その生活の充実を図る。ボランティア合同検討委員会の開催。各部と連携を行って事業を行う。	随時	各部との情報共有や利用者のニーズ確認を行いながら事業を継続すると共に事業内容の充実を図る。	日常生活の困りごとを地域で解決することで、充実した生活を送ることが出来る。住民の一体感が生まれる。

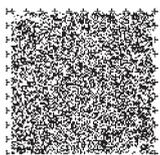


# 第2部



## 志布志市 重層的支援体制整備事業 (移行準備事業) 実施計画





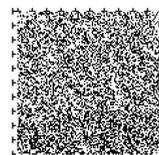
## 1 策定の趣旨

個人の人生やその中で抱える課題の複雑・多様化が進んでいることを踏まえると、対人支援、特に個人の生活に身近な市町村レベルの支援においては、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自立的な生を継続していくための「伴走型支援」の強化が求められています。「伴走型支援」とは、支援者と本人とが継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていくことを目指すものです。

伴走型支援を実践する上では、「専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題をときほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」（専門職による伴走型支援）と「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった双方の視点を重視する必要があり、それにより地域におけるセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていきます。さらに、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その範囲は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がります。

このため、地域共生社会という理念を掲げて本市における包括的な支援体制の構築を進めていくには、対人支援領域全体を捉えるとともに、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図る方策、工夫を講じていくことが重要です。令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、新たに「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）の定義とそれに対する国及び県の財政支援等が示されました。

このようなことから、本市においても確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図り、連携を効果的に推進していくため「志布志市重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「重層事業計画」という。）を策定するものです。



## 2 相談支援体制の課題

近年、法制度の充実に伴い、相談窓口や支援機関が増設され、また、人員体制においても拡充が図られ、それぞれが特徴を活かし、各種相談に対応し援助を行っています。

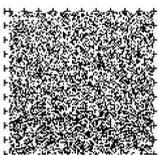
重層事業計画の策定にあたり、地域包括支援センター、そお地区障がい者等基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、生活保護、しづし生活自立支援センター、教育委員会へ普段の支援活動を通して感じていることなどの聞き取りを実施しました。様々な意見がある中で共通したものが、「複雑な課題を複数抱えているケースについての対応に苦慮している」ということです。1つの機関が支援にあたる中で、分野違いの課題について把握しても、直接的な支援や十分な解決法の提案にまで至っていない状況です。また専門的な知識や支援を求め、専門職へ介入してもらえないか、または協働し支援にあたれないか依頼するも、断られるといったケースも散見されました。

支援者が対応できる時間には限りがあり、既存の業務に追われて日程調整が難しい上、会議等も多い状況です。また、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに「支援のしづらさ」を感じているという意見も挙がっています。

このような理由から支援者間で十分に連携が取れない状況もあることがわかりました。支援者も経験年数や知識、技量が様々であり、「相談窓口が複数ある中、どこにどのような相談を行ってよいかわからない」「他機関と連携したいがどちらが主導となるかわからない」という声も聞かれる状況です。

また、「どの法制度にも該当しないケースの解決法がわからない」「疾患や障害が疑われ、病院受診や各種サービスが必要と感じるが介入が難しく時間を要する」といった意見も多く、状況に応じた情報収集や分析、アプローチが難しく、連携が得られない中で支援のしづらさを感じている実態があります。

今後の課題として、複雑な課題が複数ある世帯に対しては、1つの支援機関では十分な対応がとれていないため、ケース全体を多面的な視点で捉えた課題の解きほぐしが必要であることが挙げられます。また、役割分担を明確化し、それぞれの課題に対して各支援機関が関わり合って支援する必要もあります。法制度のはざまにある課題については、支援機関だけではなく、地域の理解や見守りの中で、解決を目指すことも必要であると考えられ、時間の確保の問題もあり、業務の見直しや会議設定の在り方などの検討も必要です。

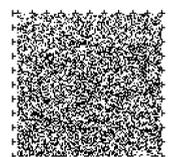


### 3 重層的支援の推進体制

「庁内支援体制調整会議」は、各支援機関が持つ個別支援の蓄積や地域で把握された課題の分析から重層事業計画の案を検討・提案する関係機関職員による実務者会議であり、「支援体制検討委員会」は、「支援体制調整会議」から提案された重層事業計画、支援施策や取組を市の方針案として決定する課長級職員による政策会議です。「重層的支援体制協議会」は、様々な分野や機関の職員による官民協働の協議体として、重層的支援体制整備に関する事項の認識共有と意思決定を行います。

重層的支援体制の整備関係図

名 称	構成員・目的・内容
① 志布志市重層的支援体制協議会	各機関の代表 協議 認識の共有 内容決定
② 志布志市支援体制検討委員会	課長級 ③からの案の協議・決定
③ 志布志市庁内支援体制調整会議	補佐・係長級 事業実施計画、事業施策の案作成 課題、意見の調整



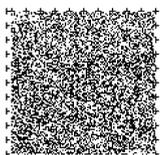
## 第2章 基本方針

### 1 基本方針

重層事業は、本市において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を、既存の相談支援等の取組を維持しつつ、市全体として一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。

重層事業による支援対象者は、住民本人やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民とし、以下の基本的な理念に基づき実施します。

- 1 アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと。
- 2 本人・世帯を包括的に受け止め支えること。
- 3 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること。
- 4 信頼関係を基盤として継続的に行われること。
- 5 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと。



## 1 事業の全体像

本市における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の3つの支援内容を重層事業の柱とします。

① 相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
② 参加支援	既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯の課題に対応するため地域資源を活用して社会とのつながりを回復する支援
③ 地域づくり支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

この3つの支援の内容は、個別支援の観点から相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものです。

これらを一体的に行うことにより、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなっていきます。

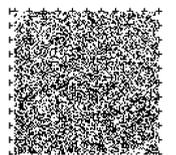
## 2 連携体制の構築

### (1) 子ども・高齢者・障がい者・生活困窮及び生活保護分野の連携の構築

子ども・高齢者・障がい者・生活困窮の分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、4分野の間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、地域におけるネットワークを活用し、実施体制の検討を進めます。

### (2) 他分野との連携

重層事業においては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、労働分野（公共職業安定所等）、教育分野（教育委員会や学校等）、地域再生分野（地域づくり、地方創生等）等の他分野との連携が重要です。



### 3 重層的支援体制整備事業の提供体制

重層事業実施に向け、取り組むべき事項を着実に実行するために、以下のとおり支援体制に係る事業を実施します。

#### (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

##### ア 事業の概要

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援※を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

##### ① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

##### ② 支援機関のネットワークで対応する

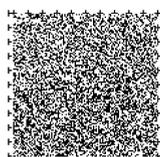
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

##### ③ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

※既存の相談支援事業

法第 106 条の 4 第 2 項の各号	分野	事業	運営	実施機関名	圏域
1号 相談支援事業	イ	介護 地域包括支援センターの運営	直営	市地域包括支援センター	市内
	ロ	障がい 障害者相談支援事業	委託	そお地区障がい者等基幹相談支援センター	2市 1町
	ハ	子ども 利用者支援事業	直営	市子育て世代包括支援センター	市内
	ニ	困窮 自立相談支援事業	委託	社協（しぶし生活自立支援センターひまわり）	市内



## (2) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

### ア 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うものです。多機関協働事業の事業実施者は市とします。

#### ① 志布志市全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

#### ② 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、本市全体の体制として伴走支援ができるように支援します。

#### ③ 支援関係機関の役割分担を図る

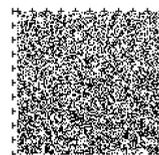
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

## (3) 支援会議・重層的支援会議

### ① 志布志市支援会議（法第 106 条の 6）

重層事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となります。しかしながら、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第 106 条の 6 の規定に基づき、本市の地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される「志布志市支援会議」（以下、「支援会議」という。）を設置します。



## ② 志布志市重層的支援会議

重層的支援会議は、重層事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められます。なお事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はありませんが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできます。

プランの適切性の協議	プラン終結時等の評価	社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
------------	------------	-----------------------

## (4) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

### ア 事業の概要

#### ① 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

#### ② 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

#### ③ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

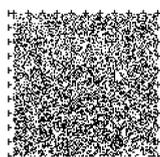
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

### イ 支援対象者

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している地域住民

### ウ 実施方式

事業実施者は市とする。



## (5) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

### ア 事業の概要

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業※の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。併せて新たな社会資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

#### ① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

#### ② 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

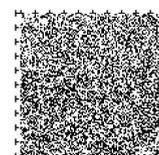
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。

#### ③ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

※既存の地域づくりに関する事業

法第106条の4第2項の各号	分野	事業	実施状況	既存事業：本市の事業名	運営	
3号 地域づくり事業	イ	介護	地域介護予防活動支援事業	○	地域介護予防活動支援事業 高齢者元気度アップ・ポイント事業	直営
	ロ	介護	生活支援体制整備事業	○	生活支援体制整備事業	委託
	ハ	障がい	地域活動支援センター事業	○	地域生活支援事業	委託
	ニ	子ども	地域子育て支援拠点事業	○	地域子育て支援拠点事業	直営 委託
	柱書	困窮	生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	○	地域づくり事業	補助



## (6) アウトリーチ等継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

### ア 事業の概要

支援を要する本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集します。

アウトリーチ等継続的支援事業の事業実施者は市とします。

#### ① 支援が届いていない人に支援を届ける

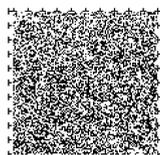
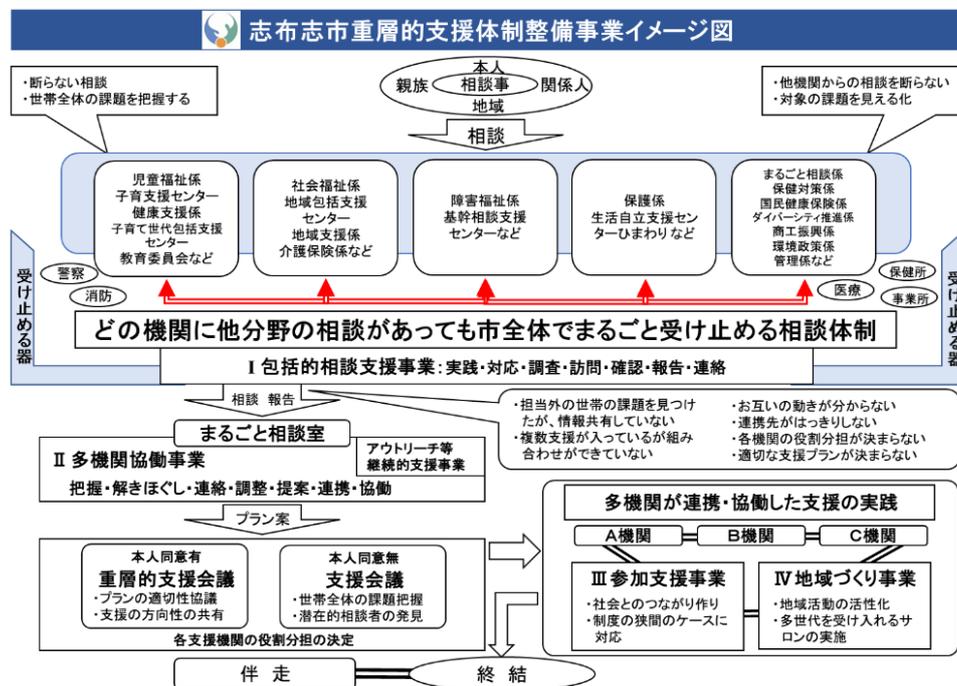
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

#### ② 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つけます。

#### ③ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。



# 第4章

## 計画の推進と進行管理

### 1 事業目標・事業評価

生活課題を抱える人への対応は、ほとんどの場合、重層事業以外の既存の相談体制によって行われているため、重層事業での対応ケースは全体のごく一部となります。

そのため、事業目標や事業評価の指標は、事業の進展等を「見える化」することを目的とし、事業の成否を短期的に評価するための数値ではなく、年次的な変化を確認し、重層事業が対応していくべき方向性を検討するための材料として活用するものとします。活動及び成果指標としては、相談対応件数及び支援会議・重層的支援会議の実施数とします。

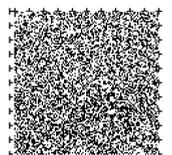
### 2 取組スケジュール

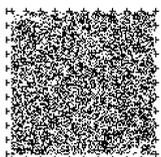
重層事業の本格実施に向けて、令和3年度にまるごと相談室において準備作業に着手し、令和4年度から重層事業への移行準備事業として3年間を目途に「包括的相談支援事業（多機関協働事業、アウトリーチ等継続的支援事業を含む。）」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」に段階的に取り組んでいます。

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
事業概要	相談室設立 協議会等設立 事業計画策定	移行準備事業			重層的支援体制整備事業	
包括的相談支援事業 多機関協働事業 アウトリーチ等継続的支援事業	試行実施	移行準備事業 として実施 課題整理	課題解消 への試行	事業の確立 支援フローの 定着	交付金事業実施	
参加支援事業	課題整理 関係機関協議 事業化案検討	取組内容の 具体的検討	事業試行実施 課題整理	課題解消 への試行		
地域づくり事業	課題整理 関係機関協議	取組内容の 具体的検討	事業試行実施 課題整理	課題解消 への試行		

### 3 計画の推進と進行管理

重層事業計画を着実に推進するためには、事業の点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、計画に基づく取組について、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルにより、適応性や目標達成度、有効性の観点から自己点検・評価を行い、かつ、市民に公表し、市民の意見の把握・反映等に努め、次年度以降の進行管理及び取組の見直しを行っていきます。

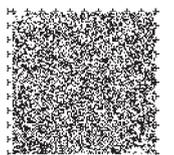


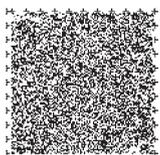


# 第 3 部



## 志布志市 再犯防止推進計画





# 第 1 章

## 計画策定に関する基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の検挙者数は、平成 16 年をピークに減少傾向となり、令和 4 年にはピーク時の半分以上となっています。一方で刑法犯検挙者中の再犯者率は 47.9%と 5 割近くに達しており、高い割合となっています。

犯罪をした者の中には、高齢、障がい、生活困窮といった様々な問題を抱えている場合もあり、そうした人たちの再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではなく、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。とりわけ、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援にあたっては、就労、住居、保健医療、福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要です。

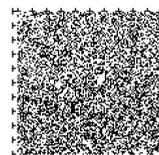
このため本市では、住み慣れた地域で、誰もがお互いを尊重し、支えあう共生社会の実現に向けて「志布志市再犯防止推進計画」を策定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

### 2 計画の位置付け

この計画は再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画として位置付けます。また、地域における人々の安全・安心な生活という視点から、地域福祉との関連を重視し、「第 3 期志布志市地域福祉計画（令和 6 年度から令和 11 年度）」に包含することにより一体的に運用します。

### 3 計画期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。



# 第2章

## 再犯防止をとりまく状況

### 1 鹿児島県内における刑法犯認知件数

鹿児島県内における刑法犯認知件数の状況を見ると、認知件数<sup>9</sup>は減少傾向で推移していましたが、令和4年には増加に転じています。一方、検挙件数<sup>10</sup>及び検挙人員<sup>11</sup>は横ばいで推移しています。

図表 69:鹿児島県内における刑法犯認知件数の推移

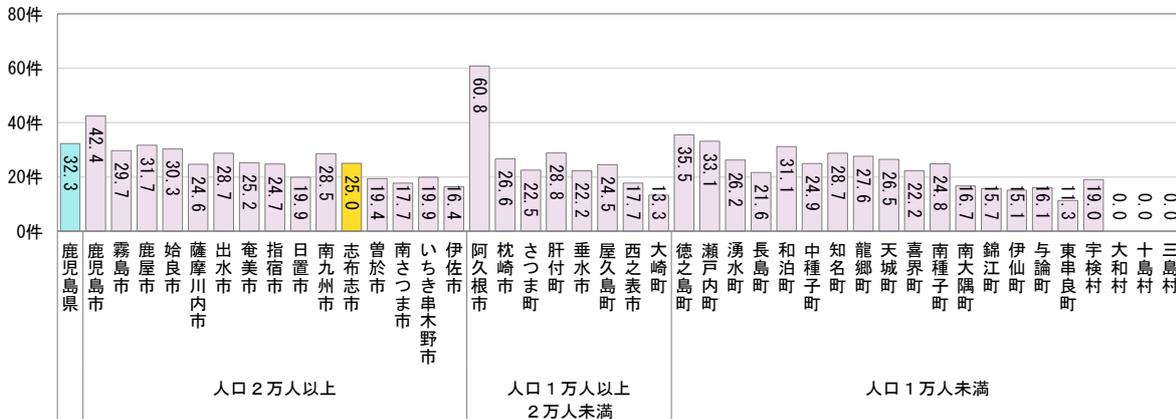


[出典]鹿児島県警察「犯罪統計：全刑法犯の過去5年間の推移」

### 2 鹿児島県内の市町村別犯罪率の比較 (令和4年)

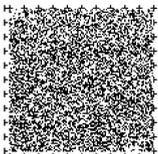
鹿児島県内の市町村別に犯罪率<sup>12</sup>を見ると、本市は鹿児島県の値より低いですが、県内においてはほぼ平均的な犯罪率の高さであることが分かります。

図表 70:鹿児島県内の市町村別犯罪率(令和4年)



[出典]鹿児島県警察本部「令和4年中市町村別の犯罪発生実態」

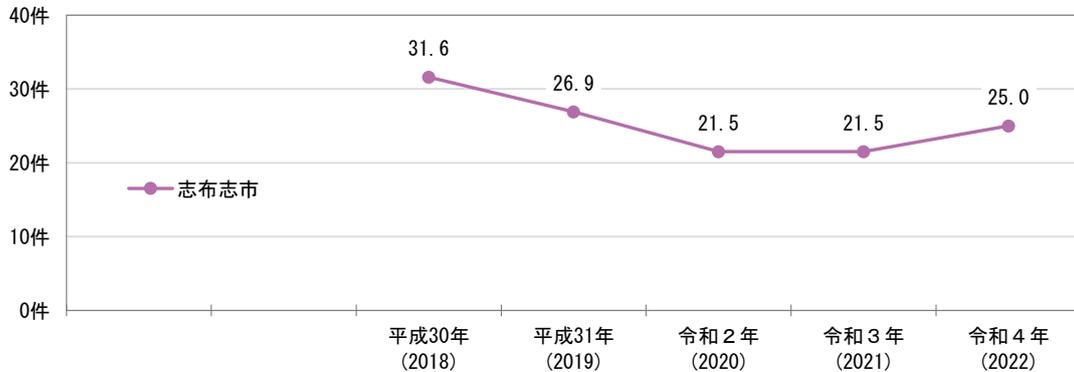
<sup>9</sup> 警察等によって犯罪の発生が認知された件数。  
<sup>10</sup> 刑法犯及び特別法犯において警察で事件を送致・送付又は微罪処分等をした件数。  
<sup>11</sup> 警察において検挙した事件の被疑者の数。  
<sup>12</sup> 人口1万人あたりに占める刑法犯の認知件数。



### 3 志布志市の犯罪率の推移（過去5年）

本市における犯罪率<sup>13</sup>は、平成30年と比較して、低下の傾向が見られます。

図表 71: 志布志市の犯罪率の推移（過去5年）

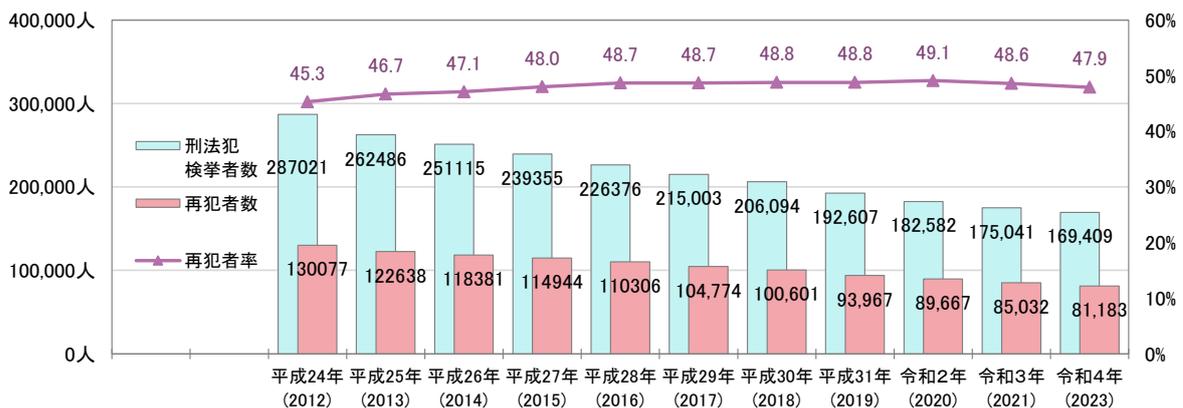


[出典]「鹿児島県警察本部」市町村別の犯罪発生実態

### 4 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

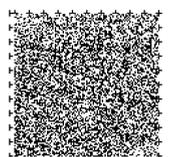
刑法犯検挙者中の再犯者数は毎年減少傾向にあり、令和4年は81,183人でした。再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にありましたが令和4年は47.9%と前年（48.6%）よりも0.7ポイント減少しています。

図表 72: 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率の推移



[出典]法務省「令和4年版再犯防止推進白書」、警察庁「犯罪統計」

<sup>13</sup> 犯罪率は人口1万人における認知件数。

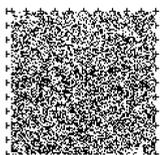


## 第3章 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画（以下「国計画」という）の中でも、基本方針を「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点」として、推進法第3条の「基本理念」を踏まえ設定しています。

本市では、国計画と県が策定した「鹿児島県再犯防止推進計画」を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、以下の施策を推進します。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保のための取組
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用支援
- (4) 修学支援及び非行の防止
- (5) 関係機関等との連携強化



# 第4章

## 再犯防止を推進するための施策（課題及び今後の方向性）

本項に示す施策及び所管については、現在の組織機構に合わせた内容です。次年度以降に機構改革がある場合は、大幅に変更される可能性があります。

### 1 広報・啓発活動の推進

国計画によると、再犯の防止等に関する施策の実施は、地域においてその支援に当たる保護司や、幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、民間ボランティアの協力により支えられており、これらの活動による、地域社会における「息の長い」支援が必要とされています。このような民間ボランティアによる活動等を周知することで、犯罪をした者等が地域において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び地域の一員となれるよう、立ち直りに対する理解を促進することが必要です。

#### 具体的な施策

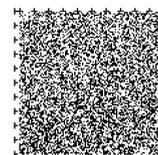
施策の内容	所管課
1-1 関係機関と連携した広報啓発活動の推進	コミュニティ推進課
1-2 「社会を明るくする運動」への支援	コミュニティ推進課
1-3 人権啓発活動の推進	コミュニティ推進課
1-4 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への支援	保健課

### 2 就労・住居の確保のための取組

国計画によると、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があることから、不安定な就労が再犯リスクを高めているとの分析があります。

また、再犯に至った人の中には、出所後に親族の元へ帰れない、適当な帰住先が確保できないといった例も少なくありません。

一人ひとりの状況に応じた就労支援や、安心できる居場所としての住環境の確保は、犯罪をした者の立ち直りを支える基盤であり、その整備が重要です。



#### 具体的な施策

施策の内容	所管課
2-1 生活相談及び住居確保に関する支援	福祉課・福祉保健課・建設課
2-2 生活の支援・就業支援	福祉課・港湾商工課
2-3 生活保護制度の利用	福祉課
2-4 協力雇用主の確保に向けた制度の広報	コミュニティ推進課 ・港湾商工課・福祉課

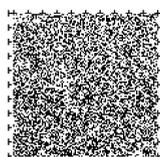
### 3 保健医療・福祉サービスの利用支援

令和5年版犯罪白書及び国計画によると、刑法犯検挙人員に占める65歳以上の高齢者の割合が年々上昇し、出所後2年以内に再入所する人の割合も、他の年齢層に比べて高いことが指摘されています。高齢化が進む現状で、高齢者の再犯防止のためには、一人暮らしや地域での孤立を福祉的な支援に繋げるなど、行政や地域の支援が必要と思われる人に対して、保健医療・福祉サービス等に結び付けることが必要です。

また、障害・疾病があることやこれまでの生活環境、自身の特性などから、自立した生活を送ることが困難な場合、再犯に至るまでの期間が短くなることも考えられることから、出所後や起訴猶予者等についても福祉関係機関が連携した取組や必要な福祉的支援に結び付けることで、犯罪を未然に防ぎ、地域での円滑な社会復帰や再犯の防止に繋がります。

#### 具体的な施策

施策の内容	所管課
3-1 福祉サービス等を活用した社会復帰支援	福祉課
3-2 認知症高齢者とその介護者等の支援	保健課・福祉保健課
3-3 一人ひとりの状況に応じた相談対応	福祉課・福祉保健課・保健課



## 4 修学支援及び非行の防止

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待、発達課題、有害環境など、複雑に絡み合う課題があると考えられます。

さらに、インターネット環境やスマートフォンの普及により、大人の知らないところで子どもたちがネット上での誹謗・中傷に巻き込まれたり、大きな犯罪にかかわったりする危険性がこれまで以上に高まっています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応につながる取組を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適切な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が必要な支援からも遠ざかってしまうことがないように学校・家庭・地域が連携し、取組みを推進することが求められます。

### 具体的な施策

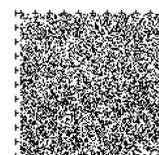
施策の内容	所管課
4-1 薬物乱用防止、情報モラル等の教育指導の実施	学校教育課・保健課
4-2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	学校教育課
4-3 学校における問題や課題の情報共有	学校教育課
4-4 人権に対する啓発活動	学校教育課・生涯学習課・コミュニティ推進課
4-5 地域で支える健全育成の推進	生涯学習課・コミュニティ推進課

## 5 関係機関等との連携強化

保護司会や更生保護女性会等の民間の支援団体の存在は再犯防止等に関する施策の推進において欠くことのできない存在です。地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関や団体との連携強化がとても重要です。

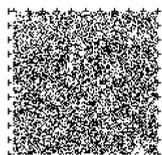
### 具体的な施策

施策の内容	所管課
5-1 曾於保護区保護司会の活動支援	コミュニティ推進課
5-2 更生保護女性会の活動支援	コミュニティ推進課
5-3 人権擁護委員、民生委員等との連携	コミュニティ推進課・福祉課
5-4 近隣自治体との連携	コミュニティ推進課



## 第5章 計画の推進

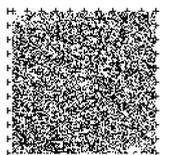
再犯防止に係る施策は、その人の生活を支えるため、就労や住居・保健・医療・福祉など多くの分野にわたります。社会復帰を目指す者が抱える課題を総合的に捉え、適切に支援につなぐことができるよう、関係部局間の連絡調整や連携強化を図るとともに、庁内の様々な事業に再犯防止の視点を反映させながら、安全で安心なまちづくりを推進します。また、国や県の動向を注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

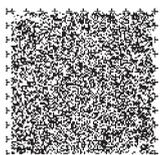


# 第4部

.....

## 志布志市 成年後見制度 利用促進基本計画





# 第 1 章

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定に関する基本的事項

#### (1) 計画策定の趣旨

現在、福祉サービスを利用するには利用者が福祉サービスを主体的に選択し契約することが必要ですが、認知症や障がいなどを理由に判断能力が不十分な人は、適切な福祉サービスの選択・契約が困難な場合があります。また核家族化の進行や超高齢社会の進行により、今後は更に認知症の高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれています。

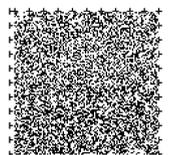
このような状況の中、必要な人が適切な福祉サービスを受けられない場合や、金銭管理を適切に行えず、金銭的搾取や消費者被害などの権利侵害も生じることが懸念されることから、認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力に不安がある方々の権利や財産を守っていくことの必要性が高まっています。

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、市町村に対し、制度利用の促進に関する施策の基本的な計画を定め、必要な体制の整備を行うよう努めることが示されました。本市においても誰もが支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、「志布志市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

#### (2) 国の動き

平成 12 年 4 月に介護保険制度が導入され、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、判断能力に不安がある方への支援制度として「成年後見制度」が創設されました。

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29 年 3 月には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。さらに令和 4 年 3 月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、令和 4 年度から令和 8 年度までの方向性が示されています。



### (3) 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項に規定する、市町村が講ずる措置となる基本的な計画です。策定にあたっては、「志布志市高齢者保健福祉計画」、「志布志市障害者福祉計画」との整合を図るとともに、福祉分野の上位計画となる「志布志市地域福祉計画」と一体的に策定し取組を推進していくこととします。

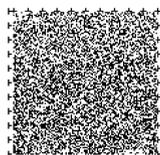
### (4) 計画期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

## 2 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどにより判断能力が十分でない人が、さまざまな契約や財産管理などをするとときに不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を選任する制度です。成年後見制度には、法定後見制度の他、任意後見制度があります。

図表 73: 成年後見制度



### 3 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画について

#### (1) 成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方

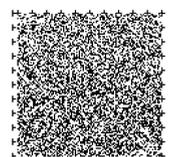
- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。

- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

#### (2) 今後の施策の目標等

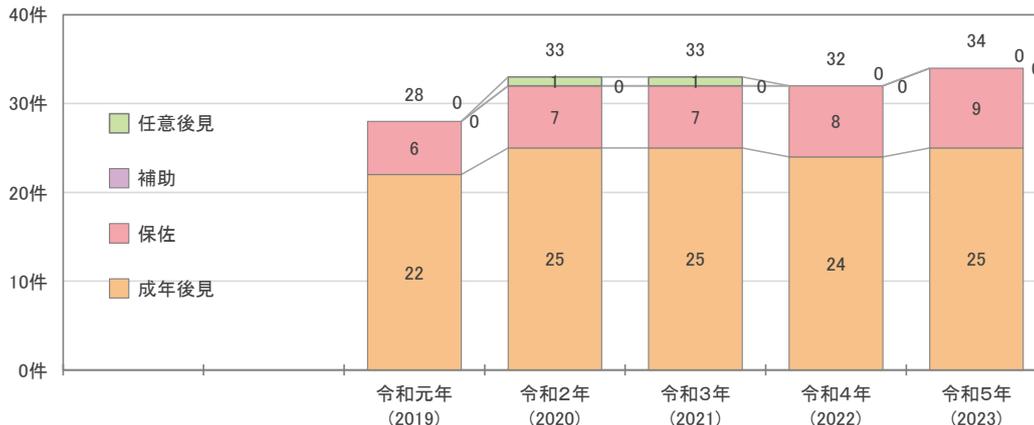
- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やK P I（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。



## 1 成年後見制度の利用者数

成年後見制度の利用者数は年々増加傾向にあります。令和5年の内訳をみると、成年後見が25件で最も多く、次いで保佐が9件となっています。補助及び任意後見は利用がありません。

図表 74: 成年後見制度利用者数の推移

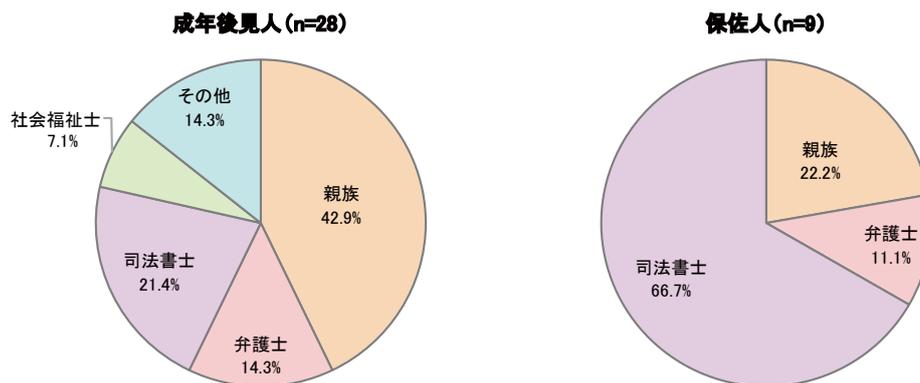


[出典] 鹿児島家庭裁判所

(令和元年: 10月23日現在、令和2年・令和3年: 10月1日現在、令和4年: 10月3日現在、令和5年 10月4日現在)

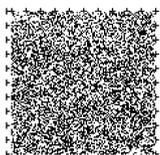
また令和5年における成年後見人等と本人の関係についてみると、成年後見人は親族が全体の4割で最も高く、保佐人は司法書士が全体の6割となっています。

図表 75: 成年後見人等と本人の関係別件数(令和5年)



[出典] 鹿児島家庭裁判所 (令和5年 10月4日現在)

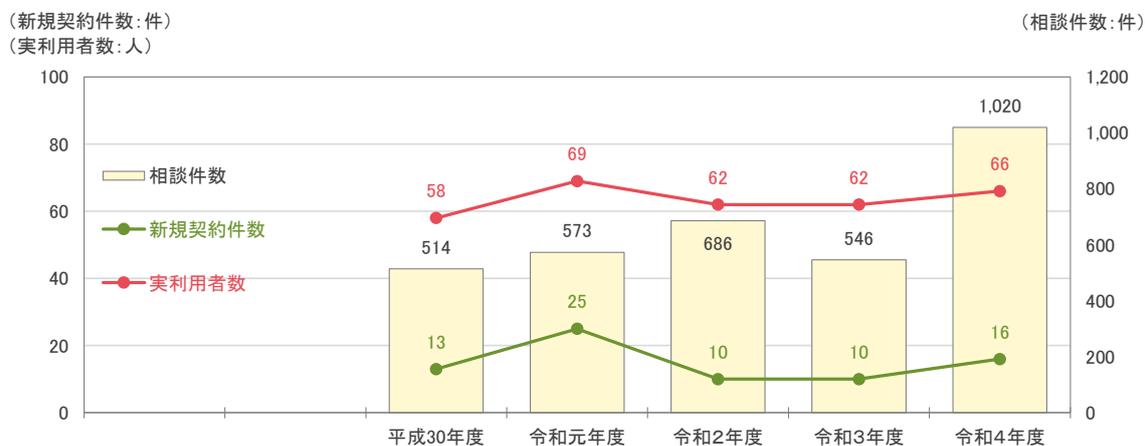
※成年後見人等が複数いる場合、それぞれ1人として計上しているため先述のグラフと合計値は一致しない。



## 2 日常生活自立支援事業に関する相談・利用状況

日常生活自立支援事業に関する相談・利用状況は増加傾向にあります。令和4年度は相談件数が1,020件、新規契約数が16件、実利用者数が66人となっています。

図表 76: 日常生活自立支援事業に関する相談・利用状況

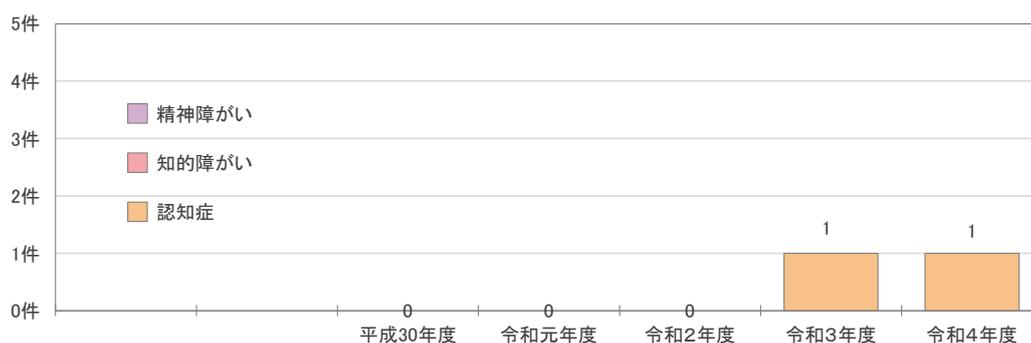


[出典] 志布志市社会福祉協議会(各年度3月末時点)

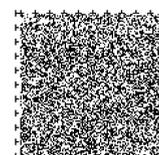
## 3 市長申立て

市長申立てとは、後見開始の審判等を申し立てる人がいない場合、市町村長がそれを申し立てることをいいます。令和3年及び令和4年に認知症でそれぞれ1件の実績があります。

図表 77: 市長申立て件数の推移



[出典] 志布志市(各年度3月末時点)



## 4 報酬助成

成年後見制度利用支援事業における報酬の助成状況についてみると、令和2年度以降横ばいで推移しています。令和4年度までの5年間は精神障がいのみ助成となっており、認知症及び知的障がいの助成実績はありません。

図表 78: 報酬助成件数及び助成金額の推移

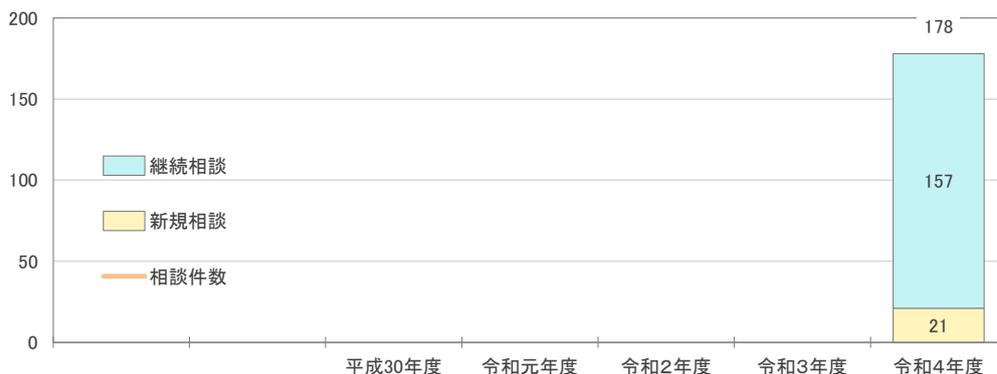


[出典] 志布志市(各年度3月末時点)

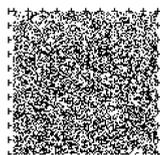
## 5 相談件数（志布志市成年後見支援センター）

志布志市社会福祉協議会へ運営を委託し令和4年4月1日に開設した志布志市成年後見支援センターにおける相談状況をみると、新規相談が21件、継続相談が157件となっています。

図表 79: 相談件数(志布志市成年後見支援センター)



[出典] 志布志市成年後見支援センター(各年度3月末時点)



## 1 計画の基本理念及び基本目標

### (1) 計画の基本理念

本計画の基本理念は以下のとおりとします。

基本理念

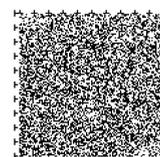
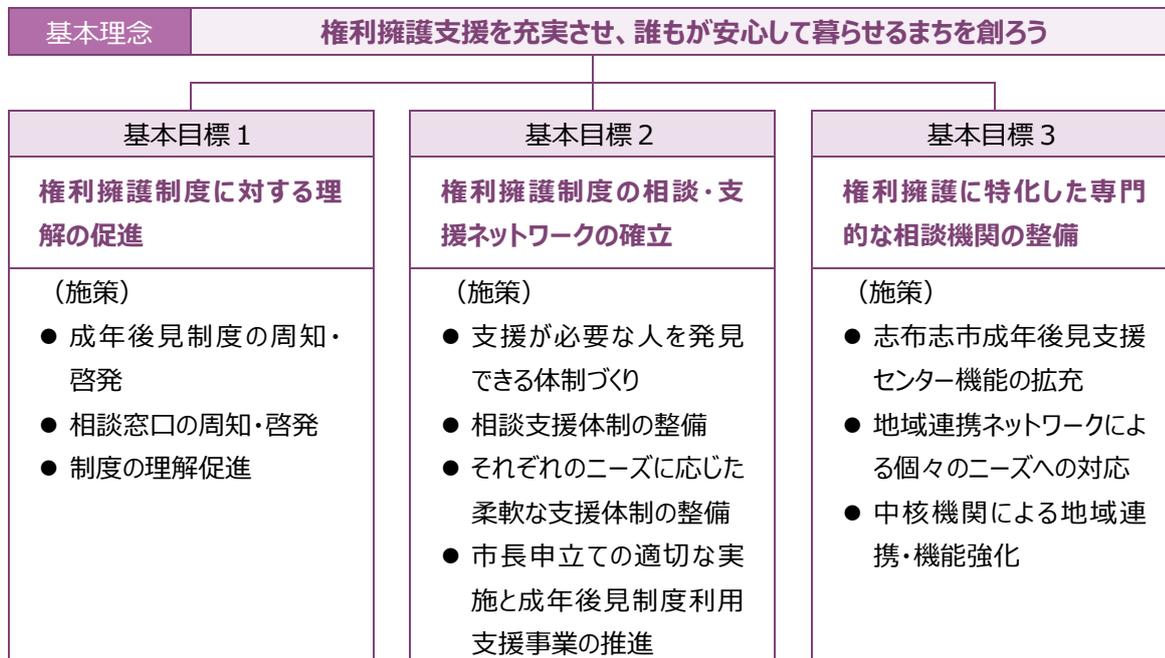
権利擁護支援を充実させ、誰もが安心して暮らせるまちを創ろう

### (2) 計画の基本目標

本計画の基本目標は以下のとおりとします。

基本目標 1	権利擁護制度に対する理解の促進
基本目標 2	権利擁護制度の相談・支援ネットワークの確立
基本目標 3	権利擁護に特化した専門的な相談機関の整備

## 2 施策の体系



# 第4章

## 施策の展開

### 基本目標 1 権利擁護制度に対する理解の促進

#### (1) 成年後見制度の周知・啓発

市民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、志布志市成年後見支援センター等、関係機関と連携し、市の広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発を推進します。

#### (2) 相談窓口の周知・啓発

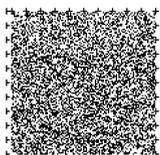
市の広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。

#### (3) 制度の理解促進

ケアマネジャーや相談支援事業所、団体等を対象とした研修会の開催に努め、成年後見制度の理解を深めるとともに個別のニーズを把握し、制度の利用につなぐことができる社会づくりに努めます。

#### 具体的な施策

施策の内容	所管課
成年後見制度の周知・啓発	福祉課・保健課
相談窓口の周知・啓発	福祉課・保健課
制度の理解促進	福祉課・保健課



## 基本目標 2 権利擁護制度の相談・支援ネットワークの確立

### (1) 支援が必要な人を発見できる体制づくり

財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備をしていきます。

また、地域住民や家族からの相談、社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。

### (2) 相談支援体制の整備

支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、社会福祉協議会の相談窓口をはじめ関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。

### (3) それぞれのニーズに応じた柔軟な支援体制の整備

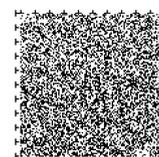
利用を希望する人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、丁寧な制度の説明を行うとともに、きめ細かな支援に努め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。

### (4) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市長申立ての適切な実施と、事務を迅速に行える体制を整備します。また、成年後見制度の利用に係る経済的負担を軽減し、制度が広く利用されるよう利用支援事業を推進します。

#### 具体的な施策

施策の内容	所管課
支援が必要な人を発見できる体制づくり	福祉課・保健課
相談支援体制の整備	福祉課・保健課
それぞれのニーズに応じた柔軟な支援体制の整備	福祉課・保健課
市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	福祉課・保健課



## 基本目標3 権利擁護に特化した専門的な相談機関の整備

### (1) 志布志市成年後見支援センター機能の拡充

現在、広報・相談の2つの機能を有している志布志市成年後見支援センターについて、利用促進・後見人支援の2つの機能追加を検討します。

### (2) 地域連携ネットワークによる個々のニーズへの対応

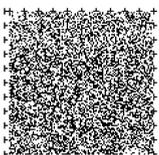
地域連携ネットワークの構築を図り、権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、専門職、関係機関が連携して、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議することができる仕組みをつくります。

### (3) 中核機関による地域連携・機能強化

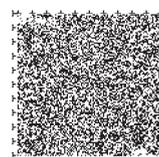
地域の福祉や法律の専門職等と連携し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）の機能強化を推進します。

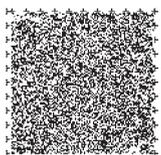
#### 具体的な施策

施策の内容	所管課
志布志市成年後見支援センター機能の拡充	福祉課・保健課
地域連携ネットワークによる個々のニーズへの対応	福祉課・保健課
中核機関による地域連携・機能強化	福祉課・保健課



# 資料編





## 志布志市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく志布志市地域福祉計画、同法第106条の5に規定する重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条に規定する成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に規定する再犯防止推進計画(次条において「計画」という。)の策定に関し、市民等の意見を反映させるため、志布志市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情を踏まえた計画策定上の課題について検討すること。
- (2) 計画の基本方針について検討すること。
- (3) 計画の内容について検討すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 老人クラブの代表者
- (3) 志布志市民生委員・児童委員協議会連合会の代表者
- (4) 介護保険施設の職員
- (5) 医療施設の職員
- (6) 志布志市保育事業者等連絡協議会の代表者
- (7) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会の代表者
- (8) 地区民生委員・児童委員協議会に対して委員の推薦を求め、その推薦があった者
- (9) その他市長が適当と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

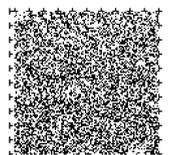
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。



- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

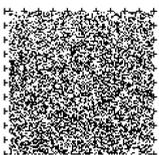
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



## 第3期志布志市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 志布志市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の福祉ニーズ、福祉課題に対応するために、住民・行政関係機関等との協働により第3期志布志市地域福祉活動計画を策定することを目的に、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に設置する。

### (目的)

第2条 第3期志布志市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）は、長期的な視野に立ち、志布志市における地域福祉推進事業並びに民間福祉活動促進、市社協の基盤強化・活動のあり方について、志布志市と連携を図りながら地域福祉活動計画を策定する。

### (構成)

第3条 委員会は、委員24名以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる分野から市社協会長が委嘱する。
- 3 会長は必要に応じアドバイザーを若干名委嘱することができる。

### (委員会)

第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

### (任務)

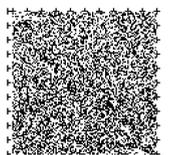
第5条 委員会の任務は、会長の諮問を受け次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を決め、その意見を聞くことができる。

(提携)

第7条 市社協は、志布志市と提携し、地域福祉活動計画又は地区別地域福祉活動計画の策定及び策定委員会の協議にあたり、事務を協働する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市社協事務局にて処理する。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

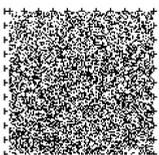
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

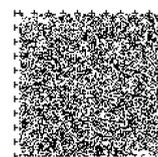
2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



## 志布志市地域福祉（活動）計画策定委員会委員名簿

番号	種 別	氏 名	団体・機関名
1	障害者団体の代表者	桑迫 悟	志布志市身体障害者連絡協議会
2	老人クラブの代表者	谷口 松生	志布志市老人クラブ連合会
3	民生委員・児童委員協議会連合会の代表者	村岡 政美	志布志市民生委員・児童委員協議会連合会
4	介護保険施設の職員	横山 滋	特別養護老人ホームやっちく
5	医療施設の職員	藤沢 昭子	曾於医師会立病院
6	保育事業者等連絡協議会の代表者	久保 直基	カトリック志布志幼稚園
7	地区社会福祉協議会の代表者	上原 登	松山地区社会福祉協議会
8		宇都 義幸	志布志地区社会福祉協議会
9		野村不二生	有明地区社会福祉協議会
10	地区民生委員・児童委員協議会推薦による地元精通者	川上 豊	松山地区
11		村岡 政美 (再掲)	志布志地区
12		中村 睦子	有明地区
13	ボランティア及び市民団体関係者	宮ヶ原耕平	志布志市ボランティア連絡協議会
14		岩根 正夫	志布志市共同募金委員会
15		立岡 怜子	志布志市地域女性連絡協議会
16		上村 裕治	志布志市商工会
17		桑迫 悟 (再掲)	伊崎田地区地域コミュニティ協議会
18		八久保理香	NPO法人ふぁーすと
19	学校教育関係者	竹之内清政	志布志市PTA連絡協議会
20		青山 智宏	志布志市立小中学校代表
21	権利擁護に関する学識経験者	松元 修二	司法書士
22	権利擁護に関する団体の関係者	上村 裕治 (再掲)	曾於保護区保護司会
23	就労支援団体の関係者	桑迫 悟 (再掲)	シルバー人材センター
24	保健医療及び福祉関係者	山野 秀明	大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課
	アドバイザー	古市 智子	(社)鹿児島県社会福祉協議会地域福祉部長

◎は委員長、○は副委員長とする。



## 志布志市地域福祉計画策定検討会規程

### (設置)

第1条 志布志市地域福祉計画（次条において「福祉計画」という。）の策定に関し、関連する部門間の連携を図り、総合的に検討するため、志布志市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 検討会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、職員のうちから市長が任命する。

### (会長及び副会長)

第3条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第5条 検討会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員若干人で組織する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 第3条の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

### (庶務)

第6条 検討会及び部会の庶務は、福祉課において処理する。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

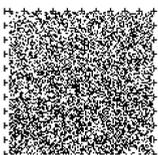
### 附 則

#### (施行期日)

1 この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

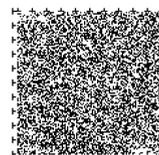
#### (この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



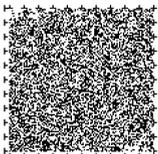
### 第3期志布志市地域福祉計画策定検討会委員名簿

	課名	職名	氏名
1	総務課	危機管理室長	菅屋 祐一
2	総合政策課	政策推進Gリーダー	溝口 茂樹
3		地域政策Gリーダー	橋本 淳二
4		地域政策担当サブリーダー	長濱 哲彦
5	コミュニティ推進課	地域コミュニティ係長	西鍋 優一
6		ダイバーシティ推進係長	國重 貴仁
7	港湾商工課	課長補佐兼商工振興係長	平原 孝
8	市民環境課	課長補佐	救仁郷義徳
9		環境政策室長	松永 憲一
10	福祉課	課長補佐	黒石 直也
11		児童福祉係長	丸田 陽海
12		子育て支援センター所長	立根まなみ
13		社会福祉係長	吉松 裕美
14		障害福祉係長	和田 健志
15		保護係長	伊集院貴之
16	保健課	課長補佐	富重 隆之
17		課長補佐	山本由紀子
18		介護保険係長	濱屋 政博
19		保健対策係長	君安 孝子
20		健康支援係長	藤田真紀子
21		地域支援係長	米森 智美
22	建設課	建築住宅Gサブリーダー	光畑 由香
23		都市計画Gサブリーダー	武田賢一郎
24	福祉保健課	課長補佐	梶 真由美
25		福祉係長	黒木 紀子
26		まるごと相談室長	坂元 正知
27		まるごと相談係長	岩元 重樹
28	総務市民課	課長補佐	又木 作朗
29		福祉係長	中尾 亜矢
30	生涯学習課	課長補佐兼生涯学習係長	河野 尚仁
31	学校教育課	参事兼指導係長	久木崎 敢



計画の策定経過

年	月	策定委員会	策定検討会	作業部会	その他	備考		
令和5年	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月			8/18 部会	8/1			
				8/22・23・24 部会	8/28			
	9月	9/15 第1回	以降ビジネスチャットツールを活用したオンライン開催					
	10月							
	11月				11/2			
		11/20 第2回			以降ビジネスチャットツールを活用したオンライン開催			
12月								
令和6年	1月	1/12 第3回				パブリックコメント	計画素案決定	
						1/29～2/20		
	2月					2/19 志布志市まちづくり委員会		
3月	3/5 第4回						計画案の承認	



## 数字・英文字 ...

### 8050 問題

80 代の親とひきこもり状態の 50 代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。

### DV

(ドメスティック・バイオレンス／英：Domestic Violence) の略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

### KPI (評価指標)

(英：Key Performance Indicator) の略称で、日本語で「重要業績評価指標」と訳される。一般的に KPI とは目標の達成度合いを測るための数値的指標を指す。

### NPO

(英：Non-Profit Organization) の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

### PDCA サイクル

計画 (Plan) を立て、それを実行 (Do) し、実行の結果を評価 (Check) して、さらに計画の見直し (Action) を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法。

### SDGs

(英：Sustainable Development Goals)

の略称で、日本では「持続可能な開発目標」と訳される。貧困や不平等のない、気候変動に対応した持続可能な社会実現のため、各国が 2030 年までに達成すべき行動計画を示している。

### SNS

(ソーシャルネットワーキングサービス／英：Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

## あ行 ...

### アウトリーチ

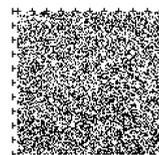
(英：Outreach) 援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

### アフターコロナ

新型コロナウイルスが蔓延した後の世界。

### インクルーシブデザイン

身体の特徴や状態、年齢などの要因により、既存の商品やサービスを利用しづらい人たちにとって、使いやすくなるようにデザインする手法。ユニバーサルデザインが汎用性の高いデザインを考案するのに対し、インクルーシブデザインはターゲットの意見を反映させてデザインするという相違点がある。



## ウェブアクセシビリティ

インターネットのウェブサイトにおける利用しやすさの度合い。ウェブサイトの文字の大きさや配色を見やすくしたり、音声などの代替情報を加えたりすることにより、高めることができる。

# か行 ...

## 家計改善支援事業

生活困窮者自立支援制度の1つで、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する事業。

## 虐待

むごい扱いをすること。繰り返しあるいは習慣的に、暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をする事。  
①身体的虐待（対象に身体的暴力を加える）、  
②心理的虐待（対象に心理的暴力を加える）、  
③性的虐待（対象に性的暴力を加える）、④経済的虐待（対象に金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、⑤ネグレクト（対象に必要な資源を提供しない）などがある。

## 協働

同じ目的のために、2人以上の者が対等の立場で協力して共に働くこと。

## 救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者などが、ご自宅での緊急時に備えるための道具。救急医療活動に必要な氏名、生年月日、血液型、服薬内容、かかりつけ医、緊

急連絡先などの情報をシートにご自身で記載し、円筒形のプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管。緊急時に、かけつけた救急隊員が冷蔵庫から取り出し、適切な救急医療活動のために活用する。

## コロナ禍

新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、さまざまな災い。感染症自体だけでなく、それを抑止するための行動制限、社会・経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼なども、広く含む。

# さ行 ...

## 自治会

同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織。

## 自治体戦略 2040 構想

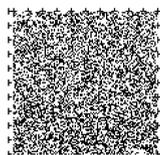
総務省において、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理し、今後のあり方についての構想がまとめられたもの。

## 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

## 社会資源

一般的に利用者のニーズ（課題）を充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称



したものと同様、各種制度、サービス、人材、組織・団体、活動、情報、拠点、ネットワークなどが挙げられる。

### 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁（法人の所在地等に応じ都道府県知事又は市長等）の認可を受けて設立される法人。

### 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度の1つで、生活に困りごとや不安を抱えている場合に、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業。

### 就労準備支援事業

生活困窮者自立支援制度の1つで、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う事業。

### 新型コロナウイルス感染症

2019年12月に報告された新型コロナウイルスによる肺炎などの感染症。中国の湖北省武漢市で発生し日本を含む世界各地に広がった。頭痛・高熱・倦怠感・肺炎などインフルエンザに似た症状を呈する。COVID-19。

### 生活保護

生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて

国が行う保護。1950年改正の生活保護法によって生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種の扶助からなる。

### 性的マイノリティ

同性を好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、また性別不合などの人々のことで、「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」、「LGBTQ+」ともいう。

### セーフティネット

（英：Safety net／「転落防止網」の意）安全装置・安全策。社会的セーフティネットとは病氣・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度のこと。同条第2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあり、具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。

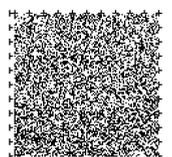
## た行 ...

### ダブルケア

育児と介護を同時期に担うことで、育児と介護の両方の責任や負担が重なること、またそうした状態。

### 多様性

（ダイバーシティ／英：Diversity）人種や性別、宗教、価値観、障がいの有無といった様々な属性をもった人達が、集団の中で共存している状態のこと。



## 地域コミュニティ協議会

概ね小学校の区域内で活動されている様々な団体等を、校区公民館を中心にもう一回り大きな枠組みで束ね、新たな組織を立ち上げ、地域内の協議による合意形成を基本に、地域課題の解決やまちづくりに、市と対等な立場で連携・協力しながら自主的に取り組む実働組織のことを指す。

## 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいう。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となる。

# な行 ...

## 日常生活自立度

「寝たきり度」ともいわれ、高齢者の日常生活自立度の程度を表すもの。

## ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群。1979年に最初に用いられた和製英語で、子どもから高齢者の方まで幅広い年代の人が、気軽に楽しむことができるスポーツをいう。ソフトバレーボール・ベタンク・ドッジボール・ボッチャ・タグラグビー・グラウンドゴルフなど。

# は行 ...

## ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいう。

## 伴走型支援

生活が困窮し家族や地域の支え合い機能が脆弱化して社会的孤立が深刻化する中で、「つながり続けること」を目的とした支援として重視され、地域共生社会の推進における対人援助の重要なアプローチと位置付けられている。

## フォローアップ

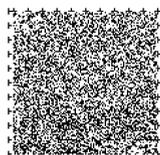
(英：Follow-up) 既に行ったことに対し、時間をおき再度その事柄を強化し、効果を確認するための行動を指す。

## 包摂性

(インクルージョン／英：Inclusion) あるものを包み込んで取り込むことを意味する言葉で、広義ではあるものを包括的に受け入れることを指す。具体的には、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ調和を図ることを指す。

## 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされるが給与は支給されない。



## ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

# ま行 ...

## マッチング

（英：Matching）種類の異なったものを組み合わせることや、複数のデータをつき合わせて照合すること。

## 民生委員・児童委員

同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担う。都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。同時に児童委員を兼務する。

## 民生費

民生費（みんせいひ）とは、地方自治体の歳出において福祉などに支出される費用。

# や行 ...

## ヤングケアラー

家族のケアをするために家事や家族の世話などを日常的にする子どもたち。

## ユニバーサルデザイン

（英：Universal Design、UD）文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）をいう。

## 要介護（要支援）者

介護保険制度において、対象者がどの程度の介護を必要とするかを表したもの。介護が必要な程度に応じて7段階に区分され、要介護認定を受けた方は、公的な介護保険サービスを利用できる。

# ら行 ...

## 老人クラブ

おおむね60歳以上の方が、身近な地域を基盤として、自主的に参加・運営する組織。親睦・健康づくり・地域貢献など老人福祉の増進を目的とした活動を行う。

## 老老介護

65歳以上の高齢者を65歳以上の高齢者が介護する状態。

